

目 次

○第1号（9月3日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	5
日程第 4 一般質問について	7
◇高田清一君	7
◇村上慎一君	2 3
◇松井保夫君	3 4
◇波多野宏美君	4 7
◇川田敏彦君	5 9
散 会	7 0

○第2号（9月4日）

議事日程 第2号	7 1
本日の会議に付した事件	7 1
出席議員	7 2
欠席議員	7 2
説明のため出席した者	7 2
事務局職員出席者	7 2
開 議	7 3
日程第 1 議案第54号 平成29年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定に ついて	7 3
日程第 2 議案第55号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出	

		決算の認定について……………	8 1
日程第 3	議案第 5 6 号	平成 2 9 年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算の認定について……………	8 4
日程第 4	議案第 5 7 号	平成 2 9 年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	8 6
日程第 5	議案第 5 8 号	平成 2 9 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳 入歳出決算の認定について……………	8 9
日程第 6	議案第 5 9 号	平成 2 9 年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について……………	9 1
日程第 7	議案第 6 0 号	平成 2 9 年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	9 4
日程第 8	議案第 6 1 号	平成 2 9 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	9 6
日程第 9	議案第 6 2 号	平成 2 9 年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳 出決算の認定について……………	9 8
日程第 1 0	議案第 6 3 号	平成 2 9 年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の 認定について……………	1 0 0
日程第 1 1	陳情について……………		1 0 5
散 会……………			1 0 5

○第 3 号（9 月 1 9 日）

議事日程 第 3 号……………	1 0 7
本日の会議に付した事件……………	1 0 8
出席議員……………	1 0 9
欠席議員……………	1 0 9
説明のため出席した者……………	1 0 9
事務局職員出席者……………	1 0 9
開 議……………	1 1 0
日程第 1 委員会議案審査報告（決算審査特別委員会委員長）……………	1 1 0
日程第 2 議案第 5 4 号 平成 2 9 年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定に ついて……………	1 1 1
日程第 3 発委第 3 号 平成 2 9 年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する 改善要望書の提出について……………	1 1 5

日程第 4	委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）	1 1 5
日程第 5	議案第 5 5 号 平成 2 9 年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出 決算の認定について	1 1 6
日程第 6	委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）	1 1 7
日程第 7	議案第 5 6 号 平成 2 9 年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算の認定について	1 1 8
日程第 8	委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）	1 1 8
日程第 9	議案第 5 7 号 平成 2 9 年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算 の認定について	1 1 9
日程第 1 0	委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）	1 2 0
日程第 1 1	議案第 5 8 号 平成 2 9 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳 入歳出決算の認定について	1 2 1
日程第 1 2	委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）	1 2 1
日程第 1 3	議案第 5 9 号 平成 2 9 年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	1 2 2
日程第 1 4	委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）	1 2 3
日程第 1 5	議案第 6 0 号 平成 2 9 年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	1 2 3
日程第 1 6	委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）	1 2 4
日程第 1 7	議案第 6 1 号 平成 2 9 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	1 2 4
日程第 1 8	委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）	1 2 6
日程第 1 9	議案第 6 2 号 平成 2 9 年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	1 2 7
日程第 2 0	委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）	1 2 7
日程第 2 1	議案第 6 3 号 平成 2 9 年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の 認定について	1 2 8
日程第 2 2	議案第 6 4 号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定につい て	1 2 8
日程第 2 3	議案第 6 5 号 平成 3 0 年度榛東村一般会計補正予算（第 3 号）に ついて	1 3 1
日程第 2 4	議案第 6 6 号 平成 3 0 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 号）について	1 3 2

日程第25	議案第67号	平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	134
日程第26	議案第68号	平成30年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第1号)について	135
日程第27	議案第69号	平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第1号)について	136
日程第28	議案第70号	平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)について	137
日程第29	議案第71号	平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算(第2号)について	139
日程第30	議案第72号	平成29年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分に ついて	140
日程第31	報告第3号	平成29年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率 について	141
日程第32	報告第4号	平成29年度決算に基づく榛東村の公営企業にお ける資金不足比率について	141
日程第33	発委第4号	榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則について	142
日程第34	文教厚生常任委員会に付託の陳情第9号について		146
日程第35	委員会の閉会中の継続審査について(総務産業建設常任委員会)		147
日程第36	委員会の閉会中の継続審査について(文教厚生常任委員会)		147
日程第37	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について		147
日程第38	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について		147
日程第39	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について		147
日程第40	議会運営委員会の閉会中の継続調査について		147
日程第41	議員派遣について		148
日程第42	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について		148
日程の追加			149
追加日程第1	発委第5号	群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早 期承認を求める意見書の提出について	149
議長挨拶			150
閉会			150

平成30年第3回

榛東村議会定例会会議録

第 1 号

9月3日（月）

平成30年第3回榛東村議会定例会会議録第1号

平成30年9月3日（月曜日）

議事日程 第1号

平成30年9月3日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 諸般の報告について
 - 日程第 4 一般質問について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	波多野 宏 美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎 一 君
5番	川 田 敏 彦 君	6番	小野関 治 義 君
7番	高 田 清 一 君	8番	清 水 健 一 君
9番	枡 井 保 夫 君	10番	小 山 久 利 君
11番	山 口 宗 一 君	12番	岸 昭 勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千 晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直 美 君
総 務 課 長	清 村 昌 一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘 行 君
税 務 課 長	岩 田 彦 一 君	住 民 生 活 課 長	山 本 正 子 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏 記 君
建 設 課 長	久 保 田 邦 夫 君	上 下 水 道 課 長	山 口 誠 一 君
会 計 課 長	浅 見 英 一 君	教 育 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢 一 君	代 表 監 査 委 員	岩 崎 唯 雄 君
事 務 局 長			

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第3回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

9月を迎え、ようやく朝夕に秋を感じられるようになりました。ことしの夏は災害級の猛暑が続き、総務省によると梅雨明け以降7万人に上る熱中症患者が救急搬送されました。迷走台風を初め、日本最高気温の更新など、統計開始以来の記録づくめの異常気象に見舞われた夏となりました。

また、7月に発生した西日本豪雨災害では200人以上のとうとい命が失われました。今なお被災者は仮設住宅での生活を強いられ、その生活は困難を極めております。改めて痛恨の念とお悔やみを申し上げます。

さて、本年3月地方議会の存続に向けた総務省の町村議会のあり方に関する研究会は、議員のなり手確保に向けた報告書をまとめ、野田総務大臣に提出しました。報告書では、1、現行制度を維持、2、地方議員の兼職・兼業制限を緩和し、夜間や休日議会を原則とする多数参画型議会、3、議員数を減らして生活給を保証する集中専門型議会のうちから、地域の実情に合わせた体系を選択できるようにする考えです。

これに対し、全国町村議長会は、本年3月26日、次の5項目の意見書を提出いたしました。1つ目は、町村総会の現行制度の可能性を探ること、2つ目は、自主的な取り組みを積極的に行っている団体の現場の声をまず聞くこと、3つ目は、議会制度を検討する場合に、町村のみを対象としたり、人口によって差を設けないこと、4つ目は、議会制度の制度設計について、多種多様な地方情勢をパッケージで類型化した制度としないこと、5つ目は、議決事件の限定など、議会の権限を低下させるような制度改正には反対するというものです。

町村議会のあり方に関する研究会とあわせて、町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会においても、本年3月に中間報告がなされました。議員報酬をめぐる考え方の根本は、1つ、従来に比べ増加する議会活動に適する報酬額の算定、2つ、住民から見えにくい議員報酬に応える説明責任の敢行、3つ、議員報酬額と議員のなり手不足の連動に当たり、こうした考え方を踏まえて議員報酬算定を行うべきとする手順案が示されました。

今後、これらの動向を注視しながら、民主制の理念に立ち返り、議会の存在意義を再確認しなければなりません。

本定例会は、決算議会として、歳入歳出執行予算の結果を総合的に確認し、検証して予算効果と行政効果を客観的に判断し、予算審議と財政運営の指導に役立てるものです。このことを念頭に、住民の代表という立場で真摯に決算審査に臨まれるようお願いいたします。

また、本日は、通告により5名の議員による一般質問がございます。一般質問の目的と効果は、ただ単に執行機関の所信を明らかにするだけではございません。執行機関の政治姿勢を明確にし、事務

執行、行政運営についてそれが適切に行われているか監視する機能、そしてその上で政策提言を行うことも一般質問の大きな目的でございます。

第3回定例会は、決算を審査することから例年会期が長くなりますが、議員各位におかれましては円滑に議事が進行し、適正妥当な議決に達せられるようご理解、ご協力をお願いし、開会の挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

なお、本日は、大勢の傍聴の方々がお見えでございます。大変ありがとうございます。傍聴されませう皆様に申し上げます。傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

ただいまから平成30年第3回榛東村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。

ただいまの出席議員は、14人です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、村長以下説明のための管理職は、全員出席であります。また、本日はお忙しい中、岩崎唯雄代表監査委員が出席されております。岩崎代表監査委員におかれましては、お暑い中、連日決算審査に当たられ、大変お疲れさまでした。

直ちにお手元に配付しました日程により会議を行います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

1 番波多野宏美議員、2 番善養寺孝議員を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第3回定例会の会期については、本日3日から19日までの17日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日3日から19日までの17日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

局長の説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） それでは、お手元に配付の諸般の報告によりご説明いたします。

議案書等の受理につきましては、本定例会開催に伴い、議案19件、報告2件を受理いたしました。

2番、例月現金出納検査の結果に関する報告でございます。別添資料のとおり、平成30年5月から7月分の例月現金出納検査の結果でございます。詳細につきましては、後ほどご確認ください。

3、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、記載のとおり会議が開催されました。

4、群馬県町村議会議長会につきましては、記載のとおり会議が開催されました。

5、議員派遣結果でございます。記載のとおり派遣を行い、出席いたしました。

以上で議会関係の諸般の報告を終了いたします。



◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（南 千晴君） ここで、村長より挨拶並びに本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

[村長 真塩 卓君登壇]

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

議長のほうから許可をいただきましたので、平成30年第3回定例村議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

本日、議員各位、全員でございますけれども、出席をいただきまして定例村議会が開会できますことに、まずもって御礼と感謝を申し上げたいというふうに思います。

6月28日から7月8日にかけて記録的な集中豪雨によりまして、西日本を中心とする15府県で死者が200名を超えたと、家屋の被害は3万棟以上に及ぶなど、未曾有の災害がありました。土石流による家屋の損壊、また、河川の氾濫、ため池の決壊による広い地域での浸水など、テレビで放映されるたびに余りに悲惨な光景に目を覆いたくなるような光景でございました。

また、豪雨の後には全国の広い範囲で猛暑が続き、広島県の豪雨の被災者が自宅の片づけ中に熱中症でお亡くなりになる、そのような痛ましい事故もありました。本当にこの痛ましい事態に対しましてお悔やみ申し上げたいと。

そして、この夏は、熱中症による死者は30都道府県で100人を超えたというような報道もございました。そして、7月と8月に台風が例年になく多く発生いたしました。その中には、東から西へと移動するという異例な進路をとったものもありました。

昨今の異常気象は、我々の生活、そして命までも脅かす大変危険なものとなってきております。豪雨災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げたいと、被災された方々に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

そして、現在、過去最大と言われている伊勢湾台風以上の台風21号が近づいております。それを考

えてみますと、本県へあす、特に風が、強風が懸念されているところでございます。ご存じのとおり、今現在、稲がこうべを垂れております。そのときに強風が来ますと、それが大変心配されるところでございます。

また、先月10日、群馬県の防災ヘリコプターはるなが山中に墜落するという大変痛ましい事故が発生いたしました。この事故によりまして、群馬県の防災航空隊員、そして吾妻広域消防本部職員のとうとい命が失われたことは痛恨の極みでございます。お亡くなりになられました9名の方々に深く哀悼の意を表するとともに、ご遺族、関係者の皆様に心からお悔やみを申し上げたいというように思います。

吾妻広域消防本部では、防災航空隊に派遣されていた職員を含めて一度に6名の隊員を失いました。この6名は、各消防署の中隊長クラスでありまして、火災、災害発生時において、消火あるいは救助活動の中心的役割を担う職員でありました。吾妻地区においては、この活動に支障が出ることも危惧されるところでございます。

先般、渋川広域組合の副管理者として、私も渋川消防本部に対して吾妻広域消防への惜しみない協力、隣の広域圏でございます。その惜しみない協力を指示したところでございます。

さて、今回の定例会に上程させていただく議案等について、その概要をご説明申し上げたいと思います。

議案第54号から第63号までは一般会計、各特別会計、上水道事業会計の平成29年度の決算の認定をお願いするものでございます。一般会計及び特別会計の決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、また上水道事業会計の決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして監査委員の審査意見を付して上程をしているところでございます。

先ほど議長のほうからありましたけれども、岩崎代表監査委員、そして議会のほうから波多野監査委員におかれましては、7月から8月にかけて例年になく厳しい暑さの中、現地調査も含めまして長時間にわたって真摯に審査していただきました。この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

議案第64号につきましては、地方税法の一部改正に伴いまして、榛東村税条例等の一部を改正しようとするものでございます。

議案第65号から第71号までは、一般会計、国民健康保険特別会計等各会計の補正予算で、平成29年度の決算に応じ前年度繰越金の補正を行うほか、当初予算編成後に生じた事由により所要事項について補正を行おうとするものでございます。

議案第72号は、決算に基づく上水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

以上19議案を提出させていただきましたので、審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

また、報告事項は2件で、平成29年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について、そして、平成29年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきましてご報告をいたすものでございます。

会期は本日から9月19日までとただいま決定をいたされました。本日から17日間、よろしく願い申し上げて、挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇

◎日程第4 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届け出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。つきましては、質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確でわかりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番高田清一議員の質問を許可いたします。

7番高田清一議員。

〔7番 高田清一君登壇〕

○7番（高田清一君） 7番高田清一です。

きょうは、多くの傍聴の皆さん、大変ご苦労さまです。

近年、温暖化が叫ばれています。その影響というのでしょうか、ことしは、先ほどもお話ありましたけれども、大変な猛暑が続きました。皆さんにも体調維持に大変ご苦慮なされたのではないかと思います。また、農家の皆さんについては、農作物の影響も大きく、大変ご苦労されたこととお察し申し上げます。

先ほど、村長も申しておりましたけれども、自然災害も頻繁に発生し、6月の地震、それから西日本の災害ということで多くの被害がでてしまいました。追い打ちをかけるような集中豪雨、台風による被害も続いております。大変目に余るものがあるところでございます。

前回、群馬で久しぶりに大きな地震がございました。私も役場に早速駆けつけたんですが、そのときには既に村長を本部長とした災害対策本部が設置されており、情報収集等、大変迅速な対応がとれていたことに感心をいたしたところであります。

このような行政の体制が整っていることや、それからこの地区は災害に強いという指摘もございませう。ですから安心できるのかなとも思うんですが、そうはいつでも今の情勢を見ますと大変安心できる状況ではないと、そういうふうに思います。いつ何時災害が発生するかわからない中で、事前準備を怠らず十分しておく必要があるかというふうに思います。

以上のことから、本日は今月5日までの防災週間ということでもございますので、災害を中心とした質問、それから以前に質問しました内容の進捗確認ということを中心に質問を行いたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以降、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） まず、災害関係で、災害発生時対応としての内容で何点か確認をさせていただきます。

まず、村内の現在の避難所、これは何カ所設定してあるか、教えてください。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 指定緊急避難場所が1次避難所と言われるものでございますけれども、それが4カ所、それと指定避難所、2次避難所でございますけれども、それが49カ所、それと福祉避難所が3カ所ということで指定をしているところでございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） この前、全戸に配布されたNTTのタウンページというのがありまして、私もこれを信じて確認させてもらったんですが、これ全部勘定しますとコミュセンの20カ所を含めて49カ所ということで、役場のほうの認識している箇所と同じだということは確認できました。

この中で避難所の指定基準、これを教えてください。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 災害対策基本法の第49条の7第1項に指定避難所の指定という条項がございます。市町村長が、想定される災害の状況等に応じて、避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者、その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民、その他の被災者を一時的に滞在させるための施設ということで指定をするということで、詳細について、またその法の施行令がございます。施行令20条の6で5つほど細かい基準が定められてございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 先ほども言ったんですが、近年、想定外の災害、想定外の雨にしろ台風にしる、大変大きな災害に見舞われているわけですが、避難所が、通常村民が避難するといったときに、この避難所という情報が行っていると、その避難所に行く、逃げるだろうと想定されます。

そのときに考えられるのは、この中に公園等々が12カ所ぐらいあるんです。公園というのは、芝生だけで建物はないわけですから、そこに避難した場合に1次避難だよといったって、村民がそれを理解しきれていないだろうと。そうすると、その後、二次災害、これ危険が伴うということが想定され

ます。

よって、今現在もそうなっているかどうか確認で教えていただきたいんですが、例えば避難する建物がない場所は、その指定箇所から除くとか、それから災害の規模に準じた形で指定場所の指定をするとか、それから、それを行政からの通知で指定決定するとか、ここら辺の動きが必要だろうかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議員ご指摘のとおり、指定避難所として公園、建物のない箇所についても、今のところ指定をしているという状況でございます。

これらについては、緊急避難場所、1次避難場所のほうに振りかえる等の見直しを速やかに行ってみりたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） それを早急にやっていただきたいというふうに思います。

それから、県の情報で備蓄物資の確保対策という欄がございました。それで、これはいざ災害が起きたときに避難所に逃げている村民等々に対しての食料、飲料水、これらのところの体制ということだと思んですが、これを見ますと災害時に必要とされる非常用食料や飲料水の更新を定期的実施するというふうに記載されております。

現状、行政としての、この項目に対して、どのくらいの量が必要で、今現在、どのくらいの備蓄をされているかどうかを教えてください。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 備蓄品でございますけれども、現時点で飲料水が2リットルのペットボトル3,000本、500ミリリットルのものが6,500本、それからアルファ米が約9,800食、クラッカーが約2,100食、缶詰3,000個などの食料、それから投光器や非常用トイレなどの災害資機材等も備蓄してございます。

本年度中に備蓄品を買い増しするという予算をいただいておりますので、飲料水2リットルを3,000本、500ミリリットルを6,000本、それからクラッカー等、新規に調達する予定としております。

飲料水に関しましては、本年度、調達が終わりましたならば、単純換算で3,000人から4,500人分ということになります。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 私も含めてなんですが、ここは災害が来ないだろうと、うちに限って、この

榛東に限ってという、どうも安易な気持ちが各人、私も含めてあろうかなというように思います。当然、想定外のことはいつ何どき起こるかわかりませんので、確実な体制準備、そのことをお願いしたいというように思います。

同じく、同じ条に、食料生活必需品等の調達供給体制の整備という欄がございました。これを見ますと、吉岡は記載されているんですが、榛東は記載がなかったというふうに思います。

これは何が言いたいかという、何か災害が起きたときに近隣市町村との連携とか、それから民間企業との連携が必要になってくるだろうと、そこで整備状況かなというふうに思うんですが、これ、今、榛東記載されていないんですけれども、これに対してはどう体制をとっているか、教えてください。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議員お持ちの資料が平成25年1月現在という資料かと思いますが、実は平成17年に飲料水メーカーであります三国コカ・コーラボトリング株式会社と災害時における物資提供等に関する協定を締結するというのを締結してございまして、当時、災害時には自販機内の飲料水を無償で提供を受けられるということのほか、飲料水の優先的供給を受けられることに、そういった協定を17年に締結されてございまして、この資料からなぜ漏れたかというところはちょっとわからないんですけれども、そういった状況でございます。

その後、平成27年には、コープ、生活協同組合コープぐんまと応急生活物資、それから輸送、それらの輸送に関しての協力を得られる協定を10月に締結してございまして。

また、直接的に協定を締結してはございませんけれども、三国コカ・コーラボトリング以外の飲料水の自販機が村の施設内に設置されております。それらは全て災害時には中のものを無償で提供を受けられるということになってございまして。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 今後も継続して、他の市町村との連携等々も含めて進めていただきたいというふうに思います。

次の項目に移ります。

防災無線でまた触れさせていただきたいんですが、これ何回か私も言わせていただいております。どうも私はいつも言うように古い人間で、有線のイメージがあって防災無線というのは防災に限定されているような動き、それからお悔やみ絡みの通知ぐらいしかと思っているので、それについての関連なんです、34年の12月以降、現状の防災無線が使用不可になるということになっております。

この資料を見ますと、現在、榛東村については同報系防災無線をデジタル化するとともに、移動系デジタル無線として携帯局及び車載器並びに避難所等に半固定式を設置し、情報伝達手段を複数系

統化するとあります。

この中身が、現状の防災無線と何がどう違って、現状がどう改良されているのか、これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 平成22年度それから23年度の2カ年度でデジタル化の移行工事を行っております。その際に、同報系、移動系、同報系というのは屋外の拡声器等を通じるものですが、移動系というのは公用車の車載器あるいは携帯用の無線機でございますけれども、そちら全てデジタル化を完了してございます。

この工事の施工に先立ちます実施設計段階で、村内の放送棟の受信状況の調査を実施してございます。この際、当初の設計段階では屋外受信機、各ご家庭にある屋内受信機は廃止をして、屋外の放送棟によるデジタル化に完全移行するという予定でございましたけれども、区長会さんと説明会を何回か開催したということでございますけれども、その際に屋内も残すべきではないかという意見が多数寄せられたため、現在、屋外のをデジタルで放送されております。屋内の個別受信機はアナログ放送という従前のやり方が残っているという状況でございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） そうすると、参考に聞きたいんですが、もしも設備が変わった場合に、現状の使用料は変化があるんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 維持費、無線機の保守点検等につきましては、アナログが停波になるということであれば反対に安くなるというんでしょうか、今、2波で放送していますので、電波法の改正によりまして、先ほど議員おっしゃったとおり、34年度でアナログは停波になるということでございますので、それ以降につきましては、経費については減少するということで見込んでおります。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） これは前回の質問でもお伺いしたんですが、どうも私もこだわりがあるんですけど、現状、この情報を、榛東のこれを見ますと、情報伝達については行政情報などを村民へ配信するためメール配信サービスを整備、全村民対象として希望により防災ラジオを配布、こうあるんです。

この体制で今現在でも変わらないかどうかということと、この体制だけでは全村民に対する情報伝達手段が甘いというふうに、毎度繰り返し言っているんですが、これについての対策の考え方、変わ

りませんか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） これは、今まで紙媒体、村の広報紙ですとか回覧板ですとかそういったものしかない時代もございました。その後、無線放送と言うんでしょうか、防災無線を整備したのが平成2年度だったと思うんですけども、その後にもまた技術が進みまして、メール配信等あるいはホームページでの情報提供ということで行っておりますけれども、今のところこれ以上の伝達手段はないといいたいでしょうか、それぞれを充実していくということでは対応できないのかなという部分でございませぬ。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） なかなかお金の問題等と絡むので難しいと思います。

それと、なおかつ前回、村長の答弁でしたか、プライバシーの問題とかもろもろ騒音の問題もあるよという回答もいただきまして、そこら辺のところの問題はあろうかというふうに思うんですが、多方面にわたってお年寄りの住民も踏まえた中での包括的な情報伝達手段ということをお前提とした対策を今後も継続してぜひともとっていただきたいというふうをお願いをし、次に移りたいと思います。

次に、これも河川について、確認をしたいと思います。

これについては、資料からしますとハザードマップ、これも確認をさせていただいたんですが、ハザードマップからしますと地震に関しては榛東入っているんですけども、土砂と洪水は未作成というふうにあります。

なぜかというふうに思うんですが、これ大きな河川を中心としてつくられている、作成されているというふうに私も認識ができました。そうしますと、ここは利根川等の大きな河川が近くにありませんので、そういう意味で浸水想定地域も指定されていないのかなということ認識したところでございます。

ただし、これだけ多くの想定外災害が発生している中で、特に事前対策として、村内の河川の水害発生危険箇所を事前に把握し、事前に対策を講じておく必要性が今現在は生まれているのではないかとこのように思うんですが、どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議員ご指摘のとおり、村内の土砂災害警戒区域に係るハザードマップにつきましても、現在、村として作成はしてございません。

平成27年度に土砂災害警戒区域を抱えます2区と12区におきましても、自主防災組織の活動として県の砂防課、それから群馬大学の協力を得まして自主避難ルールあるいは緊急避難地図を記載した自

主避難計画を作成されているということでございまして、その計画が策定された後にそれぞれの区の自主防災組織により避難訓練も実施され、これに村の職員も立ち合わせていただいたというところがございます。

今後、住民が適切に避難行動をとることができるように、土砂災害警戒区域などを村のホームページに掲載してまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 昨年の第2回定例会で一般質問をさせていただいた中で、村内8本の河川、私も上から下まで巡回をさせていただきました。

その結果、特に長岡の自害沢川と山子田の牛王頭川、それから染谷川については倒れた竹等がひどい状態だよと。その伐採なり、竹が倒れてそれがもう堤防みたいになっちゃって、そこによる雨による災害が起きる可能性がありますねと、せきとめられてあふれた段階ではもう危ないので、事前にそこら辺のところの対策を立てていただきたいという要望を出しました。

その結果、竹の伐採等々については、私も何カ所かもうやられているなという自覚、認識を持っているんですけども、もう2年たちましたので、その2年間におけるその指摘に対する対策実施状況、それを教えてください。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 1級河川の管理でございますけれども、河川法第9条の規定によりまして、原則群馬県知事が行うこととなっております。

村では、1級河川において危険箇所が確認された場合は、遅滞なく群馬県宛てに改善の要請に努めているところでございます。

以前、高田議員からご指摘をいただきました河川等の樹木伐採等の要請のほか、渋川広域圏の行政懇談会等の席上におきましても、真塩村長から直接渋川土木事務所に対し河川内の土木の伐採整備等の改善要請を行っているところでございます。

村では、ご指摘の箇所につきまして、伐採等の確認について現地確認を行ったところでございますけれども、現在のところ、ほとんどが実施されていない状況でございました。渋川土木事務所に対応を確認したところ、河川にかぶる樹木等の大半は民地からの繁茂であること、また、危険度に応じ優先順位を設け対応しているというところでございます。指摘箇所等につきましては、現地を確認し対応してまいりたいという回答を受けております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 当然のことながら、県の土木事務所との関係、それから村としての予算、これを考慮した場合にすぐ何でもかんでもやれるというふうには認識はしていないわけでございますけれども、村民から要求が、現実にも今でも要求が私のところにも来ております。

1区の自害沢川の吉岡とのつなぎのところに、川の中にも竹がいっぱい生えちゃって危ないと、それから、この前も建設課長にもお願いしたんですけども、リバーサイドのところの河川の横の竹がひどいよと、それからもう一つは、9区と14区との境のところの竹がひどいよと、こういうところが具体的に危険だと、具体的に何とかしてくれという要望が上がってきているのも、これも現実でございますので、全部が全部、即対応できるというふうには思わないけれども、そういう住民からの要求があったところについてはできるだけ優先順位を高くして対応をお願いしたいというふうにお願いたいと思います。

そうすると、今後のそこら辺の計画が、もしもありましたら教えてください。なければ結構です。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 1級河川につきましては、先ほど申し上げましたように土木事務所の対応ということでお願いをしているところで、順次対応をしていただくということで確認をとっております。

村の河川の整備でございますけれども、実際、村が今年度整備すると予定しておるところは矢玉沢の河床整備工事、樋呑沢の改修工事、蟹沢川の護岸工事というところを予定しております。村内における普通河川の危険箇所の一部の改善というところがございますけれども、図られるものと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） できるだけ前向きに、危険がある場所については想定した中で災害が起きる前に事前対策としてお互いがチェックして、お互いが協力して災害が起きないように対策を立てていければというふうに思います。

関連して、貯水池についてお伺いをします。

貯水池を回ってみますと、管理は相馬原事業所、榛東村、渋川警察とあるのですが、これの記載されている部署別の管理区分、管理分担、これがどうなっているか教えてください。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 貯水池、ため池の管理区分につきましては、村、県農業指導センター、土地改良連合会で行っております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） そうしますと、日常点検、それから危険箇所の把握等々はどこがやっているか教わりたいんですが、災害に備えて、私も現状把握のために貯水池、村内、たしか私が見たのは19カ所あったと思うんですが、19カ所の貯水池を巡回して見ました。ほとんどの貯水池は河川と隣接していなかった。これが一つの安心材料なんですが、河川と隣接しておりますと河川のあふれた水が貯水池に入って、その貯水池が決壊するというおそれがあったんですけども、これは危険はないなという判断をいたしましたわけですが、ただし、私の見る限りの判断です。8区の八幡貯水池と、それから14区の天神山貯水池、それからあそこは13区になるんですかね、別分貯水池、私が見た限り、この3カ所については貯水池のすぐ下に団地なり住宅が控えているというのがあります。

そうしますと、雨によるは安心だとしても、地震によって貯水池のところが穴があいたり決壊する、またひび割れるという可能性があるだろうというふうに感じました。

そうしますと、これに対しての事前の点検、日常点検、これをやっていく必要等があると思うんですが、これに対してはどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議員のご指摘のとおり、通常の管理につきましては、毎年7月に県の職員と貯水池を点検し、安全を確認しております。

続けてもよろしいですか。

また、今回、平成30年7月豪雨では、西日本を中心に広範囲かつ長時間にわたり大雨が続き、各地で甚大な被害が発生しました。特に、農業用ため池については、決壊や一部損壊等によりため池の下流の住民や公共施設等に対する被害が発生しており、今後、さらなる大雨や台風等が予想され、農林水産省のほうから全国ため池緊急点検の実施要請がございました。村では、被害状況の迅速な把握及び応急対策の実施並びに事前の防災・減災対策に取り組むべく、8月17日に渋川農村整備センター及び土地改良連合会と一緒に21カ所、高田議員が言っていた19カ所というのはここら辺にあるところで、多分、桃泉貯水池と黒髪貯水池を抜いていたんだと思いますが、21カ所全ての貯水池の緊急点検を実施したところ、現時点での安全性を確認することができました。この緊急点検は、全国ため池緊急点検項目を用い安全を確認するとともに、これからの災害に備えて点検時の写真を記録に残しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） ちょっとこんなことを聞いちゃ悪いんですけども、参考に教えてもらいた

いんですが、貯水池の土手をよく水を利用している方がみんな協力して草刈りしているんですが、あれは当然のことながら環境整備も必要かというふうに思うんですが、使うから自分たちでしっかりやりなさいよと言うだけじゃなくて、管理者責任として、あとやっている人たちに対する支援体制はあるのでしょうか。あったら教えてください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 以前は農林水産省のほうで維持管理のお金をくれていたようです。

最近、防衛省のほうに移管されまして、補助金のほう、維持管理費が厳しいようです。よって、草刈りについては、群馬用水榛東管理区で各貯水池の水利組合さんや地元の方々に管理をお願いしているところがございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 防災ということで関連して、あと1つ、いろいろ聞かせていただきます。

ボランティア活動について触れてみたいというふうに思います。

ここに、災害ボランティア活動体制の整備というところがございます、榛東村と社会福祉協議会がボランティア活動における調整等を円滑に実施する委員会を設置するという話で載っているわけですが、具体的に、今回、例えば西日本の災害等々があったときに、これはどう活用したのか、またはしようとしたのか、また、する必要がなかったのか、これの結果を教えてください。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） それに関しましては、榛東村は活用はされておられません。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） されておられないということは、する必要がないという判断に基づいてされておらないのか、それとも、必要があったんだけどできなかったのか、そこら辺のところをしっかりと教えてください。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 災害に対してボランティアを派遣するというこの意味でよろしいのでしょうか。

そうしましたら、ボランティアというのは本人の自主性から始まるものと理解しております。被災地へ赴いてのボランティア活動については、被災した県の社会福祉協議会が統括しているので、ご本

人が問い合わせをし、被災状況等の情報収集をした上で全国各被災地で活動していると聞いています。

ですので、村がということではなく、個人という活動となるかと思います。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） やむを得ないんでしょうかね。理解したような、しないようなところがあるんですが。

私が思ったのは、今回、行政として例えば職員派遣等々を検討して派遣するという事は、その経験というのは今後の当村における災害発生時に十分役立つだろうとかというのが一つ、それと、あれだけ続けざまに災害が起きているところに対して支援体制を、どうであれ、榛東村として体制をとるべきだろうということからしたら、社協との設置どうのこうのという以前にそういう具体的な動きをする必要性があったのではないかという気持ちで確認をさせていただきました。

今後、また頻繁に災害が発生するチャンスが生まれるというふうに思いますので、そこについては今後も前向きに榛東村としての対応策を善処していただきたいという願いをして、次に移りたいと思います。

もう一つ、ボランティアで、今言う災害ボランティアということではなくして、ちょっと関係で確認したいんですが、例えば、今、大分私も含めて高齢化社会、お年寄りが何をしたいのかな、毎日何かやることがないなとかという人もいるでしょうし、それから何らかの地域貢献をしたいんだけど、何を具体的にやっていたいのかわからない、または、気分転換に短い時間でも何かに参加したい、多くの人たちとのつながりの場がほしい等々、そういう人たちは村民の中にもいるのではないかとということからしたら、現在の村内のボランティア活動組織というのはどのくらいあるのでしょうか。もしも把握していてわかりましたら教えてください。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 先ほど、災害ボランティアを除いてということですので、村として把握をしていますのは、榛東村ボランティア連絡協議会ということで社会福祉協議会のほうで活躍をされています。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） これはちなみにあれですか、ボランティアに参加した場合には、活動費とか支援とか、ボランティアだからそういうものは出さないんだよと話が終わっちゃうんですけども、支援体制とかのものは、もしもあったら教えてください。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 村としては直接的な支援はしていませんが、社会福祉協議会で支援はされていると思います。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 今、災害に関連しているいろいろな難しい問題があるというものの、ぜひとも前向きに少しずつでも体制をとる、対応をしていくという必要性を今重々感じておりますので、きょう言った内容も含めて今後前向きに検討していただきたいと。議会もそれに連携をとって、ぜひとも対応できればというふうに思っております。

次に移ります。

以前に質問して関連で、農業問題について何点か触れさせていただきたいというふうに思います。

平成28年の第1回定例会の一般質問において、農業関連、これについての質問がどこがどう具体的にやったんだという質問を私が受けました。質問に対する回答内容がどこがどう具体的にやったんだと、こういう質問を受けたものですから、そういう意味も含めて確認をとらせていただきたいと思うんですが、そのときの回答としては、農作業受託組織に関して、JAと農業担い手と関係組織と連携して今後前向きに検討していくという回答がまずありました。28年。それから、29年の第1回のときには、平成29年4月に農事組合法人立ち上げもあるとの回答をいただきました。

これに関する現状の進捗状況を教えてください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） JA等と連携をとってというのは、今までも農業振興については切り離せないことです。

29年第1回議会で、29年4月に3人の農業者が協力し農事組合法人を設立いたしました。また、その年の8月には農業経営改善計画が認定され、法人として認定の業者となつていただいております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） ここの耕作放棄地の問題、それから農業、誰かに頼みたいんだけど頼む人がいない、どこに頼んでいいんだかわからない等々の問題が頻繁に起きているということは、私も皆さんも重々承知していることというふうに思うんですけども、この前、近くの田んぼを見に行きましたら、随分グループで仕事をしているグループが見当たりました。そこで、皆さんどこですかねと聞いたら、群馬中央ファームということでしたが、これが設立するというに伴う設立した会社形態かなという認識をしました。

これの設立に当たって、村のかかわり方、それから村としての支援体制はどんなふうになっているか教えてください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） ハード面の支援としましては、平成29年度、もみすり機及び自動選別計量機を購入するに当たり、榛東村認定農業者経営改善補助金30万円を交付しております。

なお、この補助事業は認定農業者の育成、確保及び農業経営の改善を図るための農業用機械等の導入経費の一部を補助するものとしています。交付要綱で、補助金に係る補助率は事業に要する経費の30%を限度とし、補助金の額は30万円を超えないものとしています。

また、本年度は中央ファームさんに対してトラクターを導入するに当たり、県のはばたけ「ぐんまの担い手」支援事業補助金分県の補助金30%以内と榛東村農業振興支援事業補助金を合わせて交付する予定となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） そうしますと、それ以外にJA等との連携等々を含めてそれ以外の動きはあるのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） JAとの連携する動きというものは、ふだん、農業振興に関する会議において、JAの榛東支所長をはじめ、次長等に参加していただき、いろいろなアドバイスをいただいております。よって、JAとは連携を図っているつもりでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 先ほども言ったように、私の近所でもなかなか農業、田植えする人がいない、それから、そういうところに対応する人がいない、後継者がいない、年をとっちゃって動けない、もろもろの要素から、さっきの中央ファームを含めて田植えから稲刈りまで一括してお願いしているというのが実情かなというふうに思っております。

そうしますと、今後、耕作放棄地をふやさない等々の対策の一環としても、それから困っている農家の皆さんの手助けという意味も含めて、この体制を維持継続、発展する動きに対して、ぜひとも全面的な支援体制、支援の配慮をお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今後も行政、農業委員会、農業担い手、またJA、中間管理機構と

連携し、耕作できない農用地を耕作放棄地にならないように一生懸命支援してまいります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 同じく、中間管理機構について確認をさせていただきました。

中間管理機構活用については、28年の第1回の答弁の中で、28年度、重点地区を設定し、重点地区で実習検討するとの回答をいただきました。これはどうなっているかということで、29年度第1回の定例会における確認を再度させてもらったんですが、このときは広馬場地区を重点地区に設定し、第1号として中間管理機構を介入させたブドウ園をスタートさせたという回答をいただきました。

それ以降、ちょうど1年たつわけですが、それ以降、1年間における進捗状況を教えてください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 中間管理機構を活用して行った実績を報告させていただきます。

平成30年8月現在で本村の中間管理機構の活用実績につきましては、中間管理機構が借り上げを行い転貸している筆数は約80筆、面積が約10ヘクタールです。中間管理機構も徐々に広まり、活用する方がふえております。

手続についても、確かに相對の利用集積に比べると書類も多く時間がかかってしまうのですが、徐々に簡略化されてきておりますので、使いやすい制度となっております。

また、平成28年度に広馬場地区を重点地区に設定しておりまして、現在、広馬場の活用実績が全体の3割程度となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 関連して、東京葛飾区との協定、これは村長が行って調印されて、私も一緒に行かせていただいたんですが、これについては、農業委員会の尽力と産業振興課の努力で協定が結ばれたわけですが、今後、農業委員会との連携を図る中で議会としても継続発展に向け積極的に参加推進していく必要性を私自身も今感じているところでございます。今後も行政との連携等の中で進めていければというふうに思っております。

次に移ります。

これも村民から要請要望が二、三ありまして、多分、8割、9割方、私自身が無理かなとも思っているんですが、何か楽しみなり夢があってもいいのかというふうに、村民もそう感じているということからして提案をさせていただきます。

ここ数年、村を挙げてのイベントというのは、今後行われるむらづくり祭、これの話がメインだと

いうふうに思います。

昔を懐かしむわけではないんですけれども、北小の校庭で盆踊りをやって花火が上がったイメージが私の幼い気持ちの中でまだ残っておりまして、榛東村がなかなか活性化図れない、元気がない、活気がないというのはやむを得ないとはいっても、3年や5年に一回ぐらいはそういうイベントを催して、ぜひとも村を盛り上げる、活性化を図る、そういう意味で、ぜひとも村主体で自治会なり区長会の皆さん、商工会からも全面協力をしていただいて、村を挙げて夏祭りを開催できたらというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 確かに、高田議員おっしゃるとおり、ちょうど私も子どものころ、たしか農協が主催で夏祭りを今の北小で行っていたということを覚えております。その開催については、農協ができなくなったというような、経費とかそういうもので、その後においては商工会、その後については青年団が中心になっていたということが私も覚えているところです。その中に私も参加というか、子どものときに行って輪の中に入って踊った経験があります。そのときは顔を見られるのが嫌なので、一俵の俵、それをかぶって出たような、仮装みたいな形で出た覚えがあります。

確かに、そのような、特に夏休み等において、あるいは豊年祭りが中心だと思うんですけれども、そういうことで、今後、村の行事としてやったらどうかというようなことだと思うんですけれども、これは本当によく主催者あるいは協力者がどのようにできるか、それらを含めて検討していくことが重要かなというように思います。

高田議員の提言はよく承っておきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 予算がというのは、当然のことながらそれを踏まえての話、それからせっかく準備したのに雨が降ったらどうするんだとか、この話もしかり、それから、この前、むらづくり祭りのときの実行委員会に私も参加させてもらったんですが、あれだけの人数が、あれだけの関係者が、あれだけの関係団体があれだけ準備してやることの大変さも重々わかった上で、夢の一つとしてお願いを申し上げたところでございます。

これについては、自衛隊さんがどれだけお話に乗ってくれるかわかりませんが、勝手な素人考えで自衛隊さんをお願いして花火を演習場内で上げてもらえないかなんていう気持ちも持っているんですが、こんなのは可能性は全くないでしょうか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 花火についても、確かにその当時、商工会とかそういう人たちが中心になっ

て北小の前の田んぼのところでやっていたものを私も覚えております。本当に村で行われるのがそれでしたので、本当にわあわあ、きゃーきゃー言いながら見させてもらいました。確かにいいことだなと。

しかし、今現在、だんだん開発が進んでいきますと、それによる風等の影響で火災とかそういうものも考えなきゃならない、そういうところは大分少なくなってきました。

そのかわりに、自衛隊で借りてやったらどうかという話ですけども、自衛隊はたしか、ことしは8月6日ですか、盆踊り大会がありまして、そのときも花火を上げております。

今のところ、私のほうでも、今後、村のほうと一緒に協力してできるかどうかはまだ聞いておりませんが、大分自衛隊のほうも、そこにみんなが入ること自体を今の政情でございますので反対しているところもあります。その点を協議しながら考えていきたいと思っております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 私が感じ入ってなぜこんな話をしたかというのは、住民からの要求があったのもさることながら、お年寄りを含めて、なかなか村内、顔を合わせるチャンスがなかった、やあ久しぶりだねということで会うチャンスがなくなっているのも現状ですし、村を離れている若者についても、お盆に帰省したときに昔のお友達と会って懐かし話をする、そんなチャンスもこの夏祭りを通じてできればというふうに思っているわけです。

そのことによって、結果的に帰郷意識が高まるという、これも一つには村の活性化につながる一つの要因、手段かなというふうにも感じたもので、このような提案をさせていただきました。ぜひとも前向きに検討をお願いしたいというふうに思います。

最後に、先ほど来、村長もお話をしていますし、あした台風21号が最接近するという情報でございます。今現在からしますと、先ほどから災害についていろいろな話をしてきたんですけども、みんなが被害を最小限に食い止める、もしも災害が発生した場合にはみんなが公助の精神を持って、みんなが協力して何とか体制をとって、被害が最小限にとどまることをお祈りするとか願って、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で7番高田清一議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時55分といたします。

午前10時37分休憩

午前10時55分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位2番村上慎一議員の一般質問を許可いたします。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君登壇〕

○4番（村上慎一君） 皆さん、こんにちは。

広馬場18区選出の4番村上慎一です。私、毎回こんな自己紹介をするんですけども、ちょっと意味がありまして、所属が文教厚生常任委員会で保育園の運動会とか夏祭りによく招待されて行くんですけども、私、行ったときにほとんどの方を知りません。私が知らないのは許されるんですけども、招待してくれた会場にいる方も私を知る人が余りなくて、ことしはそうでもなかったんですけども、去年、ある保育園に行ったら園長先生から議員さんですかと言われてまして、だから多分バッジもつけずにふらふら入っていくと不法侵入かと思って通報されたら困ると思ったんですけども、せめてこの会場にいる方には名前と顔を一致していただくために毎回自己紹介させていただきます。

早いもので9月に入りまして、9月というのは旧暦では長月という言葉で言われていますけれども、新暦の10月中旬から11月上旬、いろんな説がありまして、長い雨が降るから長雨月とか、夜が長いので長夜月、その説が多くて9月のことを長月と言っているようですけれども、その長月の中で、先ほど議長、村長、高田議員も挨拶の中でも、ことしの盆あたりも含めて非常に日本には大打撃を与えるような大雨等ありまして多大な損害を受けたわけです。後期高齢者の方にはエアコンをつけずに熱中症で亡くなったなんていう報道もありましたけれども、そんなことがないように日々は過ごせればと思うんですけども、先ほどお話ありましたように、ここ、私たちが住む榛東村、群馬県は、非常に自然災害が少ない安全な地域だと私は思っていますが、先月、先ほど村長も言われましたけれども、8月10日に群馬県の防災ヘリはるなが中之条の山中で墜落事故という痛ましい事故が起きてしまいました。

私は、そのはるなに2つ思い出がありまして、はるなが導入されたのが21年前、1997年に群馬県の防災ヘリとして導入されました。私は、そのとき、ちょうど榛東村の消防団長の任についていましたので、その当時の渋川広域ではるなに搭乗させていただく機会がありまして、あの爆音の中に乗って皆さんヘッドフォンを渡されて、方向を見るのには時計と同じですね、何時何分の方向と言いますからそちらを向いてくださいと、そういうことを教わって搭乗させてもらったことがあります。

もう一つは、前議会事務局長だった岩田局長がその当時は総務課で消防主任でした。私は、はるなに乗せてもらったのが記憶に厚くあったものですから、その年の榛東村の秋季点検に合わせて消防フェスティバルという名前で、なかなか消防の活動というのは男社会で、自分たちは出るんですけどもその家族や子どもたちが自分の父親、主人がどんな活動をしているかというのを目にしたことがありませんので、それで総合グラウンドでやったことがありますけれども、そのときには耐震車だとかはしご車とかいろんなものを当時の岩田主任が手配してくれて準備をした中に、一番目玉だったのはその防災ヘリはるなでした。その当時の村長、一倉村長含めて何人かが榛東村の総合グラウンドのこちら側の駐車場から離陸をされたんですけども、乗せてもらったことがあります。

そのはるなが、何とことしの8月に墜落で9名の方が亡くなられてしまったと。その9名のうちの7名は、先ほども村長が言われていましたけれども、本当に山岳救助のスペシャリスト、この方が、消防を担っていくスペシャリストが一気に亡くなってしまって、消防業務に関しても多大な損失だと思っています。そんな思いもあって、私は一般質問の説明がある先月17日に、群馬県庁の1階ロビーとヘリポートに献花台が設置されたんですけれども、こちらへ向かう途中、県庁の1階ロビーへ行って記帳させていただいて、手を合わせ頭を下げてきました。

そんな暗い、悪いニュースばかりでなくて、いいニュースというか、もありました。先日の7月30日ですか、上毛新聞に榛東村中学校の野口先生の記事が写真入りで三山春秋でしたっけ、そこに掲載されていました。教員の働き方改革をテーマにした教職員の支援機構、NITSと言うんですか、その主催のセミナーが東京で開かれて、ICTを活用した業務時間短縮の取り組み等が長く説明されていました。野口先生は、昨年度のNITS大賞で優秀賞を受賞した試みを発表して、生徒140名のテストの採点や集計に大きな時間短縮ができると、集計データを見ながら効率的な指導もできると、昨年ですか、理科の教室か何かで中学校へ訪問してその授業を見させてもらいましたけれども、そんな取り組みが多分クローズアップされて新聞記事になったと思うんですけれども、それも榛東村が積極的にICTを活用して導入してくれたおかげだと思いますので、子どもたちには非常に明るいニュースだと思っています。

もう一つ、昨日まで東京の国立博物館で開催されていました特別展「縄文ー1万年の美の鼓動」とう展示会がありました。縄文ブームらしくて、来場者はその当時の発表時点で20万人を超えたと。それで、私たち榛東村からも通過儀礼などに用いられたと見られる土製の耳飾り、茅野遺跡から発掘された、それが榛東村出土という格好で記載されていて、県内からは高崎、渋川、東吾妻等々からもそれにちなんだものが展示されていて、私は足を運ぶことはできませんでしたがけれども、村内の方も国立博物館まで足を運ばれた方がいるんだと思います。

3,000年も前の北関東人がどんな思いでそんなものをつくったかというのに興味を持たれて、行かれた方、新聞記事を見られた方の数名でもこの榛東村へ足を運んでいただければ、かかわり合いができて幸いです。

そんな期待を持ちながら、私のスローガンであります夢ある未来、あすの榛東のために、目指して、自席へ戻って質問を続けたいと思います。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 今回、3点の質問をさせていただきます。

まず最初に、ことし6月、大阪北部地震で大阪府立高槻小学校のプールにあったブロック塀が道路側に40メートルにわたり倒壊して、登校中だった女子生徒9歳の子が死亡してしまうという痛ましい事故が発生しました。その辺は、基礎部分を含めた高さが3.5メートルあったらしくて、建築基準施

行令の高さ2.2メートルを超えていました。また、高さ1.2メートルを超す場合に必要な補強用の控え壁もなかったということです。

しいて、学校とか公共施設というのは、先ほど高田議員が質問されたのと同じように公共施設は避難場所にも多く使われる場所だと思うんですけども、そんな学校の、それもプールの脇のブロック塀の倒壊で、何とそこへ通学途中の女の子が倒壊で亡くなったと、そんな大きな事故を踏まえて、文科省は全国の調査に乗り出して、報告を8月10日に状況を発表して、群馬県の発表では一部間違いがあつて13日に訂正されましたけれども、安全性に問題があるブロック塀が321校で、県内は321校の100%が対策をしたと。

そこで、ご質問なんですけど、本村ではどのような形でブロック塀に対しての安全性等、調査されたのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） どのような形でというご質問ですが、6月18日に、先ほど村上議員がお話いただいたとおり大阪府で地震が発生して幼い命が亡くなるという痛ましい事故が発生したと。それを受けて、すぐに榛東村教育委員会でも事務職職員が現地調査を行いまして、ブロック塀のある教育施設について、そのブロック塀の外観の点検を行いました。

また、先ほど高田副議長からのお話にもあったとおり、その前日には群馬県内で南部で震度5弱の地震が発生しているということもございました。そこにつきましては、事務局職員並びに各学校の管理職、あとは教育施設の生涯学習施設の職員等も含めて家屋も含めての点検を実施したところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） その調査の結果、危険と判断された箇所はありましたか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 危険箇所ということでございますが、北小学校のブロック塀の一部に基準を超える高さの箇所がございます。場所は、北小学校の運動場と北部第二学童保育所との境目にあるブロック塀でございます。ちょうど学童保育所の建物の裏側に当たる箇所、通路などの人の往来があるところではないんですが、長さにして15メートルぐらいの長さのブロック塀の部分でございます。

該当のブロック塀については、北小の運動場側から見ると高さが大体80センチぐらいの高さのものでございますが、反対の学童保育所側から見ますと擁壁の上にブロック塀が乗っているという構造に

なっているの、地面から合わせれば2メートル30センチ程度の高さになっている部分がそこでございます。これは、先ほど村上議員のおっしゃった建築基準法施行令で2メートル20センチ以下と定めた基準を超える部分であるというふうに認識しております。

また、先ほどの大阪の地震のところでプールの壁が倒れて女児が犠牲になったということで、どうしてもプールの壁というのは目隠しの目的もございますので、どうしても高さが高くなる部分でございます。村内のプールの壁も、外観からすると高さはそれなりの高さがございますけれども、ほとんどが金属製の目隠しの板と、あとはほかの擁壁の部分についてはRC構造の強度計算のなされた堅牢なものになっておりまして、外観がブロック塀に酷似している学校のプールの壁もございますが、中身はブロック塀ではないということでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 事故が起因して全国各地の公共施設、一般の通学路等も安全チェックをされているんですけども、報道を見ておかしいなと思ったのが、何でこんな事故を起こすようなブロック塀が、事故があったからクローズアップされて違法建築として調査もされていますけれども、先ほども言ったように、建築基準施行令を違反しているんです。それに対して、どのメディアも紙面も批判をしていません。

これは、私、よく公助、共助、自助と言いますけれども、国のある意味怠慢、手抜きだと思います。これをもっと危険性を以前から把握して、全国に通知を出してチェックをしていけば、こんな事故は起きずに、先ほど高田議員がいろいろ防災のことも聞きましたけれども、村の社会福祉協議会の局長とは時々話をする機会がありますけれども、万全を期すと、いろんな災害が起きたときには、そのときの対処のために万全を期すんですけども、まず災害があったら逃げるんです。なぜかという、救助される側にはなってはいけないからなんです。

いろんな行動を移して、結局は何もなかったのは一番ベストです。何もなかったんだから、何もなくてよかったねというのがその訓練のたまものなんです。何かあってばたばたするのは、民間で言えばよく後手に回ったということで余り褒められたものではありません。

今、局長からご説明いただいた北小のところのブロック塀は、校庭側から見ると80センチで人の通行もないようなところで人的な事故が起きるようには思えないんですが、それを発見されて、今後そのブロック塀に対しての対応はどうされますか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 先ほどの該当するブロック塀につきましては、北小側と学童保育所側の両方で近くに立ち入らないようにコーンを立てて注意喚起をするとともに、北小と学童で

子どもたちに近づかないように指導をしていただいているところでございます。

今後、改修工事を実施したいと考えておりますが、この部分以外にも、北小学校のブロック塀はプールの下のところの南側からずっと続いて、校門を挟んで学童保育所側と全部で144メートル程度でございます。今回、高さがちょっと高いというところが15メートルなわけですが、それ以外のブロック塀につきましても、かなりの設置からの年数が経過しておりまして老朽化が危惧されるところでございます。

先ほど建築基準法の話が村上議員さんからございましたけれども、このブロック塀も含め、教育委員会では学校施設及び生涯学習施設の建物については2年から3年に一度、専門業者による法定点検を実施しております。その法定点検の項目に、壁だとか擁壁というのも項目として含まれております。

ただ、検査項目の内容というのが耐震であったり、あとは劣化だとか損傷の状況を調査報告するような内容でございます。北小では、直近では平成27年度に検査を実施しておりまして、そのとき、このブロック塀に対して業者からの指摘事項はございませんでした。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、耐震とか劣化損傷の程度ということと、またその寸法とか構造というのは違ってございまして、そこがなかなかこちらとしても今回発見がおくれた原因なのかなというふうに考えておるところでございます。

今回の職員が点検した際に、この該当しているブロック塀以外の部分でも傾きであったりぐらつきであったり大きなひび割れが入っているであったりとかというものはなかったんですけども、ただ、内部や基礎部分については外観からはわからないため、北小学校のこの144メートル全部のブロック塀について、専門業者に検査をしてもらう必要があると考えております。

つきましては、本議会に検査に係る費用を補正で予算要望させていただきましたので、お認めいただければというふうに考えております。その後のことは、検査結果を見てから検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

本村の教育委員会は、小・中学校全てのALTの配置ですとか先ほどの野口先生の取り組みですとか、幼稚園を含めて発達障害の方への先生の配置が、ことしからでしたっけ、また増員させていただきました手厚く、子どもの教育に関してはほかの町村の誇れると私は感じています。

今回のブロックに関しても、今までどおり適切に迅速に事に当たっていただければと思ひまして、この質問に関しては終わりたいと思ひます。

続きまして、平成27年度で終了した第5次榛東村総合計画の結果を踏まえて、新たに28年4月より

10年後の将来像に「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」を目標とされた榛東村の未来が実現されるようにと、むらづくりの全施策の共通目標には「心かよいあう思いやりのむらづくり」と定められて取り組む施策は6つの施策からなり、25の基本施策に分類されています。

毎回、一般質問する中で少子・高齢化と急激な人口減少は、日常的で直接的には問題感を得られませんが、私を感じるころでは、実は一番日本将来のためには大きな問題だと考えています。

私が申すことでなくとも、ここ榛東村においてもそのような大きな問題を踏まえて、地元の特徴や現状のさまざまな分野で抱える問題点の解決策等に目標数値を的確に定めながら、毎日修正を重ねて、その事業へ向けて取り組まれていることと思います。

そこで、今回、第6次榛東村総合計画の第1章の健やかで生き生きとしたむらづくりから第6章の自主自立のむらづくりの中から、やはり元気な村をつくっていくことに関しては、一番目標として知りたいところであります明るい未来が描けることの項目だと思います、第4章、豊かで活力あるむらづくりについてに質問をさせていただきます。

基本施策、農林業の振興では、施策体系を農業生産基盤の整備、農業経営環境の充実、農産物のブランド化に係るPR促進、耕作放棄地対策の推進の4項目を主要施策として挙げて事業を進められています。

また、目標指数では、目標項目に新規就農者の支援、また、認定農業者の確保において、平成26年度までの基準値に対して平成32年度までの目標値として数値を上げながら取り組んでいるように記載されています。

それらにつきまして、今現在、取り組んでいる施策内容や、また、目標数値に対する今現在わかる数値等を教えていただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 村上議員の質問にお答えします。

榛東村の基幹産業である農業は、離農者が新規参入者を上回る状況が続き、農業の担い手不足が常態化している状態です。

第6次総合計画において、新規就農者の支援が掲げられており、平成26年の2人に対して5年後の目標は5人となっておりますが、30年8月末時点で新規就農者、残念ながらゼロです。しかし、これはもともと親が農業を営んでいて、子どもが一旦は農業以外の仕事についたんです。しかし、仕事をやめて親元と一緒に農業を始めるという親元就農者などが最近多くございます。新規就農者として、実はカウントされないんです。親元就農については。そのような仕組みになっていることから、残念な結果となっているわけですが、現在、26年度以降、新たに農業を始めた親元就農者は5名ほどいます。それは確認しております。

また、目標数値、指標の中で認定農業者の確保が掲げられておりますが、現在、36名となっております。

ます。2名減っております。

認定農業者になるには、まず5年間、農業経営改善計画を立て、計画が認定されると認定農業者となるわけですが、その後、5年ごとに計画を更新し、計画が再認定されれば引き続き認定農業者となるわけです。

しかし、高齢に伴って、もう5年間の計画を立てないよとか、または、更新を行わないよという農業者の方がいることが主な減少の要因となっております。

これも、いい話をさせていただきます。

現在、繁殖和牛農家、子取りですね、農家から新規認定の申請が2件出されており、9月の審査会にかかる予定でございます。この申請者2名が認定農業者に認められると2名ふえるということで、26年の38名の現状をキープという形になります。

続けていいですか。

耕作放棄地対策につきましては、高田議員のときにも少し話たんですが、農業委員会において、本当に7月に農地パトロールを実施していただいております。1年以上耕作や管理されていない農用地を対象に、耕作放棄地として農用地の所有者に対し、農業委員さんが一生懸命訪問し、管理または改善指導をしていただいております。

農業委員会の村内巡回及び訪問指導により、平成29年度は28年度と比べて耕作放棄地が3.8ヘクタール減少しております。現在も、農用地利用最適化推進員さん、農業委員会の中にいます推進員さんが中心となって、耕作放棄地の村内巡回を毎日のようにしております。

今後も、農業委員会と連携を図りながら農業施策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

いろんな分野でいろんな箇所で活性化をするということを聞きますが、先ほどの農業の分野では、先ほど言ったように少子・高齢化で担い手がいないことが原因で農業の継続ができないということもありますし、高齢なために新しいことにチャレンジするというチャンスも多少少ないんだと思います。

そのためには、先ほど課長が話してくれたように、地方自治体のほうからこんなことはどうでしょうかとか、農業委員さんのほうからこんなこともできるんじゃないかという声をかけることによってその道が開けるといいますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

そのほかに、村の活性化という言葉を使いましたので、何か取り組んでいることがありましたら、教えてください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） その他の取り組みということですが、商工業の振興について、少し話させていただきます。

商工業の振興については、商工会と協力しながら活性化に努めているのは当たり前のことです。

第6次総合計画において、村内の創業者がということで掲げられており、26年度、1人に対して5年後は2名となっています。30年の8月末現在で、26年から新たに創業し商工会員になってくれた方は、美容室や造園業、建築業、コンビニなど、既に7事業者もあります。これはうれしいことです。

また、商工会員になっていないんですけども、創業されている方やこれから創業に向けて商工会と打ち合わせ、また、相談をして準備を進めている事業者もいるということですので、今後も商工会と連携を図りながら支援をしていきたいと思っています。

せっかくの機会ですので、工業系環境の充実についてもお答えさせていただきます。

今年度、中小企業の労働生産性向上を柱の一つとする生産性向上特別措置法が平成30年6月6日に施行されました。

村は、この法律に基づき、先端設備等導入計画導入促進基本計画を作成し、7月13日付で関東経済産業局長から同意を既に受けております。

同意後、4事業者から、この先端設備等導入計画に係る認定申請書の提出が村にありまして、村は精査して、これを認定させていただきました。村の認定と8月24日の臨時議会で可決されました税条例の改正により、現在、事業者、中小企業庁、群馬県の中小企業団体中央会に対して、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金——ものづくり補助金と言われておりますが——の申請手続を進めております。

この事業は、中小企業、小規模事業者が取り組む生産性向上に資する革新的サービスの開発、試作品開発、生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するもので、補助率は事業費の3分の2、国の補助上限額は1,000万円となっております。

村としては、認定した導入計画に該当する機械装置等に対して、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税を免除とする税制支援を行い、事業者を支援してまいります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

産業振興課は、農業、商業、工業とさまざまな分野で幅広く今の現状を把握しながら、活性化するためにご尽力いただいていることが、今の意見でわかりました。

私の発言の前に、皆さんのお手元に2枚プリントアウトした紙が少しあるんですけども、これは村のホームページを開きますといろんな項目がありまして、その中の特産品というところをクリック

すると、榛東村でアピールすることが出てくるんですけども、右下に2018年8月23日、もう一枚が8月28日、この村の特産品のページを見ると、私がマーカーしたところがあるのと、写真にあるように文面が削除されているところと写真も2枚なくなっています。これ、今現在、村でない施設や行っていない事業が紹介されていました。それを、24日、子ども議会が終わった後、産業振興課の皆さんと打ち合わせをさせていただいたときに、まだこんなのがありましたよと言ったら、私が次に見たのが28日で、もう訂正されていて、もしかすれば次の日に訂正されていたのかもしれない。

自分の思ったことを各課に回ってお願いすることはなかなかできないんですけども、打ち合わせが終わったのが24日の17時25分です。となると、25、26、27、その3日間ぐらいの間にはもう多分これは訂正されたんだと思うんですけども、今まで、私が依頼したことの中でこんな迅速な対応をされたのは初めてだったのである意味感動も覚えまして、村民になりかわり、お礼の言葉も添えながらこの2枚のコピーを持参してきました。

多分、今、地方創生に各自治体が取り組んで一生懸命自分の地元のいいところだとかこんなことに取り組んでいますというのをアピールしている中で、こういった古い情報等があると、せっかく興味を持ってくれた人たちに対して、これがあるんで村に来ただけけれども実はないんだとか、こんなことをやっているはずなんだけれども実はないんですねという、そのプラス思考はとんでもないマイナスになってしまいますので、こういった日々動いていることに関しては迅速に対応していただければ幸いなんですけれども、今回の対応に関しては本当に感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。

2点目の質問は感謝の気持ちで終えて、3点目が、以前、私が質問させていただいた中で執行側の皆さん、よく検討しますという言葉が多いんですけども、具体的にこんなことをしたいですという回答をいただいた中で、2点質問させていただきます。

まず、1番目に、ごみ袋の単価に対する原料の価格がいろんな情報、発表等を見るとかなり変化がありました。以前、原材料の高騰のために村の指定のごみ袋の値上げがあったという説明をいただいて、もし原材料の価格が変動した時には値下げもあると思いますという答弁をいただきましたので、今現在はエチレンの価格が随分動いたんですけども、価格に対する影響等々はどのように把握されているのでしょうか、お答えいただきます。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 村上議員の質問にお答えします。

確かに、前回、以前質問をされたときに、そういった原材料の価格の変動等によってはごみ袋の販売価格を下げると回答させていただきました。

現在、エチレンの価格が下がっているとおっしゃいましたけれども、村が使用しているポリエチレンについては国内生産のものを使用しております。原油価格の高騰によりポリエチレンが高騰してお

ります。現在、今年度の落札価格から見ますと、販売価格を逆に上げなければならないような状況となっておりますが、現行の価格で販売をさせていただきます。

価格を下げるためには外国産の原材料を使用することも考えられますが、強度も考慮して今の厚さになっていますので、品質の確保ができるのであれば外国産のもの使用も可能かと考えます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 1回目の質問のときに、私も内容として他の市町村、県外では外国産の安いものを使っているところが多数ありました。どうせというか焼却してしまうものなので、その単価は安ければ安いほど私はいいと思っています。

あと、岩崎監査委員が精査してくれた審査意見書の中でも、ごみ袋製造卸業者委託料の増加などが上げられていると。原材料は、アメリカのシェールガスの取り出し方が容易になったことから、アメリカ産は50%の下落です。確かに、ここの数年、同じ業者が村内の指定ごみ袋を落札していますが、複雑な工事じゃなくて、単純には原材料を袋に変えて販売するだけですから、こんな単純な製作物はありませんので、確かにホームページにあったように原材料の価格によってごみ袋の価格は変わるんだと思います。最近調べた中でも、あるメーカーは原料の原油、この価格によって変動はしますという表現はしています。当然だと思います。日常、スーパーに行っても、今キュウリが高いとか安くなったとか毎日変動しています。

これは、ぜひ村民の方々から、見れば4円なんですけれども、これ村の指定ごみ袋なので全員どんな状態の方もその袋を使わなくちゃいけません。一つ案とすれば、その価格を下げるには、今、広報でしたっけ、裏のほうに企業の看板を上げさせてもらおうとか、村の封筒にも企業の名前を入れて協賛していただいているということがありますけれども、せっかく作成された榛東のマスコットキャラクターのしんとうちゃんを消せとは言いませんけれども、そこに企業名を協賛で入れるとかして何とか村のこのごみ袋の価格を下げる方向で取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけれども、よろしいですか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 今、議員がおっしゃったようにいろいろな方法はあるかと思えます。そういったことも含め、検討してまいりたいと思えます。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ぜひ、いろんな方面から取り組んでいただいて、24日の臨時議会でもありましたように、私述べたように、住民生活課だけでなく、多分ほかの課の課長さんも一緒になってよ

い意見を出していただいて前向きに価格を下げられるような方向で進んでいただきたいと思います。

それともう一点、以前、野良犬や捨て猫の苦情が多いということで村から回覧板で各戸に配布されて、そのことに関して私が質問したことに対しては、そういうことを防止する立て看板等の取り組みから始めるという答弁をいただきましたが、今現在の状況はどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 今現在と申しますが、昨年、村上議員の質問を受けまして、今年度予算で看板をつくることにしました。現在、看板については、猫による迷惑をなくするというものと、猫を飼っているんですけども家の外で飼っている方もいらっしゃいますので、猫の放し飼いはやめましょうという2種類の看板については、もう発注済みでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） きのう、地元18区の村民の方から2つ意見を聞きまして、畑ののり面を草刈りしていたら犬のふんが捨ててあって、刈ったときにそれを浴びたことがあると、何回も浴びたそうです。それなんで、注意を促すために自分で自分の名前を書いてここに犬のふんを捨てるなど立て看板をされた方がいます。

それと、もう一人の方は、早朝、犬の散歩に行ったら、側溝にまだ目のあいていない子猫が5匹捨てられていたと。見てしまえばやはりそれを娘さんが拾って、まだ目もあいていませんから、湯たんぽにお湯を入れてあげてタオルでくるんで哺乳瓶を買って授乳させて、獣医さんにもみせて立派に育てたそうです。

せっかく村がそういった苦情等々に関して回覧板で促したわけですから、もしその立て看板等がそこに立ててあれば、その犬をふんを浴びることはなかったかもしれません。もし、その側溝の近くに猫を捨てないでねとかという注意看板が設置されていれば、多分、村内の人ではないと思うんですけども、捨てに来た方も思いとどまって持ち帰ってくれたかもしれません。

予算はその都度決定されて、いつ使うかによってその効果が違います。タイムリーに決められたことは実行していただければ、村民の方の意見が反映されて住みよい村になると思いますので、ぜひタイミングよく進んでいただければと思います。

6月の定例会で申し上げたように、ことし、新年度から新たに5人の新任課長さんが着任されて、課長さんですから、ぜひリーダーシップを持っていただいて、旧態依然のような動きとは別に自分たちのカラーを前面に出していただいて村のために尽力していただければと思います。

24日の例もありますけれども、なかなか皆さん各課で業務を持って忙しいですから、それも重々わかるんですけども、何かのときに隣の課の課長さん、すれ違ったときに、こんなこともちょっと悩

みがあるんだけど、呼びかけがあるんだよとってほかの意見を聞くことも多分重要だと思いますので、そんなことから一歩進んだ、一歩村民の意にかなうような施策が時期も早く実行されれば、それは結局村に対してはすごいいいことなわけだと思いますので、ぜひ一生懸命頑張ってください、先ほどの5人の方じゃありませんけれども、積極的にキャリアデザインを磨いていただければと思います、私の質問はこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で4番村上慎一議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時40分休憩

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位3番 松井保夫議員の一般質問を許可いたします。

9番 松井保夫議員。

〔9番 松井保夫君登壇〕

○9番（松井保夫君） 皆さん、改めましてこんにちは。

本日は、昨日、人権を守る会のグラウンドゴルフが予定されていまして、優勝しようと思って、雨の中、朝、練習していたんですけども、結局中止になりまして、その関係上、体の調子がちょっと悪くて、私の聞きにくいところがあったら、行政の皆さん、言っていただいて、再度質問するというような形になります。よろしく願いいたします。

まずは、8月10日に県の防災ヘリが中之条の山中で墜落したということで、9名、乗組員全員死亡されたということです。心から本当にお悔やみを申し上げたい。

この人たちは、今多発している地震、そして豪雪、こういう中で救命救助、こういうことをされた人たちで、非常に亡くなられたことについて残念に思いますし、どうなっているんだよという気持ちでいっぱいでございます。

8月10日にこのような事故がありまして、8月12日は、毎年毎年、日航機123便のボーイング727、これが1985年の昭和60年8月12日に、18時4分に羽田空港を離陸したんですけども、18時56分には上野村に、御巢鷹山、ここに墜落をして、世界でまれに見る520名の方々が亡くなっておるんですね。

1986年の一周忌のときに、今は亡き上野村の黒沢村長が一周忌の式辞で述べられたんですけども、要はここに財団法人の慰霊の園を建てますと。そして、上野村と遺族の方たちで、この御巢鷹の尾根を守っていくんだという意思表示でございます。その後、皆さんの協力によりまして、空の安全、これを守るための道しるべ、こういう形で後世に残していきたいと、こういう話の中で33年たっておりますけれども、またこういうような事故が起きたことについて、非常に残念でございます。

事故の話はこのぐらいにして、私はこのごろ新聞等を見ていて2つ、非常に、年をとってきたから

かなと不思議に思うことがあります。

その1つは、前橋市が12月から、この市役所の窓口を民間に委託するというのをこの間、新聞に出ていました。私は、職員の人が、もう村なり、町なり、市は、職員の人がそういうことをやるものとずっと思っていましたから、はあということで、コストと、それと民間のほうが、村民、市民に対して当たりがいいんだらうとか、いろいろありますけれども、今これを国は推奨しているという話を聞いてびっくりしました。ただ、やはりコストとかいろいろ考えた場合については、収入源というのは決まってくるから、こういう考え方もあるんだなというふうに思っています。

2つ目が、この間、大阪の吹田市というところで中学2年生の子どもが、新聞配達の女性、3時半にですよ、40歳の女性をナイフで刺して重傷を負わせているんですけども、その理由がむしゃくしゃしていたから。今までは、高校生とか、その年代の人だったらわかりますけれども、いろいろなゲーム等含めて、スマホ含めて、こういう時代になっているんだなと。中学2年生ぐらいでも、もうむしゃくしゃしたら人を刺すんだなと。非常に危機感を持っているきょうこのごろでございます。

本日は3つ質問したいと思っています。その1つは、6月にも質問しましたふるさと納税。2つ目が、村長言われている安全安心な村づくり。この中で、今回のブロック塀の話もありますけれども、3点、4点ほど。最後が榛東村の地域の活性化、それと将来の人口の減少対策。これについて自席に戻って質問を継続したいと思います。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） ふるさと納税について質問します。

私は、6月の一般質問で、ふるさと納税、30年4月から返礼品、今までは1万円もし納税してくれたならば、5割の5,000円分のものお返ししていた。ところが、4月1日以降、我が榛東村についても、総務省の指導をいただいて、30%、3,000円のを、1万円納税されたら3,000円のを返納している。間違いなく、納税される方は減るんですね。

そういう中で、担当課長については、いろいろ対策を練って、4月以降、今9月になりましたけれども、どんな対策を練って、現状はどうなのか、ここを聞かせてください。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 松井議員が6月の一般質問のときに心配をされて、私のほうもずっと、4カ月間ですか、一生懸命努力してまいりました。

4月の寄附件数が392件、寄附金額が426万6,000円と報告したのですが、8月末時点の速報値ではございますが、寄附金額が8月ですけれども、2,911件で、寄附金額が3,163万7,000円となっております。これは29年度の8月末時点に比べて4分の1以下という状況が続いております。

返礼品提供事業者に新商品の開発や、返礼品の登録数をふやしていただいた効果は出てきているの

ですが、やはり返礼品が5割から3割となった影響は、依然として厳しい状況が続いております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 栢井保夫君発言〕

○9番（栢井保夫君） 平成29年に6億500万円納税をいただきまして、平成30年については、予算については3億円の予算を計上して、いろいろ努力をされていると。そういう中で、さとふるさんプラス、今、楽天さんですか、いろいろ検討されているのをちょっと聞かせてください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） それでは、対策についてちょっと説明させてください。

平成30年5月7日に続いて、7月30日に第2回返礼品提供事業者会議を開催させていただきました。この中では、村の今の現状を報告し、また業務委託先であるさとふるの担当者を招き、返礼品事業者に対して、ふるさと納税の市場と評価ポイントについての研修をしていただきました。内容としては、ふるさと納税の市場全体の推移や寄附者の年齢層の傾向、さらにポータルサイト内で高評価を受けている返礼品の特徴などを返礼品業者に説明をして、さとふるが今まで培ってきたノウハウ等の情報提供をしていただきました。

さらに、8月23日、楽天の担当者を招いて、楽天ふるさと納税を掲載するために、返礼品事業者向け説明会を開催させていただきました。この説明会には多くの事業者が出席してくれ、内容としては、システムの利用方法だけでなく、楽天が持っている情報、効果的な掲載方法などの説明を受け、事業者は新規ポータルサイト掲載開始に向けて、現在、前向きに検討してくれております。

今後も、引き続き寄附金の受け付け状況を把握しながら、業務委託先の情報を活用し、周りの情報を村は発信するとともに、定期的に情報交換の場を設けていきたいと思っております。

そして、何より、多数の寄附金の申し込みが予想される11月、12月までに、返礼品提供事業者、また新規の返礼品の事業者を発掘しまして、また業務委託先と連携を図りながら支援していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 栢井保夫君発言〕

○9番（栢井保夫君） 担当課長に聞きたいんですけども、今、生産者がこんな状態では生きていけない、こう言われるような言葉聞いたことがありますか。あるないで教えてください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） ございます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 大変なことなんです。第三者は、もうかっているときにあれすればいいんだよと言う方はいらっしゃるかもしれないですけども、違うんです。事業というのはそういうものだと思う。

やはり今困っているんだから、何とかしてやらなきゃいけない。その辺を、例えば3割返納品になっても、どんどんふるさと納税してくれているところはあるんですね。何がいいの、今、肉がいいらしいですよ、やはり。牛が。けども、うちはそういうわけにはいかないんで、いろいろなところを研修して、やはり何とか生産者のために頑張っていかなきゃいけないと思うんですね。その辺も含めて、今後、来年3月まで3億円を目標にいくんですよ、課長。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 3億円予算とっておりますので、努力してまいります。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） いろいろな人のご意見も聞いて、やはりいい意見をお持ちの方もいらっしゃるんで、その辺も含めて、このふるさと納税、これが多くいただけるように固定すれば、やはり例えば給食費になったり、いろいろ固定しなきゃだめなんです、これ、ふるさと納税というのは。不特定云々と言う方もいらっしゃるんですけども、私はそうは思っていない。ふるさと納税、これをうまく生かして、村の財産にして、それが給食費になったり、いろいろなところに行けるようなやはり努力をしていっていただきたいんですね。3億円期待しています。

次は、安全安心な村づくり。

この中で、午前中、村上議員については、学校内ということで、私は通学路ということで質問して、その中で学校内についてもちょっと伺いたいんですけども、県の教育委員会については、学校の今言う工作物、施設、これについて点検をして出ささい、こういうふうに言っています。これは文科省ですか、文科省に報告するようになっているんですね。

ところが、県はもう一つ、通学路等についても改めて調査しなさいという文言が出ているんです、6月に。大阪北部地震の亡くなられた子どもさん、これに基づいて、国も出したし、県も出しているんですね。そういう中で、今言う80センチだか70センチと村上議員に答えていた、あの塀はどうするんですか。それをちょっと伺いたいと思います。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 通学路のブロック塀の把握の件、あとは北小の80センチのブロック塀の件ということでご質問を承りましたけれども、先ほどの北小のブロック塀のほうを先に回

答させていただきますけれども、北小のブロック塀につきましては、先ほど村上議員さんのところでも回答しましたとおり、非常に高さそのものが高いということと、あとつくりが非常に古いということが、こちらとしては危険であるというふうに認識した次第でございます。

昭和53年に発生した宮城県沖地震の教訓を生かして、その後、昭和56年に建築基準法が改定になり、ブロック塀の高さの上限の基準が下げられて、2.2メートルを上限とするというものになっているわけですが、村内の特に北小学校なんですけれども、歴史のある学校ですので、当時の桃井小学校のころのブロック塀が多数存在している状況でございます。その中で、今の北小学校ができたのが昭和56年くらいだったと思いますけれども、桃井小学校のころのブロック塀となりますと、私がさかのぼって調べたところでは、北小学校のグラウンドの南側のブロック塀は昭和44年につくられていて、それ以前のブロック塀も、旧桃井小学校の講堂あたりのブロック塀も、今も残っているというような状況ですので、当然、宮城県沖地震のころよりも、以前のブロック塀がまだ数多く北小学校は残っているという状況でございます。

今回、古いブロック塀が下げられた基準に一部不適合の部分があって、そこは先ほど村上議員もおっしゃっていたとおり、北小学校は避難場所に指定されておりますので、基準にのっとってしっかりやっていきたいと思っているのと同時に、それ以外の外観で高さが基準を満たしているブロック塀に関しても、もうかなり50年以上の時間を経過しているようなブロック塀が数多くあるところを見たときに、今回、全体の北小学校のブロック全体の検査の費用をお願いしたいというところでご説明をさせていただいたところでございます。

また、最初の質問の通学路のことについてですが、地震後、学校と、あとは教育委員会事務局で通学路の状況を今も見て回っている状況でございます。地震の前の話では、例えば5月には、マイロードクリーン運動のときに、保護者と児童がともにごみ拾いをしながら通学路を歩いて、危険箇所の点検を行っています。

また、先ほど榎井議員からお話のあったブロック塀を中心に見るといふものの検査に関しては、先月、児童と教師がともに歩いて通学路の点検を実施いたしました。これはブロック塀などの危険箇所を教師が歩きながら子どもに意識づけをしながら歩いて行う通学路ですけれども、教育委員会事務局といたしましては、通学路の危険箇所というものはブロック塀に限ったことではございませんので、当然交通面の危険箇所もあわせて、また5月には新潟で女子児童が殺害されるという不審者の案件も新潟でございました。1人で帰るようになるような通学路の区間について、不審者が潜みそうなところとかも、この8月に教師と子どもが歩きながら意識づけを図るような通学路点検を行ったところで、その危険箇所については現在集約をしている最中でございます。

ただ、村内にはブロック塀が数多く存在しておりますけれども、ブロック塀に関しましては、外環の高さ、あるいは控え壁等、外観が安全なのかなというふうに思っている、中身そのものの確認というのはできないという難しさがあるかなというふうに実感しているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 今回、定例会で教育委員会は補正あげていますよね、十数万円。これについては、今言う、きょう午前中言われた2.2メートルを超している、3.何メートルある、これを調査する、検査するという話だと思うんですね。

私は、建設課長もよくご存じだと思うんですけども、今、通学路で空き家たる家のブロックにひびが入ったり、いっぱいありますよ、今。だったら、例えば十数万円の今言う補正は、こんな大事なお金なんだから、検査する云々といったら誰も挙げますよ、手を。もう一步進んで、やはり空き家とかでも通学路云々もあるわけですよ。そういうところも、県は、まず最初、今言う通学路については目視で調べなさいと言っているわけですよ。それが第一歩なわけだから、それでこの県の教育委員会から通学路を改めて調査しなさいという中で、上毛新聞によれば、渋川市で77カ所、館林市で170カ所、伊勢崎市で行政がやるようになったんですけども、民間からの情報を入れて8カ所、危ないところがありますよと言っているわけですよ。我が榛東村については、学校の施設には危ないものはないと言っているなら、必然的に通学路なりを調査する方向にいくんじゃないんですか、普通は。どうですか、単説に。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 通学路の調査ということですけども、先ほど申し上げたとおり、職員が通学路、通学路といいましても、子どもが歩くところは全て通学路でありますし、ほぼ全ての道ということになるんですが、可能な限り今実際に通って見て回っているところでございますけれども、道沿いのブロック塀が見てすぐに明らかに高さが高いであるとか、あとは大きなひび割れが入っているとか、あとは傾いているなどの様子があれば、通学路というのは地域で決めているものですので、地域の方と相談して、教育委員会として、また学校としてできることというのは、通学路の変更をやっているところでございます。

ただ、道路によっては、そこを通らないと学校に行けないという道路も数多く存在しておりますので、全部迂回できるわけではございません。また、今の通学路というのも、地域の方とよく相談をして、一番安全だろうと思う通りを通学路として定めているところでございますので、そのブロック塀を回避した道というのは、また異なる別の危険が潜んでいる可能性も当然ありますので、なかなか簡単にはいくものではないかなというふうに思っているところでございます。

学校としては、そうやって全ての危険を排除することというのは、ほぼ不可能な面もあるので、可能な限り行政のお力をかりながら、通学路の安全を確保していくのが望ましいと思うことと、それと同時に、子どもたち一人一人が榛東でなくても、例えば東京であっても、子どもたちが、あるいは前

橋であっても、子どもたちがこれから一人で生きていく場面というのは出てくるわけなので、そのいつでも、どこでも、自分の力で自分の命を守り抜くことができるような、危険に気づいて適切に判断できる、主体的に行動する態度を子どもたちに身につけさせることも重要だろうというふうに考えております。

そういう意味で、教育委員会としては、通学路点検で危険回避をするとともに、子どもたちに各学校を通して防災教育の充実を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 局長言われたとおりだと思うんですね。やはり立ち木なんかと同じように、人の家の木を切るわけにはいかない、これはあるんですね。

ただ、九州の先生が言われる話をちょっと引用させていただければ、要はこういう話ですよ。場合によっては、ここで今、建設課長と話しながら、そして所有者のところに行く。所有者が動かない場合については、場合によっては補助金出してまでも、場合によっては通学路を変更してまでも、そういう案を出していかなきゃいけないんだと思うんですよ、やはりこれからはですね。どうしても直してくれないんだったら、補助するしかないんだし、補助もできないというんだったら、子どもたちの通学路を変えるんですよ。そういうやはり考え方も今後必要だと思うんですね。いや、榛東村は大丈夫、大丈夫、こんなこと言っていられないんです、これからは。何か起きてからじゃだめなんですよ。

国も頭を下げているのは、今までは建物の耐震、こればかりに力を入れてきたけれども、肝心なためのブロックとか云々には点検不足と、もう謝罪しているわけですよ、国は。そういう中で、我々が今何しなきゃならないかというのはやはり考えていかないと、通学路の変更とかいろいろ考える必要が私はあると思うんですね。検討していただきたいと思います。

ただ、県の教育委員会は言っているんですけども、文科省は、学校、これのブロック塀、施設のね、これに対して報告義務があるけれども、通学路等について今言う電信柱やら壁やら、こういうものについては文科省に対する報告義務はないから、多分おくられているんでしょうと、県の教育委員会は上毛新聞に書いているんです。それに甘んずることなく、危険だと思うところは、やはり手を打っていかないと、子どもさんがけがをしたり、こういう話になりますので、その辺よろしく願います。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 学校というところは、子どもたちにとって安全で安心な場でなければいけないと。ところが、学校というのは、日々危機管理の連続と。今回、ブロック塀の件が出ておりますけれども、学校内外におけるそういう事故も当然あるし、それから台風が来ていますけれども、自然災害による事故等、そういうこともあると。それから、不審者も出るだろうと。そういうことを考

えたときに、そういう危機が発生したときに、再発防止というのが大事なんですけれども、今いろいろお話聞いている、やはりその起こり得るべき可能性を細かく調べ上げて、こういうことも考えられる、こういうことも考えられると、そういう予防策を講じていくことが原点に戻れば大事なことなんだろうというふうにしてお聞きしていました。

このブロック塀、通学路の問題については、なかなかこちらとしても調べてはいるんですけども、学校とも協力して調べてはいるんですけども、やはり地区のほうからも調べていただけるとありがたいのと、そういうことは思っております。

ただ、子どもたちの安全を預かるのは教育委員会の大きな仕事ですから、今、議員から指摘があったように、いろいろな可能性を考えて、今後も安全・安心な学校づくりのためにどうしていったらいいかと精査をしながら対応したいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） 事故というのは、いっぱい、一つの要因だけでは起きないんですね。例えば10個の要因が全てそこに固まったときに事故が起きて、そして亡くなるようなことが起きる。1つを減らせば、削れば、何とかなるところもあるので、その辺も含めて今後検討していただきたいと思います。

次が安全の標識の話ですね。

榛東村の標識については、根本から風で折れちゃったり、どういうことかという、やはり風が強いんだと思うんですね、榛東村は。それと、木がどんどん伸びてきて、風が強いです。それもまた標識を曲がらせたり、いろいろしているところがいっぱいあるというんですね。標識も風で曲がっているんです。これは群馬県の安全協会云々が担当する話なんだろうけれども、やはり定期的に見て、子どもの通学路云々も含めてそれを点検していただきたいと思うんですけども、どうですかね。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 日常的な点検につきましては、職員数にも限りがございます、全て職員で点検をするというわけにはいかないというのが現状でございます。

年に1回ではございますけれども、村の交通安全会に協力をいただいて、これはカーブミラーについてでございますけれども、清掃、点検を実施していただいております、その際にふぐあい箇所等も報告をいただいているというところでございます。

また、それ以外に住民の方、あるいは職員が村内に出張の際、あそこのカーブミラーがちょっと角度がおかしいよとか、あるいは傾いているよというような連絡を受けたときには、速やかに修繕、撤去、更新等を行うということになってございます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） カーブミラーなんかは、結構皆さんふいてくれていてきれい云々なんですけれども、榛東村の標識は曲がっている、風で。今度よく見てください。ここはやはり注意の喚起で、見ていただかないとわからないので、私はやはり風が強いんですよ、多分。だったら、吹き抜けの標識を交通安全協会に言わなきゃならないわけですから、そんなところも含めてご検討を願いたいと思います。

この項の最後は、日米共同訓練なんですけれども、日米共同訓練、相馬原演習場、訓練中止になりました、聞くに聞かれない話になってしまったんですけれども、実は先日、全員協議会のところですね、村はどんな対応をとるんですか、こういう話をしたときに、何かあった場合については、やはり村民のため行政が動く話なんです。そのときに総務課長からいただいた言葉は、総務課長以下組織をつくって、9月1日、2日、3日、訓練予定でしたけれども、ここで何かあった場合については、速やかに対応できる体制をとると、こういう言葉を聞いて非常に安心しています。

榛東村は、台風とか、今言う日米共同訓練もそうなんですけれども、対応が早いですね。その辺でお酒を飲んでいるかなと思うと、とんでもないです。ちゃんと裏に対策本部を設けてやっているということで、非常に安心をしているところでございます。

日米共同訓練はこのぐらいにしたいと思います。

最後は、地域の活性化と人口減少対策。

私は、地域の活性化について、榛名カントリー跡を使ったら、何か利用したら、この榛東村は伸びるのかなと。もう榛名カントリーはお金は戻ってきませんから、後は榛東村としていろいろな事業を進めるとか、私は一番望んでいるのは、あのハウスのところに円筒形のを建てて、夜、星を見る。夜、夜景、渋川、前橋、高崎が見られるような、そんなものをつくりつつ、野菜もあの公園につくっていくと、こういうのを私は個人的には夢なんですけれども、何かをやはり地域の活性化で考えていかないと、もうこれから伸び代がないので、その辺を考えていったらいいと思うんですね。

標高約1,000メートルですよ。それを含んで、実はあそこのキャンプ場、非常に行った人は好評なんです。話すことが。夜景がすごいきれい。だったら、もうちょっと上がれば、もっといいに決まっているんです。その辺を含めて、何か今後、榛東村のために副村長、お考えありますか。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 榛名カントリークラブ跡地の有効活用についてのご質問でした。

平成16年度末の土地賃貸借契約の解除後、榛名カントリークラブ跡地の利用につきましては、民間利用希望者からの申し入れも多数ありました。が、諸問題がありまして、先に進んでいない状況でございます。

造成をいたしまして、建物、建築物等を建築するような新たな開発を行おうとすれば、幅員6メートルの公道接道、これが必要となります。それから、飲料水や消防水利、この辺の確保の問題も出てきます。それから、山間部ですので、イノシシ、これら等も住んでおります。役場内で検討したこともございましたが、開発や土地利用に制約が多く、具体的な計画にはつながっていない状況でございます。

このような問題がございまして、土地利用、活用方法を考えましても、木々を植え、自然に、それから山に戻すといった意見が多くなってしまいまして、新たな活用方法を見出せていない状況でございます。

それから、株式会社榛名カントリークラブ、会社のほうなんです、会社につきましては、会社整理を行っていない、まだ倒産していない状態です。実態はございませんが、法律上は存在している会社です。現地には同社名義の建物などがあり、それらの撤去につきましては、取り壊し費用も問題になりますし、法的な手続等も必要であり、扱いが難しい状態となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 栢井保夫君発言〕

○9番（栢井保夫君） イエス・ノーで教えてください。じゃ、あの榛名カントリー跡はどうするんですか、今後。あのままでずっと置く、20年、30年、50年先まであのままで置く、こういう感じではないんですか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 何十年も置くつもりはございませんけれども、何せ企画財政課長が話したとおり、制約とかそういうものが相当あります。

さらに、皆さんご存じのとおり、これは川田議員もよく知っているとおり、あそこには不法投棄と私は思っていますけれども、フッ素のものが相当入っております。そのところが一番メインの開発できるとか、そういうところなんですけれども、これらを解決しないと、安易にこれはできなくなってしまったなという本当に危惧をしております。

これらについては、カントリー跡地だけじゃなく、この平地においても、榛東に言う、においても、相当数がありますので、それらを解決しないと、榛東のイメージが悪くなってしまいます。それらを努力しながらやっていきたい。本当にヒツジの問題とか、そういうので大分きました。あそこはちょうど吉岡の水源地なんです。そういうことからいくと、榛東はオーケーしても、吉岡の水とかそういうものを考えると、我々も進退もちょっと後退したような状況もあります。これらも総合しながら考えていきたいというように思います。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 栢井保夫君発言〕

○9番(栢井保夫君) 温暖化になってきて、どんどん標高も上がっていったところでいろいろつくれるようになりますから、いろいろ考えていただきたいと思います。

次に、温暖化に伴う農業のあり方ということで、やはりこれだけ暑くなってくると、いろいろ物のつくっている標高が違ってくると思うんですね。その辺を考えると、榛東村、いちごもぶどうも、またいちごをつくらうよと、こういうようないろいろなもの考え方が出てくると思うんですね。榛名カントリー近くではルバーブジャムをつくったり、こういう考えを今後していかないと、これだけ温暖化になってくると、やはりいろいろ考えを変えていかなきゃいけないような気がするんですね。やはり行政として指導するべきだと私は思うんです。

そういう中で、例えば、私も知らなかったんですけども、実は3年前においしいスイカをいただきました。おいしいスイカだったので、またいただきに行ったんですね。そうしたら、全然次はおいしくないんですね。なぜかという、つるの一番最後のほうはおいしくないんです、最初のほうじゃないと。メロンも全く同じなんですね。

ところが、今、大学との協定を結んで、大学は水から栄養をとらせて、全て末端までメロンもスイカもおいしいものをつくるんですね。だから、私は今後、いろいろ考え方あるかと思うんですけども、大学とかそういうところと協定なりを結んで、さらなる発展をするために、いちごとぶどうだけじゃなくて、そのほかの何かも、榛東村はこれってやつを今後編み出していかなきゃいけないのかなと、こういうふうに思っています。この辺も検討していただきたいと思います。

これ一言で、延伸道と中央公民館、あと給食センター。

この間、ある人に言われました。延伸道ができるのに、何で中央公民館と給食センターをそっちから離すんだと。これは建設委員会というのがあって、もうそういう形で進んでいるから、今さらそんなことを言ったってだめって私言いましたけれども、やはり、私、この間、村長にお話ししたとおり、そういうお考えの人もあるよというものをここに入れておいていただきたいと思います。かなり攻撃をいただきました、この間。よろしくお願いします。

人口減少対策なんですけれども、この間、8区の8月11日に夏祭りに参加をして、それももちろん班長で裏方でやらせていただいたんですね。ことは子どもさんが多くて、その子どもさんの目を見ていたら、裏方さんのおじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、この人たちについて、子どもたちが見る目が、将来、私はここに帰って来て、私もこういう裏方さんやりたいなというような目をするんですね。だから、私は、夏祭りとか今言うふるさと公園、春祭り、夏祭り、あとスポ・レク、産業祭、いろいろあるんですね、村には。けども、今言う夏祭りについては隔年でやっている区もあるそうです。しかし、8区については毎年やっているんですけども、人口減少対策って、こういうところからいくんじゃないかと私は思ったんですね。だから、やはり夏祭りとか何とかで子どもたちに一生懸命やっている姿を見せて、私たちが大人になったら、私たちがスタッフでやるんだ

よというようなやはりことも教える必要があるんだなど。

スポ・レクなんかも、やはり人員が集まらず、吉岡町では運動云々はやめているんですね。そういう中で、やはり子どもたちにそういうものを教えることが、企業誘致云々も同じだと思うんですけども、こういう基本的なことが、やはり人口減少対策になっていくんだなど、こういう気がしたんですね。私の気持ち、課長、どうですかね。村長、お願いします。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、課長というご指名ですけれども、私のほうから答えさせていただきます。

本当に榊井議員のおっしゃるとおり、その前も議会のほうから、先ほど午前中、話がありました。夏祭りの問題、いろいろありました。これらについて私も同感でございますけれども、これについては、榊井議員も知っているとおおり、8月24日、子ども議会、その中で子どもから、その子どもは産業祭の話をしたんですけれども、産業祭が好きですと。ああいうものをどんどんやってください。これは同じものにつながると思うんですけれども、できれば中学生の私たちにも何か手伝わせてください、そういう話がありました。そうすると、また盛り上がるんだけどな。そのことによって、今度はおじいちゃん、おばあちゃんも喜ぶというような話がありました。本当にうれしい話として私も感動したところです。

これについては、今、産振課のほうで、中学校、あるいは教育委員会とも相談して、できれば放送だけでも中学生にお願いするかなとか、そういう今計画を練っております。これは同じことが言えるんじゃないかと思って、子どもたちに私も称賛したところでございます。また、それは考えるべきことではないかなというように思っております。

また、なぜ私が立ったかという、その前に答えを出さなかったのが、中央コミセンと給食センターの問題、これをここへできるんだから、延伸道路ができるんだから、その辺の云々点がありました。確かに去年の12月まで、我々のほうも、いろいろな事業、同じものをやるなら、村から金をなるだけ出さないと言うと怒られるんですけども、去年の12月から1月にかけて、防衛の本当に90%の補助率のものが見つかりました。これについて本当言うと、それまで考えていたのが頭打ちで1億5,000万円で終わりなんだというようなことになると、何十億円、村がやらなきゃならないんですけども、90%というと、本当にすごいものができる。それを今回、今まで30年度の予算をお願いしたんですけども、それを1回おろさせてもらおうと。それで、その防衛予算にのれるような形。そうすると、今まで考えていた場所とか、そういうものじゃ、面積とかが問題で、また出てきます。それらはこれから検討して、どこがいいのか、これについてもやりますので、よろしく。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 榊井保夫君発言〕

○9番（榊井保夫君） 先日びっくりしたことがあるんですね。9師団長で行かれた前旅団長が、真

塩村長に対して、村と自衛隊は共存共栄だと今まで言っていた話は皆さん知っていると思うんですけども、旅団長はこう言われました。一心同体だと言われました。そのぐらい自衛隊と親密なつき合いがあるんだということでびっくりしています。

最後に、これは私からのお願いです。

自衛官が榛東村に結婚して家を建てた場合、土地を安く売ってくれたり、何かの便宜を図っていただきたい。そうして榛東村の人口を今後ふやしていきたい。

農業委員会長については、今、婚活、担当課長が、狩野課長がいるんですけども、今、一生懸命、総務産建の小山常任委員長も含めて一生懸命やっています。これは結婚して榛東村に住んで農業を発展するんだと、こういう意思があるんですね。この辺もやはり補助を出してやっていければ、榛東村の人口は減らずに済むんだらうと、こんな気がしますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 自衛隊の問題についてはそんなくはしません。できる範囲内で一生懸命やります。農業問題とかそういうものでやることについては、我々もできる限り応援をしていきたい。それがどういう助成ができるかどうかというものも検討していきたいというふうに思います。

自衛隊さんと結婚して、土地を安くという点は、何の答えもできませんので、よろしく願いします。

終わります。

○議長（南 千晴君） 以上で9番 杉井保夫議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を2時10分といたします。

午後1時50分休憩

午後2時10分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ここで村長より発言の訂正の申し入れがありましたので、許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど杉井議員に数字的なことを言いました。いいほうにずっと解釈して90%と言いました。この補助は、まちづくりの構想をつくって何かするもの、これが90%の補助と。工事とかそういうものについては75だということで、土地とかそういう買収についても75と。通常、防衛とかそういうのを含めてやるときは、土地の取得とかそういうものはどこへいっても50%なんですけれども、この事業については75というようなことがわかりました。90というのは全く間違いじゃ

ないんですけども、その点訂正させてもらいます。すみません。

○議長（南 千晴君） 質問順位 4 番波多野宏美議員の一般質問を許可いたします。

1 番波多野宏美議員。

〔1 番 波多野宏美君登壇〕

○1 番（波多野宏美君） 皆様方、改めてこんにちは。1 番波多野宏美です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず初めに、冒頭に、今回、中之条の航空機事故及び西日本豪雨の相次いでひの災害についてひのかなりの方がお悔やみをしてひります。本当にひお悔やみ申し上げたいと思ひます。

それでは、私の一般質問に入る前に、ここに、昨日、その前に、明るいお話だけさせてひいただきます。

まず、ことし、ついこの間まで、2018のアジア大会がありました。この大会は、日本の大活躍が目立ちまして、金が75個、銀が56個、銅が75個と計205個の41競技、465種目でメダルを獲得してひります。前回の仁川のアジア大会におかれましては、金が47、銀が77、銅が77と、そして合計201個、38競技、439種目ということひ、大躍進。確かに今回いろいろな新しい種目が開催で、日本が大活躍をしてひる様子です。それだけではありません。確かに上には、中国が金が132、銀が92、銅が65。その日本ひの下、日本が2位ですから、3番で韓国、金が49、銀が58、銅が70。この大会、実際、MVPをとったのが、何と水泳の池江選手、6種目の金メダル、18歳です。そして、計8個のメダルをとったという目覚ましい活躍。

そのひの飛躍した話ばかりではなくて、群馬県にも先日のインターハイ、全校高校選手権、皆さん方ご存じかと思ひんですが、榛東村のこけし屋の娘さん、長女、岡本風香さん、第7位入賞と、棒高跳です。彼女は、関東大会で3メートル91、高校新記録をつくっていたんですが、優勝もあるなど思っていたんですが、残念ながら3メートル75で7位ということひでした。

それと、ことしの全国高校野球選手権、これは100回記念大会でしたが、やはりこれも前橋育英高校が参加をしたんですが、そのひの野球部の主将、この榛東村の北原君が主将として参加をしてひります。

そんなことひ、榛東村にもかなりの、私も前回はこんなお話をしてひましたが、本当に明るい、将来を担うような生徒が今後ますます活躍するだろうと。

余談ですが、この先ほどのアジア大会には、うれしいことひ、私の大学の後輩である塩尻というひの男子3,000メートル障害で銅メダルをとってくれました。非常に私としては、このひの子が入賞するに当たって、かなり高校時代の先生にタイアップをして、うちの大学へ行ってくれとさんざん言わせてもらって行ってくれたひの子なので、本当にうれしいというふうひに思っています。

以後、自席に戻り、一般質問にかえさせてひいただきます。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） それでは、本日は5項目につきまして一般質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、教員の多忙化の解決はということで、教員の負担軽減、業務の効率化、その後の対応はということなんですが、ここに入る前に、県の通達、または文科省のほうから、前置きで申しわけないんですが、ちょっとお話をさせていただきます。

以上のような通達がこちらの榛東村の市町村にも来ているかと思うんですが、改めてもう一度言わせていただきます。

文科省、これは3月末の段階で、所管する公立学校の運動部の活動で休養日の基準があるかを尋ねた教育委員会調査の結果を公表したと。全国の1,718の市区町村教委のうち、ことし3月時点で基準を設けていたのは42.9%の737教委。本県の市町村教委は20.0%の7教委で、全国水準を下回ったと。都道府県教委を見ると、基準を設けていないのは41教委、87.2%。本県は設けていない6教委の1つで、県教委は指針は設けているとしながら、しっかりした基準はないとしていると。全国の状況について、文科省は取り組みが不十分として、基準設定を促していく方針であるというふうに言っていました。

その後、文科省がまた通達をしてきました。ことし4月以降、学校教育法に基づく省令を公布し、専門的な知識や技術を持つ外部人材が単独で大会へ引率したり、顧問になれる部活動指導員を制度化。県教委は導入に向け年度内に財源や人材の確保について検討するほか、指導員の質を高めるための研修実施といった準備に取りかかる。具体的な採用人数や市町村ごとの配置などについても検討するというような通達がありました。

以上の中から、県、または国のほうからの通達があったわけですが、先ほど昼食をとっている間に、この件について教育長さんなり局長さんに質問をぶつけようかと思ったら、先ほど教育新聞が配られまして、教育長さんのほうから、ちょっと読ませさせていただきますが、学力向上と教職員の多忙化解消に向け、必要な人材を計画的に配置していくと。また、教育の充実に向け、先取りして応じられるような教育環境の整備に続き重点を置くというようなご回答をされたようなので、何かダブってしまって申しわけないんですが、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 波多野議員の通告は、教員の多忙化解消で、今はどうなんだろうと、そういうふうにはまず私は受けとめております。

文科省の調査であるとか部活動の問題につきましては、この後、事務局長のほうから答弁申し上げたいというふうに思っています。

それで、国のほうでは、学校現場における業務の適正化に向けて4つの視点から改善をなさないと、

そういう通達がもう参っております。

その1番目が、先生方が担うべき業務に専念できる環境を確保しなさいと。業務に専念できるという環境というのはどういうことかという、私なりに捉えると、先生方にとって一番大事なことは授業であると。そうすると、忙しい中では、なかなか授業に向けて教材研究も時間が疎かになってしまう。それから、もう一つは、子どもたちを育てるという意味で、子どもたちの悩みを聞いたりとかいろいろな話をして教室相談、これも大事な業務と、そういう環境をつくりなさいということが1点目。

それから、2点目には、波多野議員のお話があったように部活動の問題ですね。部活動の負担を軽減しましょうと、これが2つ目でございます。

なお、これは生徒の多様な体験であるとか、健全な成長と、こういう観点から進めなさいということ。

3番目が長時間労働という働き方を改革していくんだと。これは働き方、その価値観というのがあろうと思うんですけども、それは質の転換が必要であると。

最後に、国とか、例えば市町村教育委員会が学校を支援する体制を強化しなさいということでございます。

そして、30年度になりまして、市町村の教育委員会も県も当然のことながら、県下一斉に先生方の勤務時間の把握をしようと、これは全部でやっております。例えば表計算ソフトであるとか、タイムカード、ICカードと、これでまずきちっと勤務時間を押さえると。それから、県の教育委員会であるとか教育事務所、それから研修施設である総合教育センター等、ここでの研修日の削減をするとか、それからそこに持っていく宿題的なものもありますので、そういうものをなくすとか、そういう取り組みが行われていると。

当榛東村教育委員会でも、研究所という組織があるんですけども、その研究報告書1年間の成果はもう簡略化しようとか、それから、もう何年も前に入れましたけれども、校務支援システムを導入している。それから、前も申し上げたように、学校閉庁日を設けて学校無人化と。その間は、ことしは教育委員会の事務局職員が交代で全ての学校の中をあけてパトロールをしている。管理職に負担をかけないようにというような取り組みがございます。

それから、教員が子どもと向き合う時間を確保するために、スクールサポートスタッフというのがいるんですけども、これはことし、榛東村では、北小学校に1名、県のほうから配置していただくことができました。担任の補助的な仕事をして、やはり子どもたちと、例えば休み時間、遊ぶ時間を確保してやるとか、放課後の事務処理の手伝いをするとかということの有効かなというふうに考えています。

そして、以前から榛東村教育委員会では、正職の先生に加え、学習支援員であるとか特別支援学級の支援員というのを他市町村になく、かなりの人数を配置していただいている。これも多忙化の解消に向けての取り組みと、そのようなことで考えております。

これについては、そういういろいろな手立ては講じているわけですが、私が大事だなと思うことは、校長、教頭を中心として、先生方が協働意識、お互いに助け合うとか協力し合うと、そういうムードをつくっていくことも非常に大事なことなんだろうと。学校の先生がやっている仕事は無駄なことは一つもないということなので、そういう雰囲気づくりも必要かなということで今後も取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 今、教育長が多忙化解消の話を答弁いたしましたけれども、多忙化解消というのは、マスコミ報道等でも、どうも部活動のところを中心に語られることがとても多いかなというふうに思っていて懸念をしているところでございます。

部活動だけではなく、さまざまな面で包括的に多忙化解消については手立てを打っていかないと、学校そのものが今パンクしてしまうような、そういう危惧があつての今それぞれの国内での取り組みが行われているということでございます。

私も中学校の教員を長くやっておりましたが、私は学生時代、バスケットボールをしておりまして、実際に教員になってからも、バスケットボール部の顧問をやりたい考えはございましたが、数校異動する中で一度もバスケットボール部の顧問をしたこととか、させていただいたことはございません。それは、行った学校にバスケットボール部が存在しないとか、あるいは先輩がバスケットボール部の顧問をしているとか、結局、今、学校で部活動にかかわっている先生方も、自分の得意分野や専門知識を持っている部分で、それをそのまま部活動で活用できるわけではないというのが公立の学校の実情でございます。そんな中でも、学校の教員の拘束時間、16時45分までが拘束時間ですけれども、その中までの部活動に関しては、先生方の正式な勤務時間の中での取り組みになりますけれども、そこから先の時間に関しては、いまだもって先生方のボランティアによる活動ということになって、汗を流していただいているという状況でございます。それが全ていいわけではないんですけれども、現状、とにかく今の先生方の負担を軽減するための手立てとして、このたび国が指針を示したものでございます。

榛東村教育委員会としましても、先ほど教育長が述べた多忙化解消策の中の一つとしては、多々あるんですが、特に部活に関して言えば、部活動指導員を今回、村で予算化をして榛東中学校に配置しております。国から1人分配置を受けたということで、早速もう着任をいただいているところで、これは国が3分の1、県が3分の1、村が3分の1費用を捻出しているものでございます。

また、榛東村では、外部指導者を予算化しておりますので、それにつきましても、専門外の部活を持って指導しなきゃならない顧問も当然多々いるわけで、そのところで技術的な支援をいただいているところでございます。

ただ、それをしたところで全ての多忙化が解消というのではなく、当然部活を持っている先生たちの全ての方にそれが行き渡って多忙化の解消につながるというものではございませんので、多忙化解消策の一環として手立てを講じてやっているということでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 今、教育長、局長のほうからお話があったんですが、もう一つだけちょっとお聞きしたいのは、私も前回この一般質問に立たせていただいたときに、人材確保のお願いというか、したわけなんですけど、今後、こういう人材確保というのを榛東村教育委員会として、やはり私は、今の子どもたちというのは、運動部だけで言っているつもりはありません。文化芸術含めて優秀な指導者のところには子どもは集まります、はっきり申し上げまして。親御さんも、あの先生に預けたいというふうに言う親御さんもいるわけです。これはもう運動部の世界ではありがちですが、越境留学をするぐらい非常にシビアな動きになってきております。あの先生ならば素晴らしい教育をしてくれるだろうというような期待を持つ親御さんもいるわけです。こんな考え方の中で、今後、教育長、どのような人材確保をするつもりなのかお聞きしたいんですが。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 優秀な人材の確保というお話でございますけれども、当然人事を扱う人間として、そのことは私がこの仕事についたときから考えているところでございます。というのは、榛東村という地域は、非常に狭うございます。そういう地域というのは、吉岡交えて北群馬郡という地域はありますけれども、たった小中学校は6校と、これで例えば大きな市を相手にして人事を進めていくというのは、並大抵のことではないということは非常に感じているところでございますが、その中で各市町村の教育委員会とネットワークをつくりながら、もう実際には4月から人事は始まっていると考えていただいてもいいと。そういう姿勢で私は取り組んでおります。

ただ、例えば教科の指導とかそういう部分で、当然優秀な人材確保というデータはあるんですけども、教科指導においてはいろいろ制限があるものですから、必ずしもこの人をもらえとは限らない。あわせて、特に中学校は、正直申し上げて、教科と部活という問題があると。毎年、中学校の校長さんは、やはりどうしてもこの部活ができる人、優秀な人という要望はあるのは、これは重々承知しているんですが、人事の世界というのは、そう簡単にはいかないというところが現状でして、でも、私は、今年度末の人事に向けても、例えば教科で先生であるとか、授業力の高い先生であるとか、中学校の校長さんともよく相談をしながら、こういう運動でできる先生というのは、当然考えてやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 波多野宏美君発言〕

○1 番（波多野宏美君） ありがとうございます。時間がどんどんたちますので、次にいかせていただきます。

2 番目に、また多忙化に付随するような質問があるかと思いますが、部活動の活動時間についてのその後ということで、国・県からの通達を受けて、教育委員会はどう対応していくかということですが、またここでちょっと私のほうから、県のほうの指針がもう既にポイントとして発表されております。6 つほどあるわけなんです、学期中、中学校の活動時間は、平日 2 時間、休日 3 時間程度まで、週 2 日以上以上の休養日を設ける。高校にも原則適用させると。2 つ目に、教育委員会や学校は、この指針をもとに活動方針をつくり、スポーツ庁が全国の取り組み状況をフォローアップすると。3 つ目に、週末の試合が負担とならないよう大会の統廃合のほか、参加できる大会数の上限を示すと。4 つ目、学校側は生徒数や教員の校務分担といった実態を考慮し、外部指導員を積極的に活用すると。5 つ目に、行き過ぎた練習による負傷リスクを避けるため、短時間で効果を得られるような科学的トレーニングを導入すると。6 つ目に、少子化を踏まえ、学校単位の運営から地域単位の活動への移行も視野に入れるという状況でポイントが出ております。この件についても、今、質問の内容のとおりです。お聞きしたいんですが。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 部活動の活動時間についてということですが、今のお話の内容、3 月議会でも申し上げましたが、国が策定した運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン、それののっとして群馬県が適正な部活動の運営に関する方針を策定して、県内の各公立学校において、今年度から足並みをそろえて取り組もうということになっております。

榛東村教育委員会でも、先ほど波多野議員が各市町村でも同じように方針をつくるようにという話でしたが、こちらとしても国や県に準じて部活動の方針を策定いたしました。内容につきましては、先ほど波多野議員がおっしゃったとおりの内容を盛り込んだの榛東村の教育委員会の部活動の方針でございます。

とはいえ、今年度の部活動についてですが、年度の頭に国や県からこういう形でことしやろうという話できたときに、今年度の部活動の計画というものは、当然大会の数であったり、あるいは練習試合の計画であったり、そういうものについては、昨年度中に各学校は計画を立てているものでございますので、4 月からすぐに出された方針どおりに実施できない部分というのも当然でございます。

榛東中学校では、この 1 学期を移行期間として、なだらかに移行を進めて、この 2 学期、今始まりましたけれども、2 学期から方針ののっとして部活動を実施しているところでございます。榛東中学校では、この榛東村教育委員会の方針をさらにわかりやすく具体化をして、自校でも方針を示してお

りまして、例えば休養日は週2日以上というところに関しては、月曜日とあとは土曜、日曜のどちらか1日を週2日の休養日とすると。あとは、平日の活動時間は2時間程度という話だったと思うんですが、季節によって暗くなる時間が変わっていくものですから、生徒の安全面なども考慮して、例えば榛東中学校では、3月から10月までの期間に関しては16時半から18時半、日が短くなる11月から2月については16時半から18時というふうに具体的に定めております。また、朝の練習は7時半から8時、これは全員参加とか部活動で一律参加というのではなくて、その生徒の自主参加、希望制として、なおかつ顧問は必ずつくというような形で榛東中学校は方針を定めております。これは運動部活動だけではなくて、文化部も含めてのことでございます。この部活動方針は、先日、保護者にも配布いたしまして、ご理解とご協力をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） ありがとうございます。

私は、先ほど教育長が言った人材確保についても、今後ともやはり榛東村、確かに少子化で子どもが少なくなってきましたが、優秀な子ども多いというふうに私も自負していますので、何とかいい教育をしてあげられて、今後、やはり群馬県内でも、榛東村にいる子は優秀だねと言われるような子どもに育ててほしいなというふうに思っている一人です。これは運動部ばかりではありません。文化面、また技術面でも言えることかというふうに思っております。

それでは、次の3つ目の一般質問に入りたいと思います。

この質問内容では、デ・レーケについて、村としてどのように今後考えていくか。これは防災対応。このデ・レーケという名称、今ここでまた資料で初めて聞かれる方がいるのではないかなど、失礼な話。これは私を含めてまだまだ勉強不足。ちょっとここで紹介させていただきたいと思うんですが、このデ・レーケに当たりまして、本年の4月末、22日だったですかね。うちの文教の委員長の清水さんのほうからの計らいもありまして、当日は南部コミュニティセンターで講演等もありまして、今、県の高校教員であります大林数彦さん、地理専攻ですけれども、この方が南部コミュニティのところの下に住んでおられます。そして、その方の講演もしていただいたということで、当日は、こちらにおられる真塩村長も聞いております。そんな中で、ちょっとご紹介させていただければ。

このデ・レーケというのは、オランダ人の方の名称であります。そして、実はこのデ・レーケという方のちょっと読ませさせていただきますが、JR上越線の八木原駅から南西に8キロ、榛東村役場から100メートルほどの南西の八幡川にかかる水沢群馬橋の横に「八幡川とデ・レーケ」という説明板があります。ここに八幡川は、実は群馬県における砂防事業の発祥の地と書かれているわけです。八幡川は、榛名山麓、榛名山東麓の陸上自衛隊相馬原演習場の北側を流れる川で、上流の4号堰堤の近くにも、ほぼ同じ内容の説明板が立っています。

振り返りますと、江戸時代までの日本の河川は自然のままに流れ、至るところで毎年のように氾濫を繰り返していたと。河川が大洪水にも耐えられるようになったのは明治中期以降になってからで、大正・昭和期まで続けられた大砂防事業によってであったと。榛名山の東麓斜面に位置する榛東村は、台風や集中豪雨によって流域を崩壊させてきたと。川は全て深い谷間となり、増水のたびに両岸が削られ、土砂は下流に積もって災害をさらに大きくしたと。このため榛東村の主要な河川は、早くから護岸工事が行われ、上流部には数多くの砂防堰堤がつくられてきたと。主要な堰堤は、1881年、明治14年ごろにオランダ人技師ヨハネス・デ・レーケの指導によってつくられたもので、八幡川上流などに今なお残っている。この堰堤は大きな石を積み上げたもので、コンクリートも使わずに100年の歳月に耐えて崩壊を防いでいると。

ヨハネス・デ・レーケは、1873年、明治6年に明治政府の要請によって来日したオランダ人技術者で、その後30年にわたって日本に滞在し、淀川、木曾川、九頭竜川など、日本各地の河川改修に尽力したと。川を治めるには、まず山を治めるという基本理念で、荒廃していた山地復旧のために山腹工事、造林、土どめのための石積堰堤の築造などに関する技術指導を行い、日本における近代的な砂防技術の黎明期に大きな貢献をしたと。

榛名山麓には堰堤120カ所、石垣134カ所築造されたと言われ、現在も28基の堰堤が残されていると。八幡川には、そういった榛東村内には4基が今現存しております。砂防施設として機能しているということですが。

ちょっと長ったらしく話してしまったんですが、このデ・レーケについて村としてどのように考えているかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（南 千晴君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） デ・レーケにつきましては、波多野議員さんから説明があったとおりでございます。明治時代に来日して、巨石堰堤の築造などに関する技術指導を行い、日本の近代的な砂防技術の大きな貢献があったということでございます。

榛名山麓周辺でも、森林の乱伐で山裾の復旧のために、明治14年から18年のころ、デ・レーケの技術指導と言われております砂防工事が内務省の直轄工事で行われております。

本村八幡川上流部には、当時、築造された巨石積みの堰堤であるデ・レーケ式石積堰堤が現存しており、現役の砂防施設として今でも機能しております。これらの施設は明治36年に内務省から群馬県に移管され、現在も群馬県が管理をしております。村といたしましても、群馬県とともに施設の維持と良好な河川環境を保つよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） さらに、この4月にも、大林先生のほうから、大林先生は現に今もボラン

ティアで、この河川敷のいろいろな見回りとか、何人かの人を募ってボランティアで清掃していただいているということが事実であります。

そんな中で、建設課として、今後、この河川敷の清掃に当たってどのようにお考えなのかをお聞きしたいんですが。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 村としましては、先ほど副村長がお答えしましたとおり、県が直接管理をしているというところがございます、施設の維持と良好な河川環境を保つというところで手を携えながら努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 本当にこのデ・レーケ、私も勉強不足なところがあったわけなんです、昔を振り返りますと、こういうすばらしい方が榛東村のためにやっていただいたと。これはやはり今、かなりの災害等も含めて全国各地で起きているわけです。こういった災害が起きてからでは遅いです。それこそ土砂なり家が流されたなんて、または人の命を奪ったということになったら、ただでは済みません。大変な問題に発展するわけです。そうならないためにも、こういったせつかくいいものが残っているのであれば、そこをやはり少してこ入れしてでも、榛東村のためであればやっていただきたいというふうに思います。ぜひ建設課を含めてよく点検をしていただいて、今後もよろしくお願ひしたいかなというふうに思います。

それでは、また次の4つ目の質問に入りたいと思います。

この4つ目は、図書館の設置の中央コミュニティセンター建てかえについて、その後の考え方についてということなんです、これも先ほど榊井議員さんのときに、最後に村長が答えた内容が全てかなというふうに私は思っているんですが、ここでお聞きしたいのは、教育委員会のほうでこれを設置するに当たって、今後ともいろいろな形で下見というか、いろいろな図書館のあり方とか、いろいろな検討策に入るんだらうと、入っているんだらうというふうに思うんですけども、再度、申しわけないんですが、お考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 中央コミュニティセンターの建てかえというところについて、特に図書館の部分で、3月でもご質問いただいた部分だと思いますが、先ほど村長が答弁したとおり、現在、中央コミュニティセンターと、あとは学校教育センターの機能をあわせ持つ防災施設、複合施設ですが、その検討を進めているところでございます。

先日子ども議会、ここで開催されたわけですが、その中でも子どもたちの中から図書スペースや学習スペースをつくってほしいという意見がございました。また、この夏に南部コミュニティセンターを一時、1階、談話室を学習スペースにしたところ、100人以上の利用者があったところから、村民のニーズもそういうところがあるんだろうというふうに解釈しているところがございます。教育委員会としても、その図書スペースと学習スペースのあり方を今後検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 前回も私がお願いの一つとして挙げさせてもらったとおり、これは中央公民館といっても図書館ばかりじゃないということは、私も承知しております。そういう中で、やはり村の村民がどういうものをつくるんだよと、そういう計画あるようだけれどもと、内容はどうなんだというようなことで、本当に期待をしている村民が多いです。そういった中に、私はやはり榛東村のコーナーを設けて、やはり今までにすばらしい人材も出ておりますので、そういった方々の功績を含めたご案内とか案内コーナーをつくって、こうやって尽力した人たちがいるんですよというようなこともやはりお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、最後に、5つ目の村内特産物について。

村指定の特産物の今後の対応についてという質問に入る前に、実は私ごとですが、この8月9日から13日に至るまで、私はふるさが北海道なもので、今回、私の亡くなった父親の兄弟が13人でして、まだ3人ほどしっかり生きておりますので、私の父親が来たときに葬儀に出席いただいたということもありまして、線香あげ並びに顔を出してありがとうございますという形で今回、札幌、帯広、そして釧路と、釧路には実の弟さんがまだ健在でありまして、そういった形で行ってまいりました。

そして、特産物というテーマですから、皆さん方、北海道と聞くと、いろいろな名物というかあります。私の生まれ育った、小学校6年から中学3年までは夕張におりました。夕張に行つてまいりました。残念なことに、夕張ダムというのが私がいたときにはあったんですが、今はもう川底になってしまって、何で川底になったかという、夕張は皆さん方ご存じのように破綻したまちということで全国に広まっているわけですが、どこが破綻したのかと今回も行って思ったわけなんです、非常にちょうど行った時期が時期で、夕張メロン、これがもう人だかりの中で、いいものを得ようということで観光客がどんどん来ているような状況でした。ひどい話が、初競りのときに夕張メロンは300万円超で初競りされたそうですけれども、そのお店に私が訪れて聞いてみたら、その主人さんに聞いてみたら、私も、「だんなさん、どこから来たんだい」というふうに言われたときに、「すみません、私、中学校時代はこの夕張にいたんです」と、「その南大夕張にいたんですよ」というようなことから、「でも、きょうはわざわざ自分の生まれ育ったところを見たい。それとともに、夕張

メロンを購入しに来たんだ」というふうに言ったら、何の、1玉4,500円が3,700円にしてくれまして、何だよ、それ値段あつてないようなものだなと。何ということなんだというふうに思いましたが、やはりその主人は、奥からこそと持ってきてまして、箱を見ますと4玉。そして、皆さん方、夕張メロンとなるとご存じかと思いますが、食べる期間が1週間しかありません、実は。畑にこういうつるがついているんですけども、あれを切ると、1週間でだめになるよということなんです。それを皆さん方、どういうふうにお買い求めするかわかりませんが、あれを根本から切っちゃうと、まさに数日早くなっちゃいます。あれを長いつるで切ったものを、そしてまた色ですね、色が青っぽい色がまずは一番の条件。それが黄色になっていっちゃうと、もう全然だめなんですね。そんなことを皆さん方知っているかどうか。夕張メロン。

そして、ジンギスカン、ジンギスカンは、これはもう北海道の羊肉ということで有名ですが、これも帯広。そして、毛ガニ、毛ガニには、タラバ、ハナサキガニと、どんどん言えば時間がなくなってしまいますので、産業振興課長の答えがなくなってしまいますので、私のほうで榛東村の私は考えているのは、北海道を宣伝するために今話しているんじゃないんです。私はどうしても比較してしまうんです。ですから、北海道は何でこんな夕張だとか、こんな高価なもので売ってしまうのかな。やはり宣伝力がすごいです。そして、女性であれば白い恋人というお菓子、ホワイトチョコレートが挟まった、あれなんかも、もう物すごい売れ行きです。お酒をたしなむ人はサケとか、そういうのもご存じかと思いますが、やはり売り方がというか、榛東村のほうでも当然これから課長さんとか苦労してホームページ等でいろいろな形で宣伝していくと思うんですが、私は榛東村は、まずはぶどう、いちご、桃、りんご、ワイン、あとは野菜でいえば、米、野菜系、タマネギ、ネギ、大根等々、いろいろなものができます、この地域は。北海道は非常に寒いです。私は、氷点下20度のところで生活してきましたので、想像を絶する寒さの中で生まれ育ったわけですが、榛東村はそんなことないと思うんですよね。ですから、農作物も、寒暖の差はありますが、いいものができる、自分も食べてみてそう思っております。その一人です。これに関しましての今後の考え方として、どういうふうにお考えなのか、振興課長、お願いします。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 波多野議員、榛東村の特産品をほめていただき、ありがとうございます。私も、ぶどう、野菜、いちご等については、自慢している農作物、またはいろいろな特産品、榛東はいいものがたくさんございます。その中で、今回はぶどうとワインのPR活動についてちょっと説明させていただきます。

ぶどうやワイン、村の特産品のPR活動としては、新聞——新聞といっても、地方新聞も狙っております。栃木新聞だったり、新潟新聞だったり、北関東とか埼玉新聞、そういうような近隣のまじり住民というか、人が遊びに気軽に来られるような上毛新聞みたいなものですけども、そういうとこ

ろに広告を出しております。また、タウン情報誌とか旅行冊子などでは、ぶどう狩りということでPR活動を行っております。そのパンフレットも、伊香保温泉の宿とか、たくさん観光客が集まる場所に設置してもらって周知を図っております。

ことしについては、さらに自主的に約20軒のぶどう農家の方が「ぶどうの妖精しんとうちゃん」の顔出しパネルを作成してくれまして、今設置してあります。皆さんも道路を通ると、「しんとうちゃん」の顔出しパネルが設置してあるのをご存じだと思います。

それで、観光客に大変喜ばれており、スマホやデジカメ等で記念撮影を行っていただき、それを今、SNSという情報でアップしてもらおうと、おいしいぶどうと、また「ぶどうの妖精しんとうちゃん」の知名度も上がってくると期待しているところです。

なお、村としては、県外のイベントに参加したときに、ぶどうやワインなどの特産品を試食、試飲、また販売して、おいしさをアピールしております。そして、抽せん会なども行って、景品に使って喜んでもらっています。これが村の特産品のPR活動だと私は思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 本当に狩野課長については、今後、榛東村のPRを占っていく一人だというふうには思っておりますので、ぜひ頑張ってください、発信をしていただければというふうに思います。

私のほうは、もう本当に今、萩原農業委員長のほうが、大洗のほうとかなり友好的な宣伝効果を持って動いていただいておりますのはわかっておるんですけども、何とかそこを起点に、この榛東村も、私はぶどう、いちご、何も山梨とかそっちのほうばかりではなくて、群馬県は関東圏でもこんなすばらしいものをつくっているんだということをやはり発信していただきたいなと思っております。それがやはり地元でも後継者を生む要因になるのではないかなというふうに思っております。

私も北海道へ行ってラーメンを食べてみましたが、はっきり申し上げまして、群馬県のほうがおいしいです。本当にそういうふうに感じました。

以上で私の一般質問を終了したいと思います。

○議長（南 千晴君） 以上で1番波多野議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を3時20分といたします。

午後3時休憩

午後3時20分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位5番川田敏彦議員の一般質問を許可いたします。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君登壇〕

○5番（川田敏彦君） 皆さん、こんにちは。5番、日本共産党の川田敏彦です。

きょうは2問質問したいと思います。1つは、前回途中だった重要文化財、榛東村にある大切な国宝に次ぐ文化財です。それから、史跡ですね、その問題について。それから、もう一つ、榛東村に学童が5つあります。指定管理をされている学童保育所、北小に3つ、それから南小に2つあります。そのあり方について質問をしていきたいと思います。

以下、自席へ戻って質問させていただきます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 最初に、国重要文化財と国指定史跡についてなんですが、きょうのお昼に日本教育新聞が配られまして、読ませてもらいました。村や教育委員会の積極的な施策、それから成果、これに敬意を表します。それを念頭に置いて質問していきたいと思います。

最初に、重要文化財、この活用ということなんですけれども、国宝に次ぐ重要文化財、それから史跡ですね。これはこれを保存して、活用して、後世に残す、これは国家的な事業です。私たち日本人が後世に残す、文化を残すということなんです。ですから、その1つ重要なことがあります。

それから、もう一つは、榛東村の教育委員会が出しました基本構想というのがあります。これもこの史跡をどういうふうに生かすか、それからこの史跡から出た出土物をどういうふうに生かすか、これが整備事業の目標と位置づけの中で示されています。

ちょっと紹介しますと、榛東村では第4次総合計画、この当時、第4次、平成15年、ですから、第4次だったんですね。第4次総合計画の推進とともに、平成13年度に榛東村まちづくり計画を策定し、基本施策の方向性を打ち出し、よりよく健康で、活力と文化に満ちた住みよいまちづくりに向けて業務を推進してきたと。本茅野遺跡保存整備計画は、上位計画、この総合計画、まちづくり計画、これと連動したまちづくりの重要な事業目標として位置づけるものであると、こういうふうに位置づけられているわけですね。これをいかに活用するか、これが今求められているというふうに思います。

私は、前回質問して、これが本当に今活用されているだろうか。これは本当に十分活用されているとは思えない状況にあるというふうに思います。

例えば茅野遺跡から出た出土品、これは1,950点の重要文化財、これに指定されています。これは国の宝として、これは榛東の宝としてあります。それが耳飾り館にあるんですけども、一部が展示されているだけなんです。残りは収蔵されたままになっています。そして、記録集が出ていません。これは文化庁に出す発掘調査報告書・遺物編、これが出ていないんですね。だもんですから、学者や歴史ファンや学生だとか、いろいろな人が耳飾り館に来て、資料がないから研究できない。ですから、そういう人が耳飾り館に来て、これを研究したいといったときに、現状はお帰り願っているんで

す。うちには今資料ができていませんから、どうぞ違うところへ行って研究してくださいと、うちには資料がありませんと、そういうことなんですね。ですから、1,950点もある。耳飾りも577点、本当に保存状態のいい、縄文時代の研究の貴重な資料、それが研究されないんですね。それが放っておかれているというんですかね、収蔵庫にしまわれたままになっているということなんです。

それから、もう一つは、史跡のほうです。遺跡のほうです。これは保存計画、この整備構想でいきますと、もうあそこはきれいに活用されているわけなんですよ。私たちが今見に行くと、公園、芝生公園ですよ。しかし、あそこは体験学習広場と子どもたちも含めていろいろな人が体験学習をする広場なんですよ。それから、住居を復元したり、水場を復元したり、骨格を復元したり、そして研究やいろいろな勉強や、それからいろいろなレクリエーションにも使える、そういう施設にすると、こういうわけなんですね。それが使われていない。それで行ってみると、営業の人が一休みするためにあそこへ車をとめているんですよ。いろいろな活用もされているかと思いますが、本来の活用というのはされないままでもうきているということになっています。

これは、私はこの資料を見て、いろいろなこういう計画がわかったんですけども、この資料は第6次の総合計画だとか、第7期の介護保険事業計画とか、扱いは同じ扱いだと思います。これは私が見せてくれと言ったら、持ち出し厳禁なんですよ。それから、コピーも厳禁なんです。そうすると、私は手元にないので質問もできませんと言って、違うところでコピーさせてもらったんですけども、これは今、国民も、それから住民も、自治体や議会に対して非常に今厳しい目で見ているんですよ。今、開かれた自治体、開かれた村政、開かれた議会、こういうふうに言っているわけですよ。それと違うんです。

真塩村長の公約にもそれはあるんですよ。真塩村長が村長になって最初に所信を語ったときに、村、村政というのは、透明感があるんだと、なければだめなんだと。かつ信頼される村政でなければならぬんだと、これを再認識しているんだと、こういうふうにかつ村長になったときに言ったんですよ。それから、これはやはり村として、こういうものを持ち出し厳禁、そんな態度はとるべきじゃないと思います。

また、真塩村長は2期目のときも公約で住民参加型のまちづくりの確立と言っているわけですよ。やはり住民がみんな参加すると。村の出す資料もみんなが見られるようにならなければ、これは住民参加型でもないし、透明感がなくなってしまうというふうに思います。

それから、あわせて真塩村長は、教育、文化、スポーツ施設の充実と、これを公約で言っています。これを特に茅野遺跡、公園、それから出土品を展示してある耳飾り館、これは村の観光ゾーンの中心にあるところですから、これをいかに活用していくか、これは大事なことだというふうに思います。

これがなぜ活用されないかと、1つ大きな原因というのがあります。これは文化庁に問い合わせますと、茅野遺跡はまだ発掘調査が完了していないという状態で置かれているんです。これは茅野遺跡が平成12年、2000年には史跡として国が認めたわけですよ。その前の平成4年、1992年には、そこ

から出た出土品の耳飾りなど1,950点は、国の重要文化財に指定されたんですよ。あれから数えてみると26年たっているんですよ。ところが、この史跡はまだ完了していませんということなんです。これは発掘調査報告書が文化庁に行っていないと。行っていないんですよ。だから、途中なんです。だもんで、史跡も使えないんです。史跡、茅野公園を使うには、文化庁の許可が必要なんですよ。許可というか、文化庁が話し合っ、こういう史跡をつくるんならいいですよというのがなければ、あそこはいじれないんですよ。ですから、今のままでは、あのままただの芝生の公園で終わってしまうということになります。

それで、質問なんですけれども、前回の質問のときに、発掘調査報告書の遺物編のほう、出土品のほうですね、その質問をしました。内容は聞かせてもらいました。今の時点で、今どのくらい進んでいるのか。100で完成するんだとすれば、今何%ぐらいまで準備ができているのか。どのくらいで今つくる予定ぐらいになっているのか。これを質問したいと思います。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 今のご質問の中の発掘調査報告書の遺物編の進捗状況ということですが、完成を100とすると、結局、数字的な物差しで言うのは非常に難しいので、個人差もあるとは思いますが、とりあえず学芸員に進捗状況をいろいろと聞いて判断するのには、60から70程度の進捗状況、完成を100としたときに60から70程度の進捗状況かなというふうに、学芸員とも私も捉えているところでございます。

具体的には、資料の絞り込みをして、その後、種類ごとに分類したり、あとは土器を接合して形にしたりなどなどの作業の後、実測といって鉛筆で写し取る作業、ここまでは終わっています。その後、トレースペンでトレースをする作業と、あとはレイアウトを決めていく作業というものが残っていて、あとはそれを冊子にするということなんですけれども、完成にはどのぐらいを目指すかということにはなるんですけれども、あと数年程度いただくことになるのではないかとというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） その計画では、非常におくれていて、これではだめだということなんですよ。

文化庁が出した、これは平成16年、2004年ですかね、行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（報告）というのがあります。また、それを受けて、群馬県の教育委員会が各自治体教育長宛てに、群馬県教育長名で、群馬県埋蔵文化財発掘調査基準について（通知）と、これを出したんですよ。これは文化庁の標準（報告）に基づいて出したものです。これは発掘調査報告書、ましてや出土品は

出てからも、国が認定してから26年たっているんですよね。遺跡のほうは2006年に出たんですけども、出土品のほうは、もう26年たって出ていませんから、今の計算でいけば30年の上かかるわけですよ、31年ですか。でも、それに対してはちゃんと指示で言っているわけですよ。

これちょっと読んでみますと、作業の実施時期をどうするかということになっていて、発掘調査の結果を正確に報告書に反映させるためには、発掘作業についての認識・記憶が確実に鮮明なうちに整理等作業に着手し、報告書を可能な限り早く作成することが必要であると。また、調査成果を迅速に公開することも必要であると。これは刊行することですよ。報告書は発掘作業終了後おおむね3年以内に刊行することを原則とすることとしているので、それに合わせて整理等作業を行う必要があると、こういうふうに言っているわけです。ですから、これは急いでやらなければだめなことなんですよ。

それから、次に茅野公園の活性化計画について伺います。

これはこの整備構想、それから基本計画、これにもよくあります。15年たっていますから、このままするときにはまた再度検討するかと思うんですけども、これはそうそうたるメンバーの人たちで、これをつくっています。もう細かいところまでやっているわけですよ。

これを見ますと、榛東村だけじゃなくて、大学の教授が4人も5人も、考古学の専門家や生物や植物学の専門家や、地学の専門家や大学の教授、それから造園の大学教授まで入っているんですよ。茅野公園はこういうふうにする。細かくつくってあるわけです。そして、群馬県教育委員会、それから榛東村の行政、それから議会議長、それから教育委員会、これはみんな入って立派なものをつくっているわけですよ。それから、これをどういうふうにするかというふうで今の時点で村の活性化と結びつけていくかと、これは非常に大事なことだというふうに思います。

この整備基本構想、これは平成15年に教育委員会を出しています。これはもちろん村でやって、教育委員会名で出したんだと思いますけれども、非常に基本中の基本を、大事なところを「はじめに」というところと言っているんですよ。これは教育委員会が出したものですから、教育長に「はじめに」の文章の一番最後から7行、上から「本村では」の後、正式に大事なことを言っていますので、これを言っていただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後3時37分休憩

午後3時41分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 私が何でそういうふうにしたかといいますと、私がこれを質問すると言っ

ているのにコピーさせないわけですよね。私は手元にないわけです。それじゃ困りますというので、答弁をする人も、これを持っていなきゃ答弁できないんじゃないですかと、そういうふうに言っていたんですけども、コピー厳禁ということだったので、それでは執行の側は、ちゃんとなくても言えるでしょうということまで今言ったんですけども、それじゃ、初めのところ、これを大事なところありますので、本当に基本的な精神が出ています。こういうんです。

本村では、出土した縄文耳飾りを中心とした重要文化財を収蔵、公開する施設として、平成4年に耳飾り館を開館し、10年にわたって資料の公開と教育活動を実践してきた歴史を持つ。開館当初より内外の注目を集め、現在、さらにその飛躍が期待されているところであると。今回、その源としての茅野遺跡をまちづくりの一環として広く住民の参画の中で整備することは、かけがえのないものであり、本基本構想をそのためのたたき台として活用されることを願うものであると、こういうふうにあるんですよね。

それじゃ、質問させてもらいます。この基本構想はたたき台ということなんですよね。じゃ、たたき台というのは、これを住民に、これは住民の参画の中でつくるんですよね。住民みんなにこれを見せて、そして住民がこれを見て、そして意見を村や教育委員会に寄せてくれということですよね。それを願うものであると。こう教育委員会が住民にお願いしているんですよね。ですから、そういうものを持ち出し厳禁だというのは、ここの精神そのものからも反していますけれども、じゃ、どう思いますか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後3時44分休憩

午後3時55分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 6月の定例会でも一般質問でいただいたことなんですけれども、議員個人への資料提供ということにつきまして、村として議会、または委員会ですね、議長名、あるいは委員長名での資料請求ということ以外には応じないということでやらせていただいております。今回、一般質問に必要な資料の要求ということでございましたので、今回のような取り扱いをさせていただいたというところでございます。現在、議会の基本条例の検討のための特別委員会が設置されており、そちらでもご議論いただいていることかと思うんですけども、村としても他市町村の状況など資料収集にも努めてまいりますし、また特別委員会でのご議論のほうにも結論が出るかと思っております。そちらのほうに委ねたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 時間がありませんので、ここでそれにとまっているわけにはいかないんですけれども、しかし、議員が質問する基本的な資料を、これを出さないという対応は、いろいろな議員活動にも支障を残すというふうに思います。

次に質問します。

次に、村長に質問をします。

村長は、このときも一緒にかかわって、当時は助役という肩書だったんですけれども、これの構想にかかわっています。これを今やるという話ではないんですけれども、しかし、今、重要文化財、史跡、これが眠ったままになっている状態なんですよ。これはもう早く何とかしなくてはならない。どこかでこれは出さなければなりませんから、これは文化庁に出す報告書、これはもう最優先で出してしまうということが大事だと思います。

今は、群馬県内も退職した専門官というのはいっぱい出ています。そういう人たちの力もかりて、そしてまずこれを片をつけてしまう、これは非常に大事だと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 確かに14年のところに出たものについて、私の助役時代にそれが出たというように思っております。公約の中にも文化とかそういうものを村民と協働してやりたいということは、私の公約でも出たことは確かでございます。

そういう中において、これからも、これはやりたいというのか、この問題については、私も村長になって以来、ずっとはっきりといつ出すんだと。毎年毎年同じことを聞いているけれども、これいつ出してくれるんですかということいろいろやってきた経緯もございます。それは川田さんと同じように早く出して、これについても早急に進めるように私のほうからもさらにこれは詰めていきたいというように思っております。確かに国とか県は、3年とかそういう内容が来ておりますから、それについてなるべく早く出すようにやっております。

しかし、今、川田さんが言うように、議員がおっしゃるように、県のOBとか、あるいはいろいろな人のそれができないかというようなことでございますけれども、これも埋蔵文化財とかそういう人にいろいろ頼みました。個別にも頼みました。うちのほうへ来てお手伝いをしてくださいと。そうしたら、やはり今、人はいないのが現状です。吉岡もこれについては、何回もお願いしているんですけれども、これもいないという現状がありまして、これについては苦慮しているところでございます。今後についても、それらが村のほうでも学芸員がいるわけですから、それについて1回また検討させてもらいたい。これは早く出すということは、本当に必要だというように思っております。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 今の答弁の実行をぜひ望みます。

それから、阿佐見教育長はこのときいなかったもので、今、探しましたけれども、教育委員会の文書ということで質問させてもらいました。

次に、指定管理の学童保育について質問します。

この学童保育、これは平成25年から、村立から指定管理者に移されました。これは指定管理者に移したときも、今までの質を落とさないで、これが条件だったというふうに思います。児童の健全育成、保護者が安心して任せられる学童、また指導員が働きやすい職場環境、これを続けてほしいということで管理を任せたとのことだと思います。

また、指定管理者から出ている事業計画書、子どもたちが笑顔で過ごせる学童保育所であると。指導員の資質を向上すると。それから、保護者のニーズに合わせた運営を行う。役場、学校、地域との連携、交流に努めると。こういうのが事業計画書に出されていて、そして任せているということになります。

住民生活課長にお聞きします。保護者会というのがないというふうに聞いたんですけども、そうすると、保護者の声を聞く会議だとか、交流会だとか、説明会とか、そういうのはこの間開かれているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 川田議員がおっしゃるとおり、保護者会等はつくられておりません。がしかし、保護者に対しましてアンケート調査を毎年行っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） アンケート調査というのが出ました。アンケート調査も事業計画書に出ています。役場担当課による学童アンケート、この回答結果から、意見等を踏まえて学童全体会議にかけて検討すると。実現可能なものは、役場と協議の上、実現に向けると、こういうふうにアンケートの意義というのが出されています。

アンケートは、昨年、平成29年9月に行ったんですよ。これは回収率が70.7%ということで回収されています。このアンケートの結果というのは、保護者、指導員にこれが返されて、そして会議がここにあるように学童全体会議でこれを使うというんですよ。これはどのように活用されているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 指導不足と言ってしまうとそれまでなんですけれども、アンケート結果につきましては、支援員につきましては、指定管理者を通じて結果を周知するよう指導しています。保護者に対しましては特に知らせていませんでしたので、今後、結果については、学童保育所内へ掲示する等の方法で保護者に周知をしたいと思っております。

活用ということなんですけれども、全体会議という中で話し合われているかどうかというのが私のほうでは把握できてはおりませんが、アンケートの回答で多かった学校の長期休業期間中の昼御飯を配食弁当にしてほしいと預かり時間を早くするについて保護者負担を減らすように、希望する子どもに今年度、週2回、弁当を取り寄せることを始めました。

また、前回、村上議員から質問がありましたが、預かり時間を早めることについては、今の制度では、1人しか通う子どもがいなくても、2人の指導者を置かなければなりませんので、受け入れる体制等も確保しなければならないので、指定管理者が検討を行っています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） このアンケートは毎年やっているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 毎年行っております。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 毎年やっていて、保護者にはまだいってなくて、指導員には生かしているということで、これがまだいっているかどうかはわからないわけですか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 指定管理者に確認したところ、支援員には渡していなかったということでございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） せっかく村がこういうアンケートをやっても、それが生かされていないというふうに判断します。また、村のこれからの対応というの、ぜひこういうのを生かしてほしいというふうに思います。

それから、次に、就業規則なんですけれども、この事業計画書には、指導員に対してこういうふうには言っています。指導員に長く働けるような環境づくりをしたいと、こういうふうにあるわけですよ

ね。指導員にいろいろな力をつけてもらったり、長く働けるようにと。

また住民生活課長にお聞きしますけれども、就業規則、これがあります。就業規則の6条は、雇用条件を明示等というのがあって、代表者、これは指定管理者ですよ。雇用者を採用した際には、別紙の雇用契約書及び就業規則の写しを交付し、雇用条件を明示するものとする、こうありますよね。これは就業規則の6条で、これは労基法でも15条で決まっています。これはこの前、執行に聞いたときに、全指導員、これに渡っているんでしょうか、この就業規則は。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 就業規則をお渡しするという件なんですけれども、当初、指定管理を受けたときには、全員に配付されていると聞いております。その後においては配付をしていないということも聞いております。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） これは平成25年4月1日から施行するということになっているんですよ。毎年、一部改正が行われています。これは改正されたときにそれぞれ渡さないと、これ違反になってしまうんですよ、申告すれば。これはすぐに、これは一人一人に確認をして、これがいていない人には渡す。これは今の答えだと、指定管理者がそういうふうに言ったということですよ。そうではなくて、これは一人一人なんです。1人でも渡っていなければ、これ違反になってしまいます。これは一人一人確認をしてもらえますか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 一人一人確認をするということもありますけれども、指定管理者に対し指導をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） これは一人一人に確認するということがよろしいんですか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 確認させていただきます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） それでは、同じく就業規則を見ますと、19条のところに年次有給休暇とあり

ます。これは労基法でも39条で決まっているところです。これは6カ月を過ぎると10日、1年6カ月になると11日、2年6カ月を過ぎると12日、3年6カ月を過ぎると14日と、こういうふうにあるんですが、6カ月以上の人は、11、12、14とあるんですが、10日というふうに言われている人がいるんですけれども、実態はどうなっているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） そのお話を川田議員からお伺いしまして、実態を確認させていただきました。そうしましたら、今現在、学童保育の支援員は1年更新ということで進めていまして、毎年、更新1年ということなので、毎年10日間の有給休暇を与えていたということを確認しております。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） これは労基署に確認してもらえれば、もうすぐわかります。これは1年更新であっても、継続して雇用すれば、それは足されていくと、これも常識になっています。これをこのままであればですよ、これも労基署から監督が入ることになります。ですから、ぜひこれは確認をしていただきたい。

それから、この前聞き取りのときに、それも確認をしてくれと言ったんですけれども、それは確認はどうでしょうか。労基署への確認。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） すみません、きょう現在、まだ確認はしておりません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） こういうちゃんと指定管理者の指導員が長く働けるような環境と言っていますし、それから今現在、継続雇用というのは、これはもう通例になっています。ぜひそれは確認をして、指導をお願いしたいというふうに思います。

それから、もう一つ、住民生活課長に聞きたいんですけれども、指定管理者への村の指導や監督、これについてなんです。村は監督指導の権限を持っています。そして、これは議会でも議決しなければならぬんですね。ですから、きちっと確認するところは確認をしておかないと、3年後、ことしには今年度いっぱいで見直しの時期になりますから、しっかりと確認しなければならないかというふうにも思います。

一つ、事業計画書の中で経理という部分があります。これはこういうふうにあるんですね。統括責任者がその任を負うんだと、経理ですね。各学童保育所ごとに現金出納帳を記入し、必要書類、領収

書、明細書、購入担当者等を記入、押印すること。それを複写したものを統括責任者に提出すること。さらに、統括責任者は、役場に提出すると、こういうふうになっています。これは指定管理者には年間2,500万円かかりまして、管理料が出ますから、これはきちんとやってもらわなければ困るわけですね。

指定管理者の学童収支報告書、決算ですけれども、指定管理者は村からくる指定管理料と、それから保育料、この2つが収入になっています。この学童保育所の報告書、まとめと、このまとめにある保育料の額と、それから添付された資料の保育料納付状況、この額が合わないんですね。これは住民生活課との話の中でこれをはっきりさせてくれと、そうしなければ、議会で私は不明だと言わなくちゃならないから、はっきりさせてくれと、こういうふうに言ったんですね。ところが、次のときに、2週間もたってなんですね。そのときの答えが、はっきりとした数字がないんですね。幾らこういうふうになったので、これとこれの額の違いがこうなるんだというのがないんですね。これは村が今言った、ちゃんと領収書から出させるとか、資料を出させるというのをちゃんとやれば、すぐできること。これは各学童保育所が集金簿を持っていますから、それと合わせれば、この保育料は全部一目瞭然なんです。これが額が違うなんていうことはあり得ない。

ですから、これはこの次にまた村の見直しの時期が来ますから、12月議会で来るんだか、ですから、そのときまでに早急にそれはおかしい点はちゃんと調べて、そして議会でも報告できるようにしていただきたいというふうに思います。また、これは自治法の244条に基づいて、議員の議会での議決が必要ですから、ちゃんと議会で説明ができるようにしてほしいというふうに思います。

それから、村長に質問です。

指定管理をやったと。これは最初に言ったように、村立のときの水準を落とさないで、これが大事なことだというふうに思います。そして、子どもたちを安心して任せられるような学童保育、これをやってもらいたいと、これは保護者や指導員の要望があります。

この前、前回の臨時議会、これで会計検査院の指摘を受けて村が適切に対処したと、これがあります。これと同じように、今度は指定管理者に対しては、村が会計検査院なんですね。これが適切な運営がされているか。また指定の見直しの時期になりますから、不明な点はならないように、協定書にもちゃんとそれは村長が指定の取り消しのときには、そういうことも、取り消しなんていうこともあるわけですね。そんなことのないように、不明な点がないようにしてほしいというふうに思います。

それから、この間感じたことは、この前の会計検査院の話でもそうでしたけれども、担当部局だけではなくて、村として実態というのをちゃんと把握をして、そして指導監督というのを強めてほしいというふうに思います。答弁をお願いします。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 川田議員のおっしゃるとおり、監督とかそういうもの、指導を徹底していきたい。そして、今度、改選期というんですかね、指定管理のまた審査がございますので、そのときもさらによく精査をしていきたいというように思います。

さらに、これが住民のためになるかどうかということ、子どものためになるかどうか、そういうことを念頭に入れてやっていきたいと思います。

さらに、先ほど川田議員のほうからありました。そこに働く支援員とかそういう人たちに対しても、法令に従ったものができているかどうか、それもちゃんと見ていきたいというふうに思います。

ただ、先ほど24日の臨時議会の話がありました。これについても我々のほうはちゃんと正面を向いて、それに対して我々が報告、会計検査院にやったわけじゃありませんでしたけれども、これらについて会計検査院が指摘したところでございます。我々もそれは指摘したとおりに認めている。内容がいかがげん過ぎたということは、私も、それを出すときに私はいなかったんですけども、これについてもよく見れば、これは間違っている。誰が見ても間違っているということで、我々のほうも会計検査院の言うとおりに認めたところでございます。これからもいろいろな監査とかそういう中においても、これは会計検査院と同じようなことを頭に入れながら監査をお願いしていくことになろうかと思えます。そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 今の村長の答弁をぜひしっかりやっていただきたいというふうに思います。

また、村民や村が本当に任せられると、そういう学童保育、村民の人たちが安心して任せられる、そういうふうになるために力を尽くしていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問は終わりにさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 以上で5番川田議員の一般質問を終了いたします。

◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上で本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第3回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時20分散会

平成30年第3回

榛東村議会定例会会議録

第 2 号

9月4日(火)

平成30年第3回榛東村議会定例会会議録第2号

平成30年9月4日（火曜日）

議事日程 第2号

平成30年9月4日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第54号 平成29年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第55号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第56号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第57号 平成29年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第58号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第59号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第60号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第61号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第62号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第63号 平成29年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 陳情について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	波多野 宏美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎一 君
5番	川 田 敏彦 君	6番	小野関 治義 君
7番	高 田 清一 君	8番	清 水 健一 君
9番	枡 井 保夫 君	10番	小 山 久利 君
11番	山 口 宗一 君	12番	岸 昭勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直美 君
総 務 課 長	清 村 昌一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘行 君
税 務 課 長	岩 田 彦一 君	住 民 生 活 課 長	山 本 正子 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏記 君
建 設 課 長	久 保 田 邦夫 君	上 下 水 道 課 長	山 口 誠一 君
会 計 課 長	浅 見 英一 君	教 育 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢一 君	代 表 監 査 委 員	岩 崎 唯雄 君
事 務 局 長			

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第3回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席でありますので、本日の会議は成立いたします。

なお、村長以下説明のための管理職は全員出席であります。

直ちに、お手元に配付しました日程により会議を行います。



◎日程第1 議案第54号 平成29年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第1、議案第54号 平成29年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅見会計課長。

[会計課長 浅見英一君発言]

○会計課長（浅見英一君） それでは、初めに決算書5ページをお開きください。

まず初めに、一般会計の実質収支に関する調書です。

1、歳入総額61億9,676万1,283円に歳出総額60億6,346万4,980円、3、歳入歳出差引額1億3,329万6,303円、4、翌年度へ繰り越すべき財源中（2）繰越明許費繰越額7,323万8,000円、計、同額です。5、実質収支額6,005万8,303円、6については該当がありません。

引き続き、6ページ、7ページをごらんください。

一般会計歳入歳出決算書の歳入です。

款の合計について、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外で数値のある箇所を朗読し、説明とさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較は、比較と略させていただきます。

1 款村税、調定額16億1,599万5,818円、収入済額15億1,412万3,123円、不納欠損額2,898万5,496円、収入未済額7,288万7,199円、比較1,843万9,123円。

2 款地方譲与税、調定額7,864万1,000円、収入済額、同額です。比較85万9,000円の減。

3 款利子割交付金、調定額280万8,000円、収入済額、同額です。比較20万8,000円。

4 款配当割交付金、調定額777万2,000円、収入済額、同額です。比較557万2,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、調定額798万円、収入済額、同額です。比較98万円。

6 款地方消費税交付金、調定額2億4,245万6,000円、収入済額、同額です。比較745万6,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、調定額1,117万4,730円、収入済額、同額です。比較164万5,270円の減。

8款自動車取得税交付金、調定額2,443万8,000円、収入済額、同額です。比較143万8,000円。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額7,244万2,000円、収入済額、同額です。

10款地方特例交付金、調定額1,239万3,000円、収入済額、同額です。

11款地方交付税、調定額13億3,204万8,000円、収入済額、同額です。比較1,458万円。

12款交通安全対策特別交付金、調定額185万9,000円、収入済額、同額です。比較24万1,000円の減。

13款分担金及び負担金、調定額6,931万7,487円、収入済額5,950万6,500円、収入未済額981万987円、比較263万4,500円の減。

14款使用料及び手数料、調定額5,300万1,471円、収入済額3,405万2,383円、収入未済額1,902万9,088円、比較60万383円。

15款国庫支出金、調定額7億7,312万5,475円、収入済額、同額です。比較7,972万5,525円の減です。
続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

16款県支出金、調定額4億1,518万569円、収入済額、同額です。比較4,005万3,431円の減。

17款財産収入、調定額5,428万1,126円、収入済額4,210万1,277円、収入未済額1,217万9,849円、比較158万6,723円の減です。

18款寄附金、調定額6億561万199円、収入済額、同額です。比較560万5,199円。

19款繰入金、調定額4億8,137万9,280円、収入済額、同額です。比較1億9,530万4,720円の減です。

20款繰越金、調定額2億654万4,002円、収入済額、同額です。比較2円。

21款諸収入、調定額8,412万6,745円、収入済額、同額です。比較710万7,255円の減です。

22款村債、調定額1億8,700万円、収入済額、同額です。比較41万円の減。

続きまして、歳入合計、予算額64億7,145万円、調定額63億3,965万3,902円、収入済額61億9,676万1,283円、不納欠損額2,898万5,496円、収入未済額1億1,390万7,123円、比較2億7,468万8,717円の減。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

ここからは、歳出の説明になります。

支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外で数値のある箇所を朗読し、説明させていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較は、比較と略させていただきます。同じく、各款の合計を朗読し、説明させていただきます。

1款議会費、支出済額8,707万1,301円、不用額203万7,699円、比較、同額です。

2款総務費、支出済額12億3,109万8,447円、翌年度繰越額110万円、不用額6,927万553円、比較7,037万553円。

3款民生費、支出済額18億8,698万350円、翌年度繰越額4,299万9,000円、不用額7,585万9,650円、比較1億1,885万8,650円。

4款衛生費、支出済額3億40万2,462円、不用額1,007万6,538円、比較、同額です。

5款労働費、支出済額539万3,384円、不用額9万2,616円、比較、同額です。

6款農林水産業費、支出済額4億1,543万8,007円、翌年度繰越額205万円、不用額1,588万1,993円、比較1,763万1,993円。

7款商工費、支出済額1,109万8,770円、不用額116万1,230円、比較、同額です。

8款土木費、支出済額4億5,454万9,703円、翌年度繰越額8,788万9,000円、不用額2,960万6,297円、比較1億1,749万5,297円。

9款消防費、支出済額2億5,898万7,328円、不用額508万4,672円、比較、同額です。

10款教育費、支出済額9億2,650万498円、不用額6,046万4,502円、比較、同額です。

続きまして、12ページ、13ページをごらんください。

11款災害復旧費、不用額3,000円、比較、同額です。

12款公債費、支出済額4億8,594万4,730円、不用額5,270円、比較、同額です。

13款諸支出金費、不用額1,000円、比較、同額です。

14款予備費、不用額470万2,000円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額64億7,145万円、支出済額60億6,346万4,980円、翌年度繰越額1億3,403万8,000円、不用額2億7,394万7,020円、比較4億798万5,020円です。

なお、14ページから197ページまでは歳入歳出決算事項別明細書、198ページから202ページまでは財産に関する調書、203ページは地方債について記載をさせていただいております。後ほどご確認をいただければと思います。

以上で平成29年度一般会計歳入歳出決算の説明にかえさせていただきます。

審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、岩崎代表監査委員より監査報告をお願いいたします。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、平成29年度決算等審査意見書をお開きください。

3ページをお願いします。

地方自治法第233条第2項の規定により榛東村長から審査に付された次の会計にかかわる平成29年度歳入歳出決算について審査を実施しました。平成29年度榛東村一般会計、同じく国民健康保険特別会計、同じく後期高齢者医療特別会計、同じく介護保険特別会計、同じく住宅新築資金等貸付特別会計、同じく公共下水道事業特別会計、同じく農業集落排水事業特別会計、同じく学校給食事業特別会計、同じく太陽光発電事業特別会計であります。

審査の期間は、平成30年7月17日から7月31日まで。実質8日間行いました。

審査の方法であります。審査に付された各会計にかかわる歳入歳出決算、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか、計数の誤りがないか、予算の執行及び関連事務が適正に行われているかについて審査を行いました。

また、例月現金出納検査結果及び定期監査結果について本審査の参考といたしました。

審査の結果であります。審査に付された各会計にかかわる歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は誤りがないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務は、適正に行われているものと認められました。

次に、審査の概要でございます。

一般会計。歳入61億9,600万、歳出60億6,300万、形式収支が1億3,300万、実質収支で6,000万の黒字でございます。単年度収支においては、1億3,400万の赤字でございます。

決算収支の状況は、以下の表のとおりであります。

次に、歳入でございます。収入済額は61億9,600万、最終予算に対する収入率は95.76%。調定額に対する収入率は97.75%となっております。不納欠損額は2,800万、収入未済額は1億1,300万であります。前年度と比較いたしますと、収入済額が1億8,400万の減少、不納欠損額は1,500万の増加、収入未済額は4,100万の減少であります。

歳入の決算概要とそれから款別の歳入状況は以下の表のとおりであります。主なもので説明したいと思えます。

まず、村税であります。収入済額は15億1,400万、最終予算に対する収入率は101.23%。調定に対する収入率は93.70%でございます。前年度と比較して2,100万増加しております。調定に対する収入率は前年度に対して1.66ポイント向上しております。

収入未済額は7,200万で、前年度と比較して4,200万の減少、不納欠損は2,800万で、前年度と比較して1,500万の増加となっております。

科目別決算状況は表のとおりでございます。

次に、寄附金でございますが、収入済額は6億500万、前年と比較して7,200万の増加でございます。それから、繰入金でございますが、収入済額は4億8,100万、前年と比較して2億200万の減少でございます。内訳としては、基金の繰り入れが4億5,500万で2億500万の減少、特別会計繰入金は2,500万で300万の増加となっております。

それから、村債でございますが、収入済額は1億8,700万で前年に比べて900万の増加でございます。

次に、歳入の過大・過小でございます。最終予算と収入済額で500万以上差がある科目について審査を実施しました。大半の科目については、額の確定が年度末であることから、補正予算に計上することは困難な事案であったと思えます。補正予算に計上することが可能な事案も一部散見されましたから、より適切な予算管理に努めていただきたいと思います。

それから、収入未済と滞納整理についてであります。滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況に

ついて審査を実施した。いずれの科目も滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認しました。

村税については、税務課による収入未済額の縮減に向けた努力に非常に効果があらわれております。今後とも引き続き効率的な徴収に取り組んでいただきたい。住宅使用料については、収入未済額の幅は年度を追って減少していることで、努力は認められるところでありますが、これまでの取り組みを再点検して、新たな取り組みを講じることなどして、収入未済額の縮減に向けて鋭意努めていただきたい。収入未済額は1億1,300万、前年度と比較して4,100万の減少であります。収入未済額の状況は表のとおりでございます。これを見ていただくとわかるんですが、9科目ありまして、その中で住宅使用料のみが対前年度プラスでございます。

次に、歳出でございます。支出済額は60億6,300万、最終予算に対する執行率は93.70%、前年度は94.48%、翌年度繰越額は1億3,400万、不用額は2億7,300万となっております。

歳出決算の概要、それから款別の歳出状況は表のとおりでございます。

款別で大きなものを2つ申し上げたいと思います。

まず、大きなマイナスの民生費でございます。

12ページになりますけれども、構成比で31.12%、一番の歳出の科目でございます。

支出済額は18億8,600万、前年度と比較して1億5,800万の減少でございます。社会福祉費が1億7,000万の減少、児童福祉費が1,200万の増加でございます。社会福祉総務費が2億3,800万の減少で、これの要因は介護施設等整備事業費補助金、社会福祉施設整備基金積立金の皆減による影響が主なものでございます。

なお、民生費の項目別の決算状況は、表のとおりでございます。

次に、農林水産業費について申し上げたいと思います。支出済額は4億1,500万、前年比で7,200万の減少でございます。要因としては、農業振興事業補助金、農業集落排水事業特別会計繰出金の減少等が原因でございます。

農林水産費の項目別の明細書は、表のとおりでございます。

次に、これ17ページになりますが、高額な不用費について申し上げたいと思います。事務事業の節単位において、200万円以上の不用額が生じているものについて審査を実施しました。年度末の支出額が未確定であることから、安全値を考慮したものであり、予算管理は適切に行われているものと認められました。

次に、抽出審査について申し上げます。消費的な事業については、議会の一般経費以下、次のとおりです。

投資的事業は、コミュニティ用の施設費等以下を抽出審査いたしました。

それから、現地踏査、物品審査は総務課以下のとおり実施いたしました。いずれも問題はございませんでした。

次に、交際費であります。村長、議長、教育長及び農業委員会長の交際費の管理状況について審査を実施しました。いずれについても適切に管理執行されていることを確認しました。

次に、53ページへお進みください。

公有財産の状況でございます。土地及び建物について申し上げます。土地は168平米、それから、建物が21平米の増加でございます。物件については、当面は増減がございません。有価証券についても前年度と同様であります。

次に、支出による権利等について申し上げます。出資金が1億300万、出捐金が1,300万、ほか預託金等はありません、合計で1億1,700万、これは出資先、出捐先等同様で、前年と同額でございます。基金の状況でございます。物品については、介護保険特別会計において軽貨物自動車1台の増加、一般会計においてバッテリー式階段昇降車1台、学校給食であえものわん1台の増加でございます。

次に、基金の状況について申し上げます。当年度末における基金残高は53億7,100万円、前年度と比較して7,700万の増加でございます。基金の統廃合で、基金数は11でございます。基金の状況は、明細は以下の表のとおりでございます。

次に、村債について申し上げます。当年度末における村債残高は66億9,800万、前年度と比較して3億4,800万の減少でございます。当年度中における発行額は3億100万、償還額は6億4,900万であります。

各会計における村債の状況は、表のとおりでございます。なお、上水の企業債はこれに3億5,900万ありますので、村の発行済みの債権は合計で70億500万ということになるかと思っております。

61ページへお進みください。

主要な財政数でございます。財政力指数は0.55%で0.01ポイント好転、経常収支比率は94.6%で前年度と比べまして、0.5ポイント好転。実質公債費比率は9.0%で前年度に比べて0.8ポイント悪化しております。普通会計主要の推移は表のとおりであります。その下に財政力指数は1になれば、不交付団体になるということですから、まだ半分ぐらいということですね。経常収支比率は一般の町村においては、75%ぐらいが妥当とされるということで、これに比べますといかにも財政力は硬直している現況が明らかであります。

実質公債費については、これが18%以上になると起債に操作が必要になりますので、まだ間はあると思っておりますが、平成28年8.2%時点で、県下で当村は23位の位置にあります。町村の平均は6.7ということでございます。なお、隣の吉岡町は10.7で32位ということでございます。

それでは、62ページの審査意見を申し上げたいと思っております。

一般会計の決算額は、歳入で61億9,600万、歳出60億6,300万で、形式収支1億3,300万、実質収支は6,000万。単年度収支では1億2,400万の赤字ということでございます。

歳入で言いますと、一般会計における歳入決算額の24.43%の割合を占める村税は収入済額は15億1,400万、前年度が14億9,200万でございます。収入率が93.7%、前年に比較して1.66ポイント向上し

ております。効果的な徴収、新たな対策に取り組んで収入未済額の減少及び前年度を上回る収入率を達成した実績は評価できることとあります。

児童保育費の負担金等、前年度に引き続いて収入未済額は減少している科目もございます。今後も効率的な徴収に取り組み、収入未済額の減少及び収入率の向上に努めていただきたいと思います。一方で、住宅使用料は、収入済額は966万4,000、前年度997万1,000円で収入率が34.76%、前年度は37.12%で、前年度と比較して2.36%低下しております。収入未済額は毎年増加していることから、現在の徴収の取り組みを再点検し、抜本的な改善を早急に講じていただきたいと思います。

歳出を見ますと、60億6,300万でございます。ふるさと納税について、歳入では6億500万と大きな成果があったと同時に、その費用も多額となっております。寄附額に対する返礼割合が平成29年度までの5割から平成30年度からは3割に下がったことから、今後の執行に注視したいと思います。また、指定管理者制度を実施している施設について、これまでの成果を継承の上、今後の管理運営に当たっていただきたいと思います。

村の財政は、今後も厳しい状況は続くものと想定されます。費用対効果を十分検証の上、効果的かつ効率的な事務事業の執行に努め、より健全な財政運営が図られることを努力していただきたいと思います。

財政指標を見ると、財政力指数はわずかであるが強くなる。経常収支比率はわずかでありますけれども、硬直化は緩和している。実質公債費比率は0.8ポイント悪化して、今後も村債の償還が続くため、さらに数値の悪化が予想されるところであります。

ここまで見てきた決算状況、財政状況等を勘案すると、当年度においては適切な財政運営が行われ、健全な財政状況が維持されている。しかし、過去5年間の財政指標を比較すると、前年度と同様、決して楽観視できる状況ではないことを示しております。限られた財源の中で、地域資源の活用を図りながら、職員一人一人が常にコスト意識を持つとともに、新鮮な発想と工夫によってより効果的かつより効率的な執行に取り組んでいただきたい。

最後になりますが、変化を的確に把握しながら、第6次榛東村総合計画が示す村の未来像「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」を実現するべく村民の満足度が高まるような施策が展開されることを期待し、審査意見といたします。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑については、総括的な質疑に限定し、対象は一般会計のみでございます。

また、質問は1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第54号については、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第54号については、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩といたします。

午前10時13分休憩

午前10時23分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほど設置が決定した決算審査特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長に岸昭勝議員、副委員長に清水健一議員が就任いたしました。

ここで就任のご挨拶をお願いいたします。

初めに、決算審査特別委員会委員長、岸昭勝議員、よろしくをお願いいたします。

〔決算審査特別委員会委員長 岸 昭勝君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（岸 昭勝君） ただいまの委員長選出におきまして、私が委員長に指名されました。前年度、決算予算委員長になってその経験でどうこうと考えたところがあるんですけども、また新しい気持ちで取り組んでいきたいと思っております。

先ほど、決算審査がございまして、そのことがございまして、より効果的な予算が組まれることを前提に決算審査をしていただきたいと思います。また、よろしく願い申し上げまして、協力をよろしくをお願いいたします。簡単ですけども、就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 審査のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、副委員長、清水健一議員、よろしくをお願いいたします。

〔決算審査特別委員会副委員長 清水健一君登壇〕

○決算審査特別委員会副委員長（清水健一君） 副委員長に選任をしていただきました清水です。

委員長を助けて、しっかり審査を行っていききたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 審査のほどよろしくをお願いいたします。



◎日程第2 議案第55号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第55号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案書2ページをお願いします。

議案第55号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書205ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額19億7,567万9,114円、2、歳出総額17億9,239万7,875円、3、歳入歳出差引額1億8,328万1,239円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、206、207ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算減額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款国民健康保険税、調定額5億5,818万1,383円、収入済額4億149万1,321円、不納欠損額1,204万315円、収入未済額1億4,464万9,747円、比較1,256万1,321円。

2 款一部負担金、比較1,000円の減。

3 款使用料及び手数料、調定額7,700円、収入済額、同額。比較7,300円の減。

4 款国庫支出金、調定額3億6,682万1,636円、収入済額、同額。比較3,712万4,636円。

5 款療養給付費等交付金、調定額2,197万5,000円、収入済額、同額。比較221万7,000円。

6 款前期高齢者交付金、調定額4億2,690万3,574円、収入済額、同額。比較574円。

7 款県支出金、調定額9,040万8,148円、収入済額、同額。比較425万852円の減。

8 款共同事業交付金、調定額3億8,804万1,288円、収入済額、同額。比較21万6,288円。

9 款財産収入、調定額34万9,119円、収入済額、同額。比較5万881円の減。

10 款繰入金、調定額1億871万5,341円、収入済額、同額。比較5,280万659円の減。

11 款繰越金、調定額1億6,178万1,212円、収入済額、同額。比較788円の減。

12 款諸収入、調定額920万7,140円、収入済額918万4,775円。不納欠損額2万2,365円。比較82万7,775円。

収入合計、予算現額19億7,984万3,000円、調定額21億3,239万1,541円、収入済額19億7,567万9,114円、不納欠損額1,204万315円、収入未済額1億4,467万2,112円、比較416万3,886円の減でございます。

次に、208、209ページをお願いします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額1,570万8,474円、不用額281万2,526円、比較、同額です。

2 款保険給付費、支出済額10億958万8,534円、不用額1億4,754万9,466円、比較、同額です。

3 款後期高齢者支援金等、支出済額1億9,010万6,115円、不用額1万1,885円、比較、同額です。

4 款前期高齢者納付金等、支出済額70万3,657円、不用額3,343円、比較、同額です。

5 款老人保健拠出金、支出済額3,777円、不用額9,223円、比較、同額です。

6 款介護納付金、支出済額7,869万1,249円、不用額751円、比較、同額です。

7 款共同事業拠出金、支出済額3億7,370万9,633円、不用額5万4,367円、比較、同額です。

8 款保健事業費、支出済額1,399万449円、不用額206万551円、比較、同額です。

9 款基金積立金、支出済額9,756万7,119円、不用額5万881円、比較、同額です。

10 款公債費、不用額1,000円、比較、同額です。

11 款諸支出金、支出済額1,232万1,868円、不用額137万2,132円、比較、同額です。

12 款予備費、不用額3,351万9,000円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額19億7,984万3,000円、支出済額17億9,239万7,875円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額1億8,744万5,125円、比較、同額でございます。

次の210ページから239ページまでは歳入歳出決算事項別明細書、240ページにつきましては、財産に関する調査でございますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成29年度国民健康保険特別会計決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、意見書の22ページをお開きください。

特別会計全般について申し上げます。

決算額は、歳入で40億1,800万、歳出37億9,200万でございます。形式収支と実質収支ともに2億2,500万。単年度収支では3,200万の黒字となっております。前年と比較いたしますと、歳入決算で

7,700万の増加、歳出決算額では4,500万の増加となっております。また一般会計からの繰入金金は6億4,400万となっております。前年と比較して8,200万の減少でございます。繰り入れの各会計の明細は表のとおりでございます。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

決算収支でございます。歳入19億7,500万、歳出17億9,200万で、形式収支、実質収支ともに1億8,300万、単年度収支で2,100万の黒字でございます。

次に、歳入でございます。収入済額は19億7,500万、最終予算に対する収入率99.79%、調定に対する収入率は92.65%でございます。不納欠損が1,200万、収入未済額は1億4,400万。前年と比較しますと収入済額は7,800万の増加、不納欠損額は100万の減少、収入未済額は3,700万の減少でございます。

款別の歳入決算状況は表のとおりでございます。

この表を見ていただくと国民健康保険税は、昨年が構成比で21.75%、今年度はやはり20.32%ということで、約2割が税金ということでございます。

歳入過大、過少について申し上げます。500万以上の差がある科目について審査を実施しました。

いずれの科目も額の確定が年度末であることから、補正予算に計上することは困難な事案であると認められます。予算の規模との乖離が大きな科目も散見されることから、より適切な予算管理が行われるように努めていただきたいと思います。

収入未済及び滞納整理について申し上げます。滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況について実施いたしました。いずれの科目も滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認しました。前年度に比較しますと、収入未済額は3,700万の減少。税務課による収入未済額の縮減に向けた取り組みの結果があらわれているものと成果を評価するものでございます。今後も引き続き効果的な徴収事務に取り組んでいただきたいと思います。

収入未済の現況でございます。表のとおりで、13科目のうち一番下の一般被保険者返納金、これがプラスだけで、あとは全部減少しております。

次に、歳出でございます。

支出済額は17億9,200万、最終予算に対する執行率は90.53%、不用額は1億8,700万、前年に比較しますと支出済額は5,700万の増加、不用額は6,700万の増加でございます。歳出決算、款別の決算状況は以下のとおりでございます。

次に、高額不用額について申し上げます。事務事業の節単位で250万円以上の不用額が生じているものについて審査を実施しました。

医療費の請求額は翌々月にならないと判明しないと、安全値を考慮したことによるものであって、予算管理は適正に行われているものと認められました。

次に、抽出検査でございます。一般管理費について審査を実施したところ、適切に執行されている

ことを確認しました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑については総括的な質疑に限定し、1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第55号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第3 議案第56号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第56号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案書3ページをお願いします。

議案第56号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書241ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1億1,816万2,150円、2、歳出総額1億1,816万2,150円、3、歳入歳出差引額ゼロ円、5、実質収支額同額でございます。

次に、242、243ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、調定額8,270万600円、収入済額8,177万3,800円、不納欠損額5万1,400円、収入未済額87万5,400円、比較70万9,800円。

2 款繰入金、調定額3,588万396円、収入済額、同額。比較161万1,604円の減です。

3 款繰越金、比較1,000円の減。

4 款諸収入、調定額16万4,400円、収入済額、同額。比較2,400円。

5 款雑入、調定額34万3,554円、収入済額、同額。比較34万1,554円。

歳入合計、予算現額1億1,872万1,000円、調定額1億1,908万8,950円、収入済額1億1,816万2,150円、不納欠損額5万1,400円、収入未済額87万5,400円、比較55万8,850円の減でございます。

次に、244、245ページをお願いします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額120万2,082円、不用額48万1,918円、比較、同額です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億1,680万3,768円、不用額232円、比較、同額です。

3 款諸支出金、支出済額15万6,300円、不用額2,700円、比較、同額です。

4 款予備費、不用額7万4,000円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額1億1,872万1,000円、支出済額1億1,816万2,150円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額55万8,850円、比較、同額でございます。

246ページから253ページにつきましては、歳入歳出決算事項別明細書に関する内容を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成29年度後期高齢者医療特別会計決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、28ページをお願いします。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

決算額は、歳入歳出ともに1億1,800万、形式収支、実質収支、単年度収支、いずれもゼロでございます。

歳入でございますが、収入済額は1億1,800万、最終予算に対する収入率は99.53%、調定に対する収入率は99.22%でございます。不納欠損は5万1,000円、収入未済額は87万5,000円でございます。前年度と比較しますと、収入済額は1,227万8,000円、不納欠損額は2万1,000円、収入未済額で9万6,000円、それぞれ増加でございます。

次に、歳入の過大、過少でございます。500万以上差がある科目について審査をしたところ、額の確定が年度末ということで補正に計上することは困難な要素であり、適切な予算管理が行われているものと認められました。

次に、収入未済及び滞納整理についてでございます。滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況について審査を実施したところ、滞納整理の実施、関連帳票の管理が適切に行われていることを確認しました。収入未済額は前年度と比較して9万7,000円と年々増加しております。額は小さいんですが、現在の徴収対象、収納体制を再点検するとともに、財政の健全化及び負担の公平性の観点から、収入未済額の回収に鋭意取り組んでいただきたいと思います。額は小さいうちに摘み取っていただきたいと思います。

歳出でございます。支出済額は1億1,800万、最終予算に対する執行率は99.53%、不用額は55万9,000円でございます。前年と比較して支出済額は1,227万8,000円、不用額は147万9,000円の減少でございます。歳出の決算、款別の決算状況でございます。

抽出審査を実施したのは一般管理費でございます。審査を実施したところ、適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については総括的な質疑に限定し、1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第56号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第4 議案第57号 平成29年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第57号 平成29年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案書は4ページをお願いします。

議案第57号 平成29年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書255ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額11億6,866万680円に歳出総額11億2,724万7,288円、3、歳入歳出差引額4,141万3,392円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、256、257ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款保険料、調定額 2 億7,480万5,712円、収入済額 2 億6,731万9,690円、不納欠損額234万2,517円、収入未済額514万3,505円、比較351万4,690円。

2 款使用料及び手数料、比較1,000円の減。

3 款国庫支出金、調定額 2 億6,159万4,107円、収入済額、同額。比較60万8,893円の減。

4 款支払基金交付金、調定額 2 億8,926万2,704円、収入済額、同額。比較2,159万2,296円の減。

5 款県支出金、調定額 1 億5,515万9,982円、収入済額、同額。比較737万7,018円の減です。

6 款介護予防支援費、調定額744万900円、収入済額、同額。比較86万7,900円。

7 款財産収入、調定額 2 万926円、収入済額、同額。比較74円の減。

8 款繰入金、調定額 1 億5,775万8,127円、収入済額、同額。比較1,170万6,873円の減。

9 款繰越金、調定額2,974万544円、収入済額、同額。比較544円。

10 款諸収入、調定額36万3,700円、収入済額、同額。比較32万8,700円。

歳入合計、予算現額12億523万5,000円、調定額11億7,614万6,702円、収入済額11億6,866万680円、不納欠損額234万2,517円、収入未済額514万3,505円、比較3,657万4,320円の減です。

次に、258、259ページをお願いします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額2,592万8,918円、不用額157万5,082円、比較、同額。

2 款保険給付費、支出済額 9 億8,646万1,375円、不用額6,691万9,625円、比較、同額です。

3 款地域支援事業費、支出済額6,444万3,150円、不用額807万4,850円、比較、同額です。

4 款基金積立金、支出済額3,876万9,926円、不用額74円、比較、同額です。

5 款諸支出金、支出済額1,164万3,919円、不用額57万5,081円、比較、同額です。

6 款予備費、不用額84万3,000円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額12億523万5,000円、支出済額11億2,724万7,288円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額7,798万7,712円、比較、同額でございます。

260ページから287ページまでは、歳入歳出決算事項別明細書、また288ページは財産に関する調書が記載されておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成29年度介護保険特別会計決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、31ページをお願いいたします。

介護保険特別会計でございます。

決算額は、歳入11億6,800万、歳出11億7,200万。形式収支、実質収支ともに4,100万、単年度収支では1,100万の黒字でございます。決算収支の状況は表のとおりでございます。

次に、歳入でございますが、収入済額は11億6,800万、最終予算に対する収入率は96.97%、調定に対する収入率は99.36%となっております。不納欠損は234万2,000円、収入未済額は514万4,000円でございます。前年度と比較しますと、収入済額は7,726万7,000円の増加、不納欠損額は62万4,000円の増加、収入未済額は81万7,000円の減少でございます。款別歳入決算状況は表のとおりでございます。

歳入の過大、過少について申し上げます。額の確定が年度末ということで補正に計上することは困難な事案であると認められますが、予算額との乖離の大きな科目が見られるため、より適切な予算管理が行われるように努めていただきたいと思います。

収入未済及び滞納整理についてであります。滞納整理の実施状況、関連帳票の審査を実施しました。いずれの項目も滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認しました。収入未済額は前年度と比較して81万7,000円の減少です。滞納処分に着手するということで、取り組みは評価するものでありますが、不納欠損が年々増加している現状を踏まえて、現在の徴収体制、収納体制等を再点検するとともに、財政の健全化及び負担の公平性の観点から、収入未済額の解消に努めていただきたいと思います。

次に、歳出でございます。

支出済額は11億2,700万、最終予算に対する執行率は93.53%。不用額は7,700万となっております。前年に比較しまして支出済額は6,500万の増加、不用額は4,000万の減少でございます。歳出の決算款別の支出状況は表のとおりでございます。

高額不用額について、250万以上の案件を審査いたしました。介護サービス給付費は事業を実施し

た翌々月にならないと判明しないということでございますので、安全値を考慮したことで、予算管理は適切に行われているものと認められました。

抽出審査によって、これは一般管理費、包括支援事業費で審査を実施したところ、いずれも適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑については総括的な質疑に限定し、1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第57号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第58号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第58号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） それでは、議案第58号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。

地方自治法第233条第3項に基づき、議会の認定に付すものでございます。

決算書289ページをごらんください。

住宅新築資金等貸付特別会計実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1,301万9,938円、2、歳出総額、同額です。3、歳入歳出差引額ゼロ円、5、実質収

支額ゼロ円となっております。

続きまして、290、291ページをごらんください。

住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と省略させていただきます。

1 款県支出金、調定額9万円、収入済額、同額です。

2 款繰入金、調定額96万3,049円、収入済額、同額です。比較155万2,951円の減。

3 款諸収入、調定額4億4,294万4,523円、収入済額1,196万6,889円、収入未済額4億3,097万7,634円、比較154万7,889円の増。

歳入合計、予算現額1,302万5,000円、調定額4億4,399万7,572円、収入済額1,301万9,938円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額4億3,097万7,634円、比較5,062円の減でございます。

続きまして、292ページ、293ページをごらんください。

歳出になります。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額12万1,200円、不用額3,800円、比較、同額です。

2 款公債費、支出済額1,289万8,738円、不用額1,262円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額1,302万5,000円、支出済額1,301万9,938円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額5,062円、比較、同額でございます。

なお、294ページから297ページまでが歳入歳出事項別明細書になります。298ページは地方債に関する内容を記載してございますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、36ページをお願いいたします。

住宅新築資金等貸付特別会計について申し上げます。

決算額は、歳入歳出ともに1,300万でございます。形式収支、実質収支、単年度収支ともにゼロでございます。

歳入でございますが、最終予算に対して収入率は99.96%、調定に対する収入率は2.93%というところでございます。不納欠損はゼロ、収入未済額は4億3,097万8,000円と、前年度に比較しまして収入未済額は244万6,000円減少、収入未済額は489万2,000円の増加でございます。

歳入の款別の決算状況は表のとおりでございます。

収入未済及び滞納整理について申し上げます。

滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況について審査を実施しました。滞納者への定期的な訪問を実施するなど、適切に滞納整理に取り組んでいることを確認しました。しかしながら、収入未済額の増加に歯どめがかからない現況を踏まえて、現在の徴収体制、収納体制等の再点検をするとともに、債権管理の徹底をお願いいたします。収入未済額の解消に努めていただきたいと思っております。収入未済額の状況は以上のとおりでございます。

歳出でございますが、1,300万、最終予算に対する執行率は99.96%、不用額は5,000円となっております。支出済額は244万6,000円の減少でございます。款別の決算状況を見ていただくとおわかりと思っております。28年度が歳出の公債費が99.22%、29年度は99.07%、歳出の大部分は公債費ということでございます。

抽出審査においては一般管理費について審査を実施したところ、適切に執行されていることを確認しました。

なお、住宅特会の村債残高は当年度末で3,231万1,000円というふうになっております。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑については総括的な質疑に限定し、1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第58号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第6 議案第59号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第59号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第59号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

議案書6ページをごらんください。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書299ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額4億1,970万57円、2、歳出総額4億1,970万57円、3、歳入歳出差引額ゼロ円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、300ページ、301ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ円以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款分担金及び負担金、調定額2,521万6,800円、収入済額2,305万6,800円、収入未済額216万円、比較106万8,800円。

2款使用料及び手数料、調定額5,608万9,606円、収入済額5,398万4,090円、収入未済額210万5,516円、比較48万2,090円。

3款国庫支出金、調定額6,978万円、収入済額、同額です。

4款県支出金、調定額360万円、収入済額、同額です。

5款繰入金、調定額1億4,967万3,393円、収入済額同額です。比較486万4,607円の減。

6款繰越金、比較1,000円減。

7款諸収入、調定額480万5,774円、収入済額、同額、比較4,226円の減。

8款村債、調定額1億1,480万円、収入済額、同額です。

歳入合計、予算現額4億2,291万9,000円、調定額4億2,396万5,573円、収入済額4億1,970万57円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額426万5,516円、比較321万8,943円の減です。

次に、302、303ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ円以外の数字のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款総務費、支出済額538万5,420円、不用額16万4,580円、比較、同額。

2款建設費、支出済額2億3,396万9,781円、不用額244万9,219円、比較、同額。

3款管理費、支出済額2,459万9,890円、不用額60万2,110円、比較、同額です。

4款公債費、支出済額1億5,574万4,966円、不用額3,034円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額4億2,291万9,000円、支出済額4億1,970万57円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額321万8,943円、比較、同額でございます。

304ページから313ページまでは、歳入歳出決算事項別明細書に関する内容を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

314ページは財産に関する調書、315ページは地方債目的別残高、地方債借入先残高となっております。説明は省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、39ページをお願いいたします。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

決算額は、歳入歳出ともに4億1,900万、形式収支、実質収支、単年度収支、いずれもゼロでございます。

歳入でございますが、収入済額は4億1,900万、最終予算に対する収入率は99.24%、調定に対する収入率は98.99%となっております。不納欠損はゼロ、収入未済額は426万6,000円となっております。前年度と比較して収入済額は2,606万9,000円の増加、不納欠損は3万1,000円の減少、収入未済額は11万6,000円の増加でございます。款別歳入決算事項は表のとおりでございます。

次に、収入未済及び滞納整理について申し上げます。

滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況等について審査をしました。いずれの科目も滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認しました。前年度と比較して収入未済額は11万5,000円の増加となっております。受益者負担金の収入未済額については、減少傾向であります。下水道の使用料は、収入未済については年々増加している現況、現在の徴収体制、収納体制を再検討するとともに、負担の公平性の観点からも収入未済額の解消に努めていただきたいと思います。

歳出でございます。

支出済額は4億1,900万、最終予算に対する執行率は99.24%、不用額は321万9,000円でございます。前年度と比較して支出済額は2,600万の増加、不用額は136万3,000円の減少でございます。款別の決算状況は表のとおりでございます。

抽出審査でございます。維持管理費、それから投資的事業、それから現地踏査を行いました。いずれも問題はございませんでした。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については総括的な質疑に限定し、1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第59号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第7 議案第60号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第60号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第60号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

議案書7ページをごらんください。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書317ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1億5,905万1,433円、2、歳出総額1億5,905万1,433円、3、歳入歳出差引額ゼロ円、5、実質収支額同額でございます。

次に、318ページ、319ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ円以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款分担金及び負担金、調定額281万円、収入済額263万円、収入未済額18万円、比較24万円の減です。

2款使用料及び手数料、調定額3,219万6,278円、収入済額3,171万6,384円、収入未済額47万9,894円、比較14万4,384円。

4 款繰入金、調定額 1 億2,228万2,953円、収入済額同額、比較376万2,047円の減。

5 款繰越金、比較1,000円減。

6 款諸収入、調定額242万2,096円、収入済額、同額、比較3,904円の減です。

収入合計、予算現額 1 億6,291万4,000円、調定額 1 億5,971万1,327円、収入済額 1 億5,905万1,433円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額65万9,894円、比較386万2,567円の減です。

次に、320ページ、321ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ円以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額1,541万2,825円、不用額125万4,175円、比較、同額です。

2 款管理費、支出済額4,121万3,904円、不用額260万7,096円、比較、同額です。

3 款公債費、支出済額 1 億242万4,704円、不用額1,296円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額 1 億6,291万4,000円、支出済額 1 億5,905万1,433円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額386万2,567円、比較、同額でございます。

322ページから327ページまでは、歳入歳出決算事項別明細書に関する内容を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。328ページは財産に関する調書、329ページは地方債目的別残高、地方債借入先残高となっております。説明は省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、43ページをお願いいたします。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

決算額は、歳入歳出ともに 1 億5,900万。形式収支、実質収支、単年度収支ともにゼロでございます。

歳入でございます。

収入済額は 1 億5,900万、最終予算に対する収入率は97.63%、調定に対する収入率は99.59%となっております。不納欠損はゼロ、収入未済額は66万円でございます。前年度と比較しますと、収入済額は1,100万の減少、収入未済額は 5 万4,000円の減少でございます。

款別の歳入決算状況は表のとおりでございます。

収入未済及び滞納整理について申し上げます。滞納整理状況、関連帳票の管理状況等について審査を実施しました。いずれの科目も滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認しました。前年と比較しますと、収入未済額は5万4,000円の減少でございます。

次に、歳出でございます。支出済額は1億5,900万、最終予算に対する執行率は97.63%、不用額は386万3,000円でございます。前年度と比較すると、支出済額は1億1,100万の減少、不用額は246万3,000円の減少でございます。

歳出の決算概況は表のとおりでございます。

抽出検査は、収益的事業、投資的事業、現地踏査を行いました。いずれも適切に履行されているものと確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については総括的な質疑に限定し、1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第60号については総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 議案第61号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第61号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案書8ページをごらんください。

議案第61号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書331ページをごらんください。

学校給食事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1億3,167万2,941円、2、歳出総額1億3,166万3,813円、3、歳入歳出差引額9,128円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、332ページ、333ページをごらんください。

歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款事業収入、調定額6,619万9,680円、収入済額6,270万4,970円、収入未済額349万4,710円、比較40万4,030円の減。

2 款使用料及び手数料、調定額7,500円、収入済額、同額でございます。比較500円。

3 款繰入金、調定額6,873万4,709円、収入済額、同額です。比較580万7,291円の減。

4 款繰越金、調定額6万173円、収入済額、同額です。比較173円。

5 款諸収入、調定額16万5,589円、収入済額、同額です。比較6,589円。

歳入合計、予算現額1億3,787万7,000円、調定額1億3,516万7,651円、収入済額1億3,167万2,941円、収入未済額349万4,710円、比較620万4,059円の減でございます。

次に、334ページ、335ページをごらんください。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額5,975万7,228円、不用額200万2,772円、比較、同額でございます。

2 款事業費、支出済額7,190万6,585円、不用額322万5,415円、比較、同額でございます。

3 款予備費、不用額98万5,000円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額1億3,787万7,000円、支出済額1億3,166万3,813円、不用額621万3,187円、比較、同額でございます。

なお、336ページから341ページまでが歳入歳出決算事項別明細書、また342ページが財産に関する調書でございます。

以上、平成29年度学校給食事業特別会計決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、47ページをお願いいたします。

学校給食事業特別会計について申し上げます。

決算額は、歳入1億3,100万、歳出1億3,100万となっております。形式収支、実質収支はともに9,000円で、単年度収支では5万2,000円の赤字となっております。

次に、歳入でございます。収入済額は1億3,100万、最終予算に対する収入率は95.50%、調定に対する収入率は97.41%でございます。不納欠損はゼロ、収入未済額は349万5,000円となっております。前年度と比較すると、収入済額で314万6,000円の減、収入未済額は40万3,000円の減でございます。

款別の歳入決算状況は表のとおりでございます。

収入未済及び滞納整理について申し上げます。滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況と審査を実施しました。事務は適切に行われていることを確認しました。前年度と比較すると、収入未済額は40万4,000円減少しております。収入未済額は年々減少しており、その取り組みは評価できるものでございます。収入未済額の状況は表のとおりでございます。

歳出について、支出済額は1億3,100万で、最終予算に対する執行率は95.49%、不用額は621万3,000円でございます。前年度と比較すると、支出済額は309万4,000円の減少、不用額は454万の増加となっております。歳出の状況は表のとおりでございます。高額不用額は250万以上のものについて見ましたが、予算管理は適切に行われているものと認められました。

抽出審査については、学校給食センター運営費について審査を実施、適切に執行されていることを確認しました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については総括的な質疑に限定し、1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第61号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第9 議案第62号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第62号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案書9ページをお願いいたします。

議案第62号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書の343ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額3,274万5,431円、2、歳出総額3,159万7,031円、3、歳入歳出差引額114万8,400円、5、実質収支額は同額でございます。

次に、344、345ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきましては、調定額、収入済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額、不納欠損額、収入未済額は省略させていただき、あわせて予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款事業収入、調定額3,114万319円、収入済額、同額。比較114万7,681円の減。

2 款財産収入、調定額4,320円、収入済額、同額。比較1万4,680円の減。

3 款繰越金、調定額153万5,992円、収入済額、同額。比較8円の減。

4 款諸収入、調定額6万4,800円、収入済額、同額。比較200円の減。

歳入合計、予算現額3,390万8,000円、調定額3,274万5,431円、収入済額、同額。比較116万2,569円の減でございます。

次に、346、347ページをお願いします。

歳出でございます。

款の合計につきましては、支出済額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額、翌年度繰越額は省略させていただき、あわせて予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額2,702万837円、不用額223万7,163円、比較、同額。

2 款管理費、支出済額457万6,194円、不用額7万3,806円、比較、同額。

歳出合計、予算現額3,390万8,000円、支出済額3,159万7,031円、不用額231万969円、比較、同額でございます。

なお、348ページから351ページまでは歳入歳出決算事項別明細書と352ページが財産に関する調書でございます。

以上、平成29年度太陽光発電事業特別会計決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定していただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、51ページをお願いいたします。

太陽光発電事業特別会計について申し上げます。

その前に、51ページの表の歳入決算概要のすぐ上、繰入金6万5,000円とございますが、これは諸収入でございましたので、訂正していただければと思います。次の表もやはり繰入金6万5,000円とありますが、これも諸収入でございますので、訂正していただきたいと思います。

それでは、決算収支について申し上げます。

決算額は、歳入が3,200万、歳出3,100万でございます。形式収支、実質収支はともに114万8,000円、単年度収支では38万8,000円の赤字となっております。

次に、歳入でございます。収入済額は3,200万、最終予算に対する収入率は96.57%、調定に対する収入率は前年と同じく100%でございます。不納欠損、収入未済額はともにゼロでございます。

前年に比べますと収入済額は9万1,000円の減少でございます。歳入の決算概況は表のとおりでございます。

款別調書を含めてごらんください。

歳出でございます。支出済額は3,100万、最終予算に対する執行率は93.18%でございます。不用額は231万1,000円。前年度と比較して支出済額は29万7,000円、不用額は186万2,000円の増加でございます。

次に、抽出検査をしたところ、維持管理費、適正に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については総括的な質疑に限定し、1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第62号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第10 議案第63号 平成29年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第63号 平成29年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

てを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案書10ページをごらんください。

議案第63号 平成29年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書353ページをお願いいたします。

1、概況についてご説明いたします。

（1）総括的事項につきましては、記載内容のとおりでございます。

（2）予算及び決算に関する議会議決等の事項は、表のとおりとなっております。

2、業務、（1）業務内容の主なものにつきましては、給水人口が1万4,650人、前年比36人の増でございます。給水件数につきましては、5,640件、前年比77件の増です。新規加入件数131件でございます。総有収水量164万4,394立方メートル、前年比2万8,290立方メートルの増です。有収率77.4%、前年比2.9%の増となっております。

2、事業収支、損益に関する事項につきましては、経常利益5,225万827円、特別損失330万8,068円、当期純利益4,894万2,759円でございます。

（3）企業債に関する事項につきましては、当年度借入発行額500万円でございます。

354ページをお願いいたします。

（4）一時借入金に関する事項につきましては、当年度の借り入れはございません。

（5）議会の議決を経なければ流用のできない経費に関する事項につきましては、流用はございません。

（6）棚卸資産の購入に関する事項につきましては、執行額231万8,317円でございます。主に量水器の購入費でございます。

（7）その他の事項につきましては、消火栓維持管理収益180万1,000円、雑収入5,760円、こちらは東京電力からの損害賠償金でございます。

工事負担金55万6,200円、制水弁設置工事の費用の負担金でございます。

355ページをお願いいたします。

3、企業債の概要でございます。本年度の借入額500万円、本年度償還額2,719万7,151円、本年度末残高3億5,915万2,130円で、前年より2,219万7,151円の減少となっております。

4、平成29年度榛東村上水道事業会計決算報告書でございます。

収益的収入及び支出の収入でございます。款の合計について朗読させていただきます。

第1款水道事業収益、予算額の合計3億1,236万1,000円、決算額3億1,833万7,714円、予算に比べ

決算額の増額597万6,714円となっております。備考欄の仮受け消費税相当額は1,929万5,231円でございます。

続きまして、支出でございます。

第1款水道事業費用、予算額の合計2億7,233万6,000円、決算額2億6,710万9,854円、不用額522万6,146円、備考欄の仮払い消費税相当額は847万9,737円でございます。

356ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。款の合計について朗読させていただきます。

第1款資本的収入、予算額の合計554万円、決算額555万6,200円、予算に比べ決算額の増額1万6,200円、備考欄の仮受け消費税相当額はゼロ円でございます。

続きまして、支出でございます。

第1款資本的支出、予算額の合計5,774万4,000円、決算額5,635万4,255円、不用額138万9,745円、備考欄の仮払い消費税相当額は211万3,374円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,079万8,055円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額211万3,374円及び過年度分損益勘定留保資金4,868万4,681円で補填をしております。

357ページをお願いいたします。

平成29年度榛東村上水道事業損益計算書でございます。

下段から3行目の当年度純利益は4,894万2,759円の黒字となっております。前年度繰越利益剰余金は820万3,466円、当年度純利益を合わせた当年度末未処分利益剰余金は5,714万6,225円となっております。

358、359ページをお願いいたします。

平成29年度榛東村上水道事業剰余金の計算書でございます。説明は省略させていただきます。

360ページをお願いいたします。

平成29年度榛東村上水道事業貸借対照表でございます。

資産の部につきましては、下段の資産合計34億2,791万73円でございます。

361ページをお願いいたします。

負債の部につきましては、下段の負債額合計18億4,348万1,483円でございます。

362ページをお願いいたします。

資本の部につきましては下段、負債資本合計34億2,791万73円となっております。

363、364ページは、重要な会計方針に関する事項に関する注記の事項です。

365ページは平成29年度榛東村上水道事業キャッシュフロー計算書となっております。366、367ページは平成29年度榛東村上水道事業収益費用明細書、368、369ページは平成29年度榛東村上水道事業資本的収支明細書、370ページ、371ページは企業債明細書、372ページは固定資産明細書となっております。説明につきましては省略をさせていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成29年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 水道事業会計決算審査について申し上げます。

70ページをお願いします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、榛東村長から審査に付された平成29年度榛東村上水道事業会計決算について審査を実施しました。

30年7月23日に行いました。

審査の方法でございますが、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は関係法令に準拠して作成され、計数の誤りがないかを確認しました。また予算の執行及び関連事務が適正に行われているかについて審査を行いました。

審査に当たっては、その事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されていたかについても特に意を用いて行いました。

審査の結果でございます。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は当年度の経営成績及び財政状況を適切に表示しているものと認められました。

業務の概要でございます。給水件数が6,640件で77件増加しております。総配水量は212万5,000立米、前年度と比較して4万4,000立米の減少でございます。総有収水量は164万4,000立米で、前年度と比較して2万8,000立米の増加でございます。有収率は77.35%で、前年に比較して2.88ポイント上昇しております。

業務概要は以下の表のとおりでございます。この中で、昨年は55万4,000立米の不明水がございました。今年度は不明水は48万1,000立米ということで、不明水は7万3,000立米減少しております。総配水量は減って、総有収量は上がったということで有収率は77.35ということで、昨年に比べて2.28%増加、ただ同規模団体は81.68%だそうでございますので、ぜひそれに近づけるようご協力をお願いしたいと思います。ちなみに、今年度は48万1,000立米の不明水でございますが、立米160円ぐらいで売れる水でございますので、48万掛ける160円というのはかなり七、八千万になる金額ではないかと思えます。

収益的収入及び支出について申し上げます。収益的収入の決算額は3億1,800万、予算額に対する収入率は101.91%、597万7,000円の増加でございます。収益的支出の決算額は2億6,700万で、予算額に対して執行率は98.08%、不用額は522万6,000円でございます。前年と比較して収入全体では492万3,000円の増加、支出全体では631万9,000円の減少でございます。

次に、75ページをお願いします。

経営成績でございます。当年度の総収益は2億9,900万、前年と比較して462万8,000円の増加となっております。総費用は2億5,000万、前年と比較して792万7,000円の減少であります。総収益から総費用を差し引いた金額はプラスでございます。純利益は4,800万生じております。経営成績の比較は下の表のとおりでございます。大体同じ額が純利益として出ております。前年度との損益の計算書の比較は表のとおりでございます。

次に、営業収益及び営業費用について申し上げます。営業収益は2億2,900万、前年の2億2,500万に比較しまして388万3,000円の増加、営業費用は2億3,800万、前年の2億4,900万に比較して1,000万の減少でございます。これは、水それから給水費、総係費、減価償却費、いずれも減少したものでございます。

剰余金の計算について申し上げます。当年度末の未処分利益は5,714万6,000円は当年度の純益4,894万3,000円と、前年度繰越剰余金820万3,000円を足したものでございます。

次に、83ページをお願いします。

企業債の現況でございます。当年度は、発行額は500万、償還額は2,700万となっております。当年度末における償還残高は3億5,900万でございます。

次に、水道料金に係る未収金の状況でございます。

水道料金未収金は1,793万5,000円で、前年に比較して1,038万円の減少でございます。また、当年度における不納欠損額は336万8,000円、件数で444件行いました。不納欠損処分の状況、各年ごとの負債でございます。

審査意見を申し述べます。平成29年度における業務実績を見ますと、給水人口は増加しております。総配水量は前年と比較して4万4,000立米減少しております。経営成績を見ますと、当年度の総収益は2億9,900万、総費用2億5,000万で、前年と比較して総収益で462万8,000円の増加、費用は792万7,000円の減少でございます。純利益は4,894万3,000円、前年度と比較して1,255万6,000円の増加でございます。

水道料金の未収金の状況を見ますと、前年度から減少に転じておることは表のとおりでございます。未収金の回収が増加したこと、不納欠損額が増加したことによるもので、水道料金は事業資金の根幹をなすものであることから、水道料金を確実に徴収することは事業の健全運営にとって必要不可欠であります。よって、停水執行、滞納整理等を効果的に発揮し、未収金の減少に鋭意取り組んでいただきたいと思っております。

当年度の有収率は77.35%、前年と比較して2.88%好転しております。過去5年間を見ますと、平成26年を最後に80%を超えることはできていない。この原因は、施設の老朽化による漏水、あるいは漏水修理に伴う排水等が考えられます。この現況は深刻な状況であると改めて認識して、有収率の向上について早急に対策を講じていただきたいと思っております。

水道事業において、公営企業として独立採算による経営の健全化、収益の確保及び経費の節減を常に念頭に置きながら、今後の経営に当たっていただきたい。上水道は極めて重要なライフラインであることから、災害等の有事の際はもとより、常に安定した施設の管理が求められるために水道管理の継承及び人材の育成にも取り組んでいただきたい。今後も安心して安全、かつ良質な水が持続的に安定供給されることを望み審査意見といたします。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については総括的な質疑に限定し、1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第63号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第11 陳情について

○議長（南 千晴君） 日程第11、陳情についてを議題といたします。

お手元に配付の請願・陳情つづりにより付託いたします。

陳情受理番号第9号 群馬県町村議会議長会会長、仲澤太郎氏から陳情のあった群馬大学医学部付属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上で、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして平成30年第3回定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後0時25分散会

平成30年第3回

榛東村議会定例会会議録

第 3 号

9月19日（水）

平成30年第3回榛東村議会定例会会議録第3号

平成30年9月19日（水曜日）

議事日程 第3号

平成30年9月19日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告（決算審査特別委員会委員長）
- 日程第 2 議案第54号 平成29年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 発委第 3号 平成29年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について
- 日程第 4 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）
- 日程第 5 議案第55号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）
- 日程第 7 議案第56号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）
- 日程第 9 議案第57号 平成29年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）
- 日程第11 議案第58号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）
- 日程第13 議案第59号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）
- 日程第15 議案第60号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）
- 日程第17 議案第61号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）
- 日程第19 議案第62号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）
- 日程第21 議案第63号 平成29年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 2 2 議案第 6 4 号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度榛東村一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 4 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 5 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 6 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 7 議案第 6 9 号 平成 3 0 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 8 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 9 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 0 議案第 7 2 号 平成 2 9 年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 3 1 報告第 3 号 平成 2 9 年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について
- 日程第 3 2 報告第 4 号 平成 2 9 年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について
- 日程第 3 3 発委第 4 号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則について
- 日程第 3 4 文教厚生常任委員会に付託の陳情第 9 号について
- 日程第 3 5 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）
- 日程第 3 6 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）
- 日程第 3 7 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 8 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 9 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 4 0 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 4 1 議員派遣について
- 日程第 4 2 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 2 号まで議事日程に同じ

追加日程第 1 発委第 5 号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について

出席議員（14名）

1番	波多野 宏美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎一 君
5番	川 田 敏彦 君	6番	小野関 治義 君
7番	高 田 清一 君	8番	清 水 健一 君
9番	枡 井 保夫 君	10番	小 山 久利 君
11番	山 口 宗一 君	12番	岸 昭勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直美 君
総 務 課 長	清 村 昌一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘行 君
税 務 課 長	岩 田 彦一 君	住 民 生 活 課 長	山 本 正子 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏記 君
建 設 課 長	久 保 田 邦夫 君	上 下 水 道 課 長	山 口 誠一 君
会 計 課 長	浅 見 英一 君	教 育 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢一 君	代 表 監 査 委 員	岩 崎 唯雄 君
事 務 局 長			

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第3回榛東村議会定例会第3日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

なお、村長以下説明のための管理職は全員出席であります。

直ちに、お手元に配付しました日程により会議を行います。



◎日程第1 委員会議案審査報告（決算審査特別委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

12番岸昭勝議員。

〔決算審査特別委員会委員長 岸 昭勝君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（岸 昭勝君） 平成30年度第3回定例会決算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る9月4日、本委員会に付託されました議案第54号 平成29年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について、9月12日、13日の2日間にわたり、村長、副村長、教育長、関係課長（局長）、課長補佐、議長、委員の出席のもとに慎重に審査を行いました。

12日は、総務課、企画財政課、税務課、住民生活課、健康保険課のそれぞれの歳入歳出、主要事業の成果について審査を行い、村ホームページの更新状況や農業用水維持管理基金、村税の収入状況、マイナンバーカードの普及状況などについて質疑がありました。

同じく、13日は、産業振興課、建設課、上下水道課、会計課、教育委員会、議会事務局の歳入歳出、主要事業の成果について審査を行いました。村の活性化やふるさと納税について、有害鳥獣の捕獲状況、村営住宅の未収金について、また農業用水施設更新計画作成の業務や発達障害児の相談、教育について質疑がありました。

採決の結果、賛成11、反対1の賛成多数により本委員会は平成29年度榛東村一般会計歳入歳出決算を認定することに決定しました。質疑終了後に、委員長、副委員長において内容の精査を行い、委員会として次のとおり改善要望事項をまとめました。

1つ、村ホームページの記載事項の定期的な見直しを行うこと。

1つ、免許返納後の交通弱者の対策を検討すること。

1つ、マイナンバーカードの普及に伴うさらなる住民サービスの向上を検討すること。

1つ、村道の維持管理を定期的に行い、住民要望には迅速に対応すること。

1つ、橋りょう点検の結果を重視し、早急な対策を検討すること。

1つ、住宅使用料の徴収対策を抜本的に見直すこと。

1つ、有害鳥獣駆除を行う猟友会の高齢化に伴う諸問題について検討すること。

1つ、農業用水施設等の更新は計画性を持って実施すること。

以上を改善要望事項として、委員長報告といたします。

平成30年9月19日、決算特別委員会委員長、岸昭勝。

よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◇

◎日程第2 議案第54号 平成29年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第54号 平成29年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 平成29年度の一般会計の反対討論ということです。

私、前にも言ったんですけども、決算、監査、それから審査意見書、これには反対ではありません。適正に処理されているというふうに思います。

私は、この決算の補正も含めてなんですけれども、こういうことができなかつたかという立場で反対討論したいと思います。

それから、決算そのものに全面的に反対というわけではありません。安心・安全、村民の福祉の向上と、そういう立場でやっている施策、これはどんどん進めてほしいと思います。

決算の一般会計で、歳入が61億と歳出が60億と。差し引きで1億3,000万ほど黒字になっているということですね。これは喜ばしいことなんですけれども、繰越明許費で7,300万円を繰り越すと。実質的には6,000万円が黒で残るわけですね。私はこれを補正を組んでやれる施策があったのではないかと、こういうふうに思います。

順不同ですけども、1つは商工業関係、小規模企業振興の関係、これは小規模企業振興基本法ができて、そして群馬県もそれを条例で決めて、そして大澤知事はじめ、県の商工団体など、大きな団

体は全てこれを推進しましょうと、条例を推進して、小規模企業、特に5人未満ですよ、これは基本法にもありますけれども、小規模企業がその産業を担っているだけではなくて、文化も担っているということなんですよ。いろんなお祭りだとか、まちの自治体のいろんな行事だとか、この小規模企業がいかに大事かというのを、これを国も県も決めて進めている。榛東村の商工会も、これは要請文を出しているわけですよ。これは予算は、とりあえずは要らないわけですよ。条例を制定するという事ですから、これは、すればすぐできたことだというふうに思います。

それから、同じく住宅リフォームの助成制度ですけども、これも村内業者には本当に寄与をして、これはもう産業振興課長もこれだけ、活性化に寄与したんだと、こういう答弁をしているわけですよ。それから村内業者はもちろん歓迎の声ですが、これは予算が平成25年度、26年度で1,000万円でしたから、単年度で言えば500万円ですよ。ですから、この6,000万の実質収支の黒で、これは十分使えるには使えた額だというふうに思います。

それから、スラグの関係では、村民の安心・安全ということで、これは水質検査、それから土壌検査、これをやってほしいと言ったときに、予算はないんですよと、そういう答えだったんですよ。これの予算、本当にお金はかからないです。何十万単位弱のお金で、かなりできるわけですよ。だから、それもそんなに大したお金を使うわけではありません。

それから、村営のところ、これはもちろん検査をして、それから今回は村営でないところも出てきます。森林組合も出ているし、それから民家も出ているし、これは民家ですけども、しかし、村民の安全・安心、健康という立場で見れば、これは真剣に検査をしたり、それから対応する大同とか、そういうところにも強く村は言うということが必要だと思います。これは村長が答弁で強く言うと言ってくれているんですけども、まだまだ、もっと必要かと思います。

この前、先日、バイパスでもスラグという言い方がどうかわかりませんが、バイパスでも鉛とヒ素、特に鉛は基準値の60倍を超えるような鉛が出たということですので、その対応も今後出てくるかと思います。それ以外のところでも、村内でもあるというような情報も寄せられていますので、今後、検査、そういうものをしてもらいたいというふうに思います。

それから次に、委託料の関係です。この委託料というのが非常に歳出の中でも大きな部分を占めているということになります。それは基本的には、村はこれ以上できないと。民間ではもっとやってくれるということで委託するわけですよ、もっとしっかりやってくれるということで、ですから、今までの水準を落とさないのはもちろん、それ以上のことをこちらは望んで委託をするわけですよ。

今回の学童保育の委託の問題で出しましたけれども、委託された内容が村税も2,500万、行っているわけですから、児童の健全育成とか、保護者の声が届く安心して預けられる学童になっているかと、それから指導員が長く働ける、そういう労働環境になっているとか、これは村は指導監督の責任というのがあるわけですよ。これは領収書まで点検できるわけですから、相当細かく見られるわけですよ。それからこれは今度の見直しの時期が来ますので、今後、論議になると思いますけれども、

そういうのか十分、指導監督が日常的に行われていたかどうかと、これが1つ疑問の点もあります。もっと、してよかったのではないかと、執行の上です、それがあります。

それからもう一つは文化財の関係で、特に国の指定の文化財ということです。これは榛東の内外です、榛東は本当にいい文化財を持っているんだというのがあって、私たちの誇りにもなるわけです。これは本当にそういう国の重要文化財、それから国の指定史跡、これは宝ですけども、それが本当にその相応な扱いを今受けているのかと、これは心痛む状況といいますか、これがあると思います。これは報告書を早く出すということです、それをしないと次に行けませんので、そのためには学芸員、仕事のほうに、そちらに集中してもらおうと、これは非常に大事だと思います。予算も必要になるかと思いますが、それは記録作成が終わってしまえばもとに戻るわけですから、それも多大な額ではないかと思いますが、こういうのもいろいろ補正も含めてできたのではないかと、いうふうに思います。

それから最後に、村の行財政の執行に当たっての基本ということがあります。開かれた村政というのは今、目指していると。あと住民もそれを求めているというふうに思います。村長の公約で、それは透明感があり、かつ信頼される村を取り戻されねばならないと再認識していると、こういうふうに就任の挨拶で言っているわけですけども、これは非常に大事なことだというふうに思います。村が透明性を出す。それから村の基本政策や構想などは、それから村の計画、これは広く村民に出して、そして必要な情報や資料も出して、そして村民の知恵や力を結集すると、これは非常に大事だというふうに思います。それを指摘して反対討論とさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 平成29年度榛東村一般会計歳入歳出決算に対して、認定に賛成の立場から討論を行います。

平成29年度決算等審査意見書において、審査の結果、当該決算書は、地方自治法第233条第2項の規定により歳入歳出決算、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか、計数の誤りがないか、予算の執行及び関連事務が適正に行われているかについて、監査委員が8日間にわたり審査を行い、審査の結果、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その合計数は関係諸帳簿その他証書類を照合した結果、誤りのないものと認められ、また予算の執行及び関連する事務は適正に行われているものと認められたと、岩崎代表監査委員から報告を受けました。

また、平成29年度は、特に地域福祉の推進、保健医療の充実、子育て支援の充実、学校教育の充実、

生涯学習の推進、農林業の振興、消防・防災・防犯体制の強化においては、限られた予算を効率的・効果的に活用し、村民のために適正かつ着実に執行され、継続的な努力をされたことについては一定の評価をいたすところです。

しかしながら、本村における課題をクリアするためには、今後もより一層の緊張感を持った財政運営を行いながら、将来に向けた準備を確実に進めなければなりません。監査委員の審査意見書に示された内容は、早急に検討及び取り組みが必要であり、第6次榛東村総合計画が示す村の将来像「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」を実現すべく、それぞれの施策を丁寧かつ強力に推進するべきであることを要望いたします。

重ねて、社会環境が大きく変化している中、防災・防犯・福祉・教育等、あらゆる場面で住民との協働は必要不可欠です。こうした協働のむらづくりを今まで以上に推進するとともに、健全な村政運営を図るため、町内の総力をもってさらなる充実をしていただくことを切望し、本決算の認定に賛成をいたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 反対討論を行います。

決算特別委員会においては、私自身が明確な結論に至らないまま賛成してしまいました。再度、決算書や会議録などを精査し、反対するべきとの結論に至りました。

産業振興課での新たな取り組みについては評価するとともに、今後の展開に期待をします。

しかし、平成29年度全体を見ると、農業をはじめとする産業はもとより、福祉、教育分野においても、村民のことを考え、創意工夫した施策は見当たりません。その大きな原因は、村長が職員の能力を引き出し、生かす努力を怠っているからであります。さらに、長期的な視点に立った活性策が皆無であります。そして平成29年度の公共工事において、某建設会社1社が受注額55%以上を占めております。これは余りにも不可解であります。このような行政は榛東村を衰退させることとなります。

以上の理由により、平成29年度一般会計決算認定の反対討論とします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

9番松井保夫議員。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 平成29年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定することに賛成の立場から討論を行います。

平成29年、我が榛東村においては大変厳しい財政状況の中でも、職員の努力で住民サービスの向上と行財政の健全化に努め、予算を当初計画に基づき執行したことは、村民の福祉の増進と安全・安心で住みやすいむらづくりに生かしてきたものと考えております。

よって、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第54号 平成29年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 千晴君） 賛成11。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第3 発委第3号 平成29年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について

○議長（南 千晴君） 日程第3、発委第3号 平成29年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付の改善要望事項について、村長宛てに提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、要望書を村長宛てに提出することに決定いたしました。

◇

◎日程第4 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第4、委員会議案審査報告を議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月4日、当委員会に付託されました議案第55号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、9月6日、午前9時より301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長（局長）出席のもと慎重に審査を行いました。

資格証明書の発行件数や人間ドックの利用率等の質疑に続き、本村の健康維持対策について質疑があり、大学連携による健康診断結果を充実させ、保健指導の継続など、積極的な対策を講じていくと

の答弁がありました。

討論の後、賛成5、反対1の賛成多数により、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年9月19日、委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◇

◎日程第5 議案第55号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第55号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 国民健康保険の特会についてなんですけれども、これも決算の監査意見書に反対するものではありません。これは平成30年度に16.5%の引き下げをして、これは歓迎なんですけれども、この29年度は、その前のもので国保税が高かったときの決算なんです。国保税の高さというのが結果には出て、積立金が3億円になったということになります。この国保税の高さ、これは今、群馬県からも指摘された高さだったというふうに思います。なので、それで反対討論とします。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を行います。討論ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

平成29年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

平成29年度決算等審査意見書において、審査の結果、当該決算書は、地方自治法第233条ほか関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類を照合した結果、誤りがなく、かつ予算の執行及び関連する事務は適正に行われているものと認められると報告されており、監査委員の意見を十分に尊重しなければなりません。

よって、平成29年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定すべきであり、賛成

討論といたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

4 番村上慎一議員。

〔4 番 村上慎一君発言〕

○4 番（村上慎一君） 4 番村上です。

先ほどの川田さんの意見、非常に国民というか、村民を思いやっている意見で、非常に感銘を受けるところだったと思います。意見は同じで、監査委員の監査の中ではどこも指摘するところはなく、数字は的確に処理されていて、それは認めるべきで、川田さんが言われるように異論はないところで

す。
以前、意見があったように、村も厳しい財政の中、やっぱり国民健康保険が使用料、人数がふえるためによって、年々上昇してしまうのは、これは榛東村だけでなく日本全国同じ悩みを持っているんだと思います。その中で、適正に村が基金を見直しをしてくれましたし、いろんな観点から見て、数字的には何らおかしいところがなく不足基金もありません。それによって29年度の認定に対しては賛成いたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第55号 平成29年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成12。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第6 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第6、委員会議案審査報告を議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

8 番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月4日、当委員会に付託されました議案第56号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、9月6日、午前9時より301会議室において、委員全員及び議長、執

行側より、村長、副村長、教育長、関係課長（局長）出席のもと慎重に審査を行いました。

審査の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年9月19日、委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◇

◎日程第7 議案第56号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第56号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第56号 平成29年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第8 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第8、委員会議案審査報告を議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月4日、当委員会に付託されました議案第57号 平成29年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、9月6日、午前9時より301会議室において、委員全員及び議長、執行側よ

り、村長、副村長、教育長、関係課長（局長）出席のもと慎重に審査を行いました。

村民が健康を維持し、要介護とならないよう生活するための村の対策について質疑があり、いきいきサロンや補助金の充実により、なるべく外へ出かけて対話の機会をふやし、地域の中で支え合える政策を、今後も社会福祉協議会などと連携し実施していきたいとの答弁がありました。

討論の後、賛成5、反対1の賛成多数により、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年9月19日、委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎日程第9 議案第57号 平成29年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第57号 平成29年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 29年度の介護保険の特会について反対なんですけれども、これも監査、審査意見書に反対ではありません。介護保険法そのものの改正で、制度になってから保険料が2倍というふうになっています。非常に負担が重いという村民も出てきています。本来、国がやるべきことをやらないので、村が大変な思いをするということになるんですけれども、今回の介護保険の特会で歳入が11億6,000万と。歳出が11億2,000万、差し引きで4,100万から黒になったということです。今、介護保険料の滞納者が、この前聞いたときに74人いるわけですね。その介護保険、こういう人たちは利用するときにはペナルティーが科されてくるかと思えます。そういう点では、保険料、利用料減免というところに、この4,100万の全部というわけにはいきませんが使おうと。介護保険は一般会計から、その他からもいろいろ来て支えようというふうに行っている保険、特別会計ですけれども、そういうのもう少しできないかと、下げられないかということで反対討論です。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。討論ございませんか。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 先ほどの意見と同じですけれども……

○議長（南 千晴君） 村上さん、先に賛成か反対かの討論をしますと言ってから……。

○4番（村上慎一君） 賛成の討論をしたいと思います。

また、先ほどと同じで川田議員の意見のように、今回も監査意見書に対しては何ら異議がありません。ただ、川田議員の言われるように、常々言うように、日本は今、少子・高齢化、とんでもない高齢の比率も上がって、けさ見たところによると、65歳以上が27.7%、もう年々これはふえていって、この保険に頼る方がふえます。となると、必然的にそこに係る予算はふえる一方です。もう減ることはありません。これはだから榛東村の施策云々よりか、中央、国の考えとして何とかしないと、社会保障とか介護に手厚いはずの日本が、これから大きな問題として抱えていく問題だと私は思います。

ただ、先ほども言ったように、監査委員さんの内容のチェック、意見書によれば非常にすばらしく管理されていて、何ら出納の間違ひもありません。川田議員の言われたように、収支が確かにプラスになっています。これはマイナスになったら大変なことなんですけれども、プラスになりながらも、村とすれば、国と意見をまた変えた、違う意味も含めて、介護が必要な方には優しい施策を、村独自として何か打ち出せることがあれば、それを期待しながら、私の賛成意見とします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第57号 平成29年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成12。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第10 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第10、委員会議案審査報告を議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月4日、当委員会に付託されました議案第58号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別

会計歳入歳出決算の認定について、9月6日、午前9時より301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長（局長）出席のもと慎重に審査を行いました。

想定額及び収入未済額に対して質疑があり、本年施行された債権管理条例にのっとり実施するが、不納欠損のためには実態調査の実施が必要不可欠であり、手順を熟慮して進めたいとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年9月19日、委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◇

◎日程第11 議案第58号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第58号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第58号 平成29年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第12 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第12、委員会議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月4日、当委員会に付託されました議案第59号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月7日、午前9時より301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、関係課長（局長）出席のもと慎重に審査を行いました。

水洗便所改造資金、金利補給金や使用料金未納の場合の対応についての質疑があり、公共下水道事業の進捗に対する質疑では、現在は平成31年度までの事業計画を進行中であり、次期の5カ年で完了予定であるとの答弁がありました。

質疑応答の後、採決を行い、本決算は全会一致で認定するべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年9月19日、委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎日程第13 議案第59号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第13、議案第59号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第59号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第14 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第14、委員会議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月4日、当委員会に付託されました議案第60号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月7日、午前9時より301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、関係課長（局長）出席のもと慎重に審査を行いました。

公共下水道事業との比較や使用料の未収金について質疑があり、放射能濃度測定業務委託については、震災における東京電力の事故以来、処理場で排出される肥料の分析を行っている。村民の安全・安心のため、今後もある程度継続する必要があるとの答弁がありました。

質疑応答の後、採決を行い、本決算は全会一致で認定するべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年9月19日、委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎日程第15 議案第60号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第15、議案第60号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第60号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第16 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第16、委員会議案審査報告を議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月4日、当委員会に付託されました議案第61号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月6日、午前9時より301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長（局長）出席のもと慎重に審査を行いました。

不用額に対して質疑があり、休校による給食の休止や第3子分の児童・生徒数の実績、また3月末まで給食を実施するための予算の執行状況など、今後さらに適正な予算措置に努めるとの答弁がありました。

討論の後、賛成5、反対1の賛成多数により、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年9月19日、委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◇

◎日程第17 議案第61号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第17、議案第61号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 平成29年度学校給食事業特別会計、これの反対討論です。

これも決算の監査、審査意見書に反対ではなくて、政策的な問題です。これは今、県内は給食の無料化というのが進みまして、全国でも今、最高になっています。子育てするなら群馬と、こういうふうになってきています。

あと、村長の就任の挨拶にも、給食費を順次引き下げますと。だんだん引き下げていくと。それから、子どもを育てるなら榛東村と、こういうふうに、これを目指すと言っています。この給食の無料化、これは流れになっていますから、ただ、これは一定の予算がかかりますので、それは詳しくこれからもずっと論議していかなければなりませんと思いますが、例えば渋川市では、予算をどんな形で捻出していくかというのを頭を絞って、住民の声も聞いて、町内みんなで出し合って、そして出していこうと、それで実現しているわけですよ。それから嬭恋村は憲法の義務教育は無償と、これを本当に実現するんだという立場でやっています。少子・高齢化が進む中で、子育て世代の支援、これは非常に重要な施策ということで、村長の言う、子どもを育てるなら榛東村と、これを強く宣伝できる内容ということになりますので、無料化をとということで、これには反対の討論です。

以上です。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。討論ございませんか。

9 番 松井保夫議員。

〔9 番 松井保夫君発言〕

○9 番（松井保夫君） 9 番 松井です。

平成29年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定することに賛成の立場から討論を行います。

榛東村は厳しい財政の中で、職員は「おいしい給食を子どもたちに」を合い言葉に日々努力をされています。そういう中で、監査委員の平成29年度決算等審査意見書において、審査の結果、決算書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類を照合した結果、誤りがなく、かつ予算の執行及び関連する事務は適正に行われていると認められるという報告がありました。監査委員の意見を十二分に尊重しなければなりません。

よって、平成29年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算について認定すべきであり、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

4 番 村上慎一議員。

〔4 番 村上慎一君発言〕

○4 番（村上慎一君） 賛成の討論です。

また、先ほどの川田議員の意見と同じようなことなんですけれども、先ほどの保険の項目でもそうでしたけれども、やはり社会保障、福祉に関して、できる予算内で榛東村に関しては第3子に関して

は補助、いろんなことを考えながら村民の税金を、その社会保障、福祉のために利用しているということのほうがえます。先ほどの高齢者は、自分で年金保険料を負担して、苦しい中、生活をしています。学校給食に関しては、例えば全然、給食費を払っていいという考えの父兄もたくさんいるし、経済的に負担をしてもらわなくてもいい家庭もかなりあるんだと思います。それを全員無償化してしまうと、負担してあげなくてもいい家庭にまで、一般の村民のとうとい税金を投入することになりますので、それはちょっとやり過ぎになってしまうかなど。確かに川田議員の言われるように、優しい施策で包んであげればいいんでしょうけれども、村全体を見ると、その年齢だとか、置かれる生活の状況において、もっともっといろんなことが必要な家庭もありますので、一概に給食費の無料化というのは、給食を食べる子どもたち、その世代だけの集中した施策になってしまうので、今の現状の榛東村の考えからすると、この給食費に関しては私は賛成します。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第61号 平成29年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成11、賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第18 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第18、委員会議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月4日、当委員会に付託されました議案第62号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月7日、午前9時より301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、関係課長（局長）出席のもと慎重に審査を行いました。

現在の基金積み立てで20年後の施設解体費用が賄えるのかとの質疑があり、時代の変化を見据え、適宜対応していきたいとの回答がありました。

質疑応答の後、採決を行い、本決算は全会一致で認定するべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年9月19日、委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎日程第19 議案第62号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第19、議案第62号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第62号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第20 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長）

○議長（南 千晴君） 日程第20、委員会議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月4日、当委員会に付託されました議案第63号 平成29年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について、9月7日、午前9時より301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、関係課長（局長）出席のもと慎重に審査を行いました。

水道料金の近隣市町村との比較や県央水道の供給量などの質疑があり、予算額と決算額の乖離に関する質疑については、営業収支などが想定以上にあったが、水道使用料は気候や新築件数などの要因

により毎年変化するものであり、今後も適正な予算執行管理に努めたいとの答弁がありました。

質疑応答の後、採決を行い、本決算は全会一致で認定するべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成30年9月19日、委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◇

◎日程第21 議案第63号 平成29年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第21、議案第63号 平成29年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第63号 平成29年度榛東村上水道事業会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時45分といたします。

午前10時32分休憩

午前10時45分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第22 議案第64号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第22、議案第64号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について

てを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

[税務課長 岩田彦一君発言]

○税務課長（岩田彦一君） 議案第64号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、国から示された準則に基づき所要の改正を行うものでございます。

改正議案文は議案書11ページから、新旧対照表は議案参考資料の3ページからとなります。説明については、議案参考資料にて説明させていただきます。

議案参考資料1ページをごらんください。

それでは、主な改正点についてご説明申し上げます。

なお、説明するに当たり、表記の部分を前後して説明することがございますが、ご容赦ください。

まず、第1条による改正条例について説明します。

初めに、村民税関係です。

第23条は、村民税の納税義務者等に関する改正です。これは字句等の改正によるもので、平成32年4月1日からの施行となります。

第24条は、個人の村民税の非課税の範囲に関する改正です。これは給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除費の振りかえに伴う調整によるもので、平成33年1月1日からの施行となります。

第34条の2は、所得控除に関する改正です。これは基礎控除の適用に所得要件を設けるもので、平成33年1月1日からの施行となります。

第34条の6は、調整控除に関する改正です。これは所得要件により基礎控除が適用されない者には調整控除を適用しないこととするもので、平成33年1月1日からの施行となります。

第36条の2は、村民税の申告に関する改正です。これは公的年金等にかかわる所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者にかかわる配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするもので、平成31年1月1日から施行となります。

続きまして、法人村民税関係です。

第48条は、法人の村民税の申告納付に関する改正です。これは大法人の電子申告の義務化を規定したもので、平成32年4月1日から施行となります。

続きまして、村たばこ税関係です。

第92条は、製造たばこ区分の新設に関する改正です。これは製造たばこの区分として加熱式たばこの区分を設けるもので、平成30年10月1日から施行となります。

第93条の2は、製造たばこことみなす場合の新設に関する改正です。これは葉たばここと分離している

溶液部分も製造たばことみなすもので、平成30年10月1日から施行となります。

第94条は、たばこ税の課税標準に関する改正です。これは加熱式たばこにかかわる紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する新課税方式を定めるもので、平成30年10月1日から施行となります。

第95条は、たばこ税の税率に関する改正です。これはたばこ税の税率引き上げの第1回目を規定するもので、平成30年10月1日から施行となります。

第98条は、たばこ税の申告納付の手續に関する改正です。これは第94条で要義が定義されたことにより整理されるもので、平成30年10月1日から施行となります。

続きまして、固定資産税関係です。

附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例に関する改正です。これは固定資産税のわがまち特例に関するもので、平成30年10月1日から施行となります。

続きまして、第2条による改正条例から第5条による改正条例までの主な改正点について説明します。これは第1条による改正条例第94条で説明しましたたばこ税の課税標準に関する改正で、加熱式たばこにかかわる紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する新課税方式を定め、施行日によっては平成31年10月1日から毎年段階的に移行し、平成34年10月1日の施行で完全移行になることを規定するものです。

続きまして、第6条による改正条例です。この改正については、平成27年税制改正に伴い制定しました榛東村税条例の一部を改正する条例の一部改正で、村たばこ税に関する経過措置に関する改正です。これは旧3級品たばこの税率引き上げ時期を平成31年4月1日から平成31年10月1日に変更するもので、平成30年10月1日から施行となります。

関係法令、予算措置についてはごらんとおりです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第64号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第23 議案第65号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第23、議案第65号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第65号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

議案書は26ページ、お願いいたします。

一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1,119万3,000円を加え、総額を56億6,169万5,000円とする補正でございます。

また、2条におきまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

今回の補正の主なものは、歳入におきましては、前年度繰越金の額の確定及び地方交付税、地方特例交付金等の交付額の確定に伴う増減などがございます。歳出におきましては、前年度繰越金に係る減債基金への積立金の減額、中央コミュニティセンター整備事業と学校給食センター整備事業を統合するとともに、基本計画策定経費の計上、都道府県ごとに決められている最低賃金が改定されたため、臨時職員賃金の増額などをお願いするものでございます。

議案書30ページ、お願いいたします。

第2表地方債補正、変更、臨時財政対策債の借り入れ限度額の確定を受けての補正となります。今回の変更は、借り入れ限度額を補正前の1億8,500万円から1億9,487万5,000円とするものでございます。

議案参考資料の32ページ、お願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書です。重立ったものを説明いたします。

10款の地方特例交付金、減収補てん特例交付金及び11款地方交付税、普通交付税の増額は、額の改定に伴う補正でございます。

同じく32ページ、15款国庫支出金及び次のページ、16款県支出金につきましては、事業内容の変更や交付額の決定による増減でございます。

34ページをお願いいたします。

20款繰越金、補正額1,994万2,000円の減額は、平成29年度からの繰越金が確定したことによるもの

でございます。

35ページ、22款村債の補正は、先ほどご説明申し上げましたとおり、臨時財政対策債の借り入れ限度額が確定したことによる増額補正でございます。

続きまして、歳出です。

36ページ、お願いいたします。36ページ、一番下です。

2款、1項、3目財政管理費997万円の減額につきましては、決算剰余金の2分の1の額を積み立てるということになっておりましたが、繰越金が当初の見込みより減ったため、減債基金積立金を減額するものでございます。

39ページ中ほど、3款、1項、3目障害者福祉費、23節798万6,000円は、平成29年度に実施した障害者総合支援事業に係ります国・県支出金の精算還付を行うものでございます。

続きまして、43ページ。

8款、2項、3目道路新設改良費、13節及び15節につきましては、第6号計画道路の事業実施内容を工事から設計業務委託へ変更するものでございます。

続きまして、45ページ。

10款、1項、4目複合施設整備費、中央コミュニティセンター整備事業と学校給食センター整備事業を統合して複合施設整備事業とし、計画策定を行うものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第3号）の説明は以上となります。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第65号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第66号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算

(第1号) について

○議長（南 千晴君） 日程第24、議案第66号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第66号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書31ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,355万1,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億9,861万9,000円とするものでございます。

今回の補正の主なものは、歳入においては前年度繰越金の額の確定による補正でございます。歳出においては、繰越金の確定による国民健康保険基金の積立金の増額、前年度事業の確定による支払基金交付金の精算還付金等をお願いするものでございます。

続きまして、議案参考資料53ページをお願いします。

主なものについて説明申し上げます。

初めに、歳入です。

6款、1項県補助金、補正額27万円は、制度改正のためのシステム改修費に係る県からの補助金でございます。

9款、1項繰越金1億8,328万1,000円は前年度繰越金です。

続きまして、歳出です。

1款、1項総務費、総務管理費、補正額27万円は、国民健康保険制度改正に伴い、国民健康保険の情報データベースシステムの改修が必要となった費用でございます。

3款、1項医療給付費分、補正額34万1,000円と3款、2項後期高齢者支援均等補正額7万5,000円は、県への納付金額の確定によるものでございます。

6款、1項基金積立金、補正額1億8,273万1,000円は、前年度繰越金から基金に積み立てるものでございます。

7款、1項償還金及び還付加算金、補正額13万1,000円は、前年度事業費確定により支払基金交付金精算による還付金となります。

54ページ以降は事項別明細書になりますが、説明を省略させていただきます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第66号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第25 議案第67号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第25、議案第67号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） 議案第67号 榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書は34ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ58万2,000円を加え、総額をそれぞれ1億2,713万8,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、歳入については後期高齢者医療保険料の増額、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定による補正でございます。

議案参考資料60ページをお願いします。主なものを主要事項で説明申し上げます。

1 款、1 項後期高齢者医療保険料58万2,000円の増は、滞納繰越分、普通徴収保険料の確定による増額でございます。

2 款、1 項県補助金16万2,000円の減と 6 款、1 項国庫補助金16万2,000円の増は、システム改修に係る後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金について、県費補助で予算を計上しておりましたが、国庫補助金であったため、予算項目の組み替えをお願いするものでございます。

次に、歳出です。

2款、1項後期高齢者医療広域連合納付金58万2,000円の増は、滞納繰越分、普通徴収保険料の増額による保険料負担金の変更見込みによる増額でございます。

62ページ以降の事項別明細書については、説明を省略させていただきます。

以上で議案第67号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第67号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第26 議案第68号 平成30年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第26、議案第68号 平成30年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 議案第68号 榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書は37ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,329万2,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,473万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、歳入歳出ともに主に事業確定見込み等による補正でございます。

続きまして、議案参考資料65ページをお願いします。

主要事項で主なものについて説明を申し上げます。

初めに、歳入です。

3款支払基金交付金184万2,000円は、前年度実績確定に基づく追加交付でございます。

8款繰越金4,141万2,000円は、前年度決算確定に伴う繰越金でございます。

次に、歳出でございます。

1款認定審査費等費2万1,000円は、渋川、吉岡、榛東の3市町村共同で設置する介護認定審査会との通信について、現在のI S D回線から光回線に変更するための工事費でございます。審査会システムとの調整が整い、補正予算をお願いするもので、通信速度が速くなり、事務の効率化が図られます。

4款介護給付費準備基金積立金404万9,000円は、前年度繰越金から今回補正する額を減じた額を基金に積み立てるものでございます。

5款国・県支出金償還金3,920万5,000円は、前年度介護給付費負担金及び地域支援事業費交付金の額確定に伴う精算を行うもので、超過交付されていた国庫金を返還するものでございます。

66ページ以降は事項別明細書になりますが、説明を省略させていただきます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第68号 平成30年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第69号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第27、議案第69号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案書で説明をさせていただきます。40ページをお願いいたします。

議案第69号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

これは、平成29年度の事業確定に伴い、歳入予算において一般会計繰入金と前年度繰越金の補正をするものでございます。

続きまして、議案書の41ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。

3款、1項一般会計繰入金、補正額8,000円の減、これは平成29年度の事業確定に伴い、一般会計繰入金を減じるものでございます。

4款、1項繰越金、補正額8,000円、これは給食費から食材購入に要した残金でございます。

以上をもちまして、榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わりにいたします。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第69号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇
◎日程第28 議案第70号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予

算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第28、議案第70号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案書42ページをごらんください。

議案第70号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算にそれぞれ114万8,000円を加え、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,335万7,000円とするものです。

それでは、議案参考資料76ページをごらんください。

事項別明細書の歳入です。

3款、1項、1目、1節繰越金114万8,000円は前年度繰越金で、平成29年度に消費税中間申告分として支払う予定でしたが、榛東村自然エネルギー発電事業特別会計から榛東村太陽光発電事業特別会計へ名称の変更を行ったことにより、制度上支払うことができなかった消費税分を決算余剰金として繰り越したものです。

次に、77ページをごらんください。

歳出です。

1款、1項、1目、27節公課費114万9,000円は、支払うことのできなかった中間申告分の消費税です。今回の補正予算が可決された後、確定申告分と一括で支払う予定となっております。

また、28節繰出金1,000円の減額は一般会計への繰出金となっています。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第70号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり

り賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第29 議案第71号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第29、議案第71号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

[上下水道課長 山口誠一君発言]

○上下水道課長（山口誠一君） 議案書45ページをお願いいたします。

議案第71号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額につきまして、扶養手当、児童手当の増加に伴い、手当の増額を行うものです。

水道事業費用の支出予定額の総額に13万円を加え、総額を2億9,016万2,000円とするものです。

議案参考資料78ページをお願いいたします。

水道事業費用につきまして、1款、1項営業費用、補正額13万円の増額は、総係費の職員給与等手当の増額でございます。

議案参考資料81ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。

職員数につきましては変更はございません。

なお、その他の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第71号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第71号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第30 議案第72号 平成29年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について

○議長（南 千晴君） 日程第30、議案第72号 平成29年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

[上下水道課長 山口誠一君発言]

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、議案第72号 平成29年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてご説明をいたします。

議案書46ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、平成29年度榛東村上水道事業会計の剰余金のうち、5,083万2,570円を建設改良積立金の積み立てとして処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書47ページをごらんください。

平成29年度榛東村上水道事業剰余金処分計算書でございます。朗読をもって説明とさせていただきます。

当年度末残高、建設改良積立金5,000万円、未処分利益剰余金5,714万6,225円、議会の議決による処分額のうち建設改良積立金5,083万2,570円、未処分利益剰余金5,083万2,570円の減、処分後残高、建設改良積立金1億83万2,570円、繰越利益剰余金631万3,655円とするものです。

以上で議案第72号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第72号 平成29年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 報告第3号 平成29年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について

◎日程第32 報告第4号 平成29年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について

○議長（南 千晴君） 日程第31、報告第3号 平成29年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について及び日程第32、報告第4号 平成29年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率については、関連がございますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第31及び日程第32を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、報告第3号 平成29年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について説明申し上げます。

議案書48ページ、お願いいたします。議案参考資料につきましては84ページ、お願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき報告するものでございます。初めに、実質赤字比率です。この比率は、普通会計で求めるもので、本村におきましては一般会計、住宅新築資金等貸付特別会計及び学校給食事業特別会計の合算の実質収支が赤字の場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率です。この3つの会計につきましては、実質収支はいずれも黒字、またはゼロですので、「－」該当なしとなっております。

続いて、連結実質赤字比率です。この比率は、本村全ての会計の収支額の合計値が赤字となった場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率です。平成29年度の全会計における実質収支額はいずれも黒字、またはゼロですので、「－」該当なしとなっております。

次に、実質公債費比率です。この比率は、一般会計等が負担する全会計と特別会計、公営企業会計、

一部事務組合会計の合算ですが、この公債費などの標準財政規模に対する比率です。過去3年間の平均値であらわしますが、9.0%でした。

次に、将来負担比率です。この比率は、将来負担すべき実質的な負債額から充当可能な基金の残高などを差し引いた額の標準財政規模に対する比率です。同じように「－」該当なしとなっております。

以上の1つでも早期健全化基準、財政再生基準となった場合には、議会の議決を得て財政健全化計画を定めることとなっております。

続きまして、報告第4号 平成29年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率についてです。

議案書49ページ、議案参考資料につきましては86ページ、お願いいたします。

こちらでも地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものです。

この比率は、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する割合です。対象となる会計は、上水道事業会計のほか、公共下水道事業、農業集落排水事業、太陽光発電事業の3特別会計となっております。いずれの会計も資金不足はありませんので、備考記載のとおり「－」該当なしとなっております。

以上、説明申し上げましたとおり、平成29年度決算における一般会計、特別会計、企業会計の財政の健全性は十分に保たれております。

また、監査委員の審査意見につきましては、平成29年度榛東村決算等審査意見書の87ページに財政の健全化に関する審査が、88ページに経営の健全化に関する審査がそれぞれ掲載されております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

◇

◎日程第33 発委第4号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則について

○議長（南 千晴君） 日程第33、発委第4号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 山口宗一君登壇〕

○議会運営委員長（山口宗一君） 11番山口です。

発委第4号について説明させていただきます。

榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則について。

榛東村議会傍聴規則（平成12年榛東村議会規則第1号）の一部を改正する規則について、地方自治

法第111条第1項及び榛東村議会会議規則第13条第3項の規定により提出する。

平成30年9月19日提出。

提出者、榛東村議会運営委員会委員長、山口宗一。

提案理由、議会の傍聴を広く住民に公開するため所要の改正を行うもの。

次のページをごらんください。

榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則。

榛東村議会傍聴規則（平成12年榛東村議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削る。

次のページをごらんください。

右側が現行でございます。左側が改正案でございます。

前のページにお戻りください。

この規則は、平成30年9月19日から施行する。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

7番高田清一議員。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 7番高田です。反対討論を行います。

厳粛かつ静粛な議場内で乳幼児はよしあしの判断ができない。また、会議の状況を理解することはできないというふうに思います。状況に応じて議長が議場を退場を命ずることはできますけれども、その間、審議はストップをしてしまいます。

群馬県内35市町村でも、30市町村が原則入場は認めてない状況でもあります。また、現状のままでも父母等と一緒にいる場合、今でも議長が許可をすれば入場できるようになっています。

今後、乳幼児を抱える保護者からの要求、要請があった場合や児童に関してはこの対象から外す等の内容も含め、継続検討していくべきと考えます。

以上から、現状変更することに対し、審議不十分、時期尚早と判断し反対をいたします。

○議長（南 千晴君） 次に賛成の討論を許可いたします。

9番松井保夫議員。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 9番松井です。賛成討論をします。

全国的に制限を設けない地方自治体が多くなっている現状を踏まえて、気軽に議会傍聴できるように、子どもをお持ちの親御さんが気軽に傍聴できる体制を早目にとっていく観点から賛成をいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

4 番村上慎一議員。

〔4 番 村上慎一君発言〕

○4 番（村上慎一君） すみません、反対討論ですけれども、先ほどの委員長の提案理由に、議会の傍聴を広く住民に公開するための所要の改正とありますけれども、削除されちゃう4条ですか、ここには、先ほど柁井議員が言ったように、児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではないということは、傍聴の手続第2条にあるように、所定の場所で自己の住所氏名を傍聴人受付簿に記載しなければならない、児童は書けるかもしれませんが、乳幼児は多分書けないでしょう。となると、高田議員が言われたように議会に興味のある父兄が乳幼児を連れて入ることが今現状では議長の許可で入れます。それをなくしちゃうと、その人も入れなくなっちゃう。これは傍聴の広く住民に公開することに逆行すると私は思います。

それと、第5条にあるように、傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨としとありますけれども、乳幼児が飲食、喫煙はしないでしょけれども、授乳が飲食に該当するか、あとは乳幼児の仕事は泣くか寝るかおっぱい飲むかだと思えますけれども、もし泣いちゃったとき等々ですね、一緒にいた父兄が席を離れることになると思いますけれども、それがみだりに席を離れることに該当すると、せっかく議会に興味を持っていた傍聴人の次のときの参加をそぐとしますので、私は現行のままでいいと思ひまして、反対します。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

3 番蜂巢實議員。

〔3 番 蜂巢 實君発言〕

○3 番（蜂巢 實君） 反対討論ですけれども、高田議員さん、村上議員さんがおっしゃられたとおり、やはり親が子どもに気をとられて傍聴に集中することができない、それがまず1点と、泣き声等でですね、やはり議会傍聴運営に支障を来す、この観点から見て、私は反対いたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

10 番小山久利議員。

〔10 番 小山久利君発言〕

○10 番（小山久利君） 賛成討論を行います。

先ほど議運の委員長報告したとおり、議会の傍聴を広く住民に公開するためということで、児童、乳幼児は保護者が同伴で来ると思います。保護者の責任において退席はされると思われま。議会運

当には支障がないといえ、全くないというわけではございませんが、広く傍聴に来ていただくためには、やはりこの4条は必要ない項目だと思います。

以上、賛成といたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 反対討論を行います。

まず、議場は一般的に厳粛な場だと言われております。当然のことながら議場の秩序を乱すようなことについては傍聴規則でも、例えば新しく設けたのが棒ですか、傘ですか、そういうものは持ち込まないようにと、つえか。そういうことまで規定をしてきているわけです。ですから、まず議事の進行に差しさわりのあるかないかということをはっきりと議論をして、その上において、でも、やっぱり広く傍聴を議会の立場からしてもらい必要があるだろうということになったら、じゃ、そのためには、とりわけ乳児に対する対策はどうするのか。例えば託児所を設けるとか、そういういろいろな議論をしなければならない問題だと思うんですね。ですから、今拙速に4条4項を削るということではなく、今後きちっと議論をしていく必要があるということで、私はこの発委4号には反対をいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

8番清水健一議員。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 自分は賛成の立場で討論を行います。

委員長報告のとおり、議会の傍聴を広く住民に公開するため改正を行うものであって、傍聴の制限を設けない、これが開かれた議会につながると思いますので、賛成をいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔発言する声あり〕

○議長（南 千晴君） 2回だめです。討論は1人1回です。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第4号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（南 千晴君） 賛成5、賛成少数です。

よって、本案は否決されました。



◎日程第34 文教厚生常任委員会に付託の陳情第9号について

○議長（南 千晴君） 日程第34、文教厚生常任委員会に付託の陳情第9号についてを議題といたします。

過日、付託を行いました陳情第9号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書について、清水文教厚生常任委員長より審査経過及び結果について報告を求めます。

清水文教厚生常任委員会委員長。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 平成30年陳情第9号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について、委員長報告をいたします。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成30年陳情第9号、付託年月日、平成30年9月5日、件名、群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について。

本委員会の意見、9月6日、本委員会において審査した結果、重大な過失による医療事故が発生したものの群馬大学医学部附属病院は、難治性疾患を含むさまざまな症例患者を受け入れ、最先端の高度医療を提供することで、住民の安全で安心な暮らしの維持につながっているという視点を重視し、全員賛成で採択とする。

審査結果、採択。

以上です。

○議長（南 千晴君） ただいま清水文教厚生常任委員長より、陳情第9号については採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第35 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）

○議長（南 千晴君） 日程第35、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会常任委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第36 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）

○議長（南 千晴君） 日程第36、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第37 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第38 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第39 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第40 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

日程第37、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第40、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第37から日程第40までを一括議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から所管事務のうち、お手元に配付しました調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議会運営委員長及び各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第４１ 議員派遣について

○議長（南 千晴君） 日程第41、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定いたしました。

◎日程第４２ 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（南 千晴君） 日程第42、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

小山久利広域議員から報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君登壇〕

○10番（小山久利君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会の報告。

平成30年7月20日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、平成30年7月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会が開催され、議案2件が上程されました。

議案についての内容ですが、1件目は老朽化した水槽つき消防ポンプ自動車を更新する財産の取得案件、2件目は渋川広域消防署に配置した緊急自動車を更新する財産の取得案件でございます。議案につきましては、両案とも慎重審議の上、原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（南 千晴君） 小山議員から報告が終了いたしました。本件につきましては、報告のみといたします。

ここで着座のまま暫時休憩といたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定しました。

◎追加日程第1 発委第5号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について

○議長（南 千晴君） 追加日程第1、発委第5号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水文教厚生常任委員会委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 平成30年陳情第9号にかかわる群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書提出について、意見書を読み上げ説明にかえさせていただきます。

群馬大学医学部附属病院（以下「群大病院」という。）では、腹腔鏡手術を受けた患者が死亡する一連の医療事故が判明し、平成27年6月、特定機能病院の承認を取り消されたが、事故の判明以来、診療体制の見直しや安全管理体制の整備、病院開設者である群馬大学をあげたガバナンスの強化など様々な改革を徹底して進めている。こうした再発防止のための取組の実績は、外部委員で構成される病院監査委員会においても高く評価されており、これらの実績等を踏まえ、本年5月31日に厚生労働大臣あて特定機能病院の再承認の申請を行ったところである。

群大病院は、難治性疾患を含む様々な症例の患者を受入れ、最先端の高度医療を提供してきたが、特定機能病院としての取扱いがなされないことは、同病院の高度医療技術の研究開発や人材育成機能にも支障を来している。

また、このような状況は、若手医師に対する不安感や求心力低下を招き、臨床研修医の採用数が大きく減少するなど、極めて厳しい状況を生じさせているところである。

群大病院に本来期待される高度医療の提供や医師の養成や確保という役割をこのまま十分に果たす

ことができない場合には、住民から必要な医療を受ける機会を奪い、地域医療の崩壊につながりかねない。

については、住民の安全で安心できる暮らしを維持確保するために、国においては、群大病院について、特定機能病院として早期の再承認を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月19日、榛東村議会議長、南千晴。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

お手元に配付したとおり、意見書を関係機関宛てに提出することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は意見書を提出することに決定いたしました。

◇

◎議長挨拶

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、本日までに付議された案件は全て終了いたしました。

ここで閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

9月3日の開会以来、本日までの17日間、5名の議員による一般質問、平成29年度各会計決算の認定、本年度補正予算などについて熱心な質疑、討論がなされ議決いただき、本議会が閉会できますことに対し厚く御礼申し上げます。

日増しに秋の気配が深まってまいりました。議員各位におかれましては、季節の変わり目、健康には十分ご留意され、なお一層のご活躍をお祈りし、閉会の挨拶といたします。

◇

◎閉 会

○議長（南 千晴君） 大変お疲れさまでした。

午前11時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会議員 波 多 野 宏 美

榛東村議会議員 善 養 寺 孝